

官報

号外 平成二年三月二十八日

○第百十八回 衆議院會議録 第九号(一)

平成二年三月二十八日(水曜日)

議事日程 第六号

平成二年三月二十八日

午後三時開議

第一 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

○議長の(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

午後五時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

○議長の(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

午後五時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

山村振興法の一部を改正する法律案(安倍晋太郎君外十四名提出)
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

午後五時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

午後五時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

午後五時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

午後五時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、二項目にわたる附帯決議が附されました。

次に、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、明日香村における歴史的風土の保存を住民生活との調和を図りつつ行うための明日香村整備計画を平成二年度以降についても策定し、同計画の円滑な推進を図るため、本年度末で期限切れとなる明日香村が行う特定事業に対する国の負担または補助の割合の特別措置を、引き続き平成十一年度まで十年間延長しようとするものであります。

本案は、去る三月十三日本委員会に付託され、昨三月二十七日坂本内閣官房長官から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、四項目にわたる附帯決議が附されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

日程第三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。災害対策特別委員長三ツ林弥太郎君。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○三ツ林弥太郎君 たいま議題となりました地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、第九十一回国会の昭和五十五年に災害対策特別委員会提出による五年間の時限立法として制定されたものであります。その後、第百二回国会の昭和六十年三月、本法の有効期限を昭和六十五年三月三十一日すなわち平成二年三月三十一日までとする五年間の期限延長をしたものであります。

この間、予想される東海地震に備えまして、地震防災対策強化地域においての地震対策緊急整備事業が今日まで鋭意実施されてきたところであります。この法律は、平成二年三月三十一日をもってその効力を失うこととなっております。

しかしながら、地震対策緊急整備事業については、これまでに実施できなかった事業がまだかなり残されているところであります。

本案は、このような本法の実施状況及び事業の緊急性にかんがみ、地震防災対策強化地域における防災対策の万全を期する上から、本法の有効期限をさらに五年間延長し、当該事業を引き続き推進しようとするものであります。

本案の主な内容について御説明いたします。

第一は、本法の有効期限を五年間延長し、平成七年三月三十一日までとすることです。

第二は、その他所要の措置として、本法第二条第一項の承認を受けた地震対策緊急整備事業計画は、平成二年四月一日から起算して五年以内に達成されるような内容のものでなければならぬとするもので、その趣旨とするところは、地震対策緊急整備事業を可及的速やかに推進しようとするものであります。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長岸田文武君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

○岸田文武君 たいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、国名の変更に伴い、「在ビルマ日本国大使館」の名称を「在ミャンマー日本国大使館」に改めること。

第二に、在ナミビア日本国大使館及び在エディンバラ日本国総領事館を設置するとともに、これらの在外公館に勤務する在外職員の内勤基本手当の基準額を定めること。

第三に、既設の在外公館に勤務する在外職員の内勤基本手当の基準額の改定を行うことを内容とするものであります。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第五とともに、日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

日程第五 地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第六 過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、地方税法の一部を改正する法律案、日程第六、過疎地域活性化特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。地方行政委員長島村宜伸君。

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書
過疎地域活性化特別措置法案

(本号(二)に掲載)

〔島村宜伸君登壇〕

○島村宜伸君 たいい議題となりまして両案につきまして申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について、所得割の非課税限度額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額の引き上げ等を行うとともに、特別地方消費税の免税点

を飲食等については七千五百円に、宿泊等については一万五千円にそれぞれ引き上げる等の措置を講ずるほか、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長を行い、あわせて、不動産取得税、固定資産税等の非課税等特別措置の整理合理化等を行うとするものであります。

本案は、三月二十六日本委員会に付託され、昨二十七日奥田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、地方税源の充実強化、個人住民税の非課税限度額の引き上げ等について質疑応答が行われました。

同日質疑を終了いたしましたところ、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の三派共同により、原案から特別地方消費税に関する改正部分を削除することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に付し、自由民主党を代表して野中広務君から原案賛成、修正案反対、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党を代表して元信義君から、また、日本共産党を代表して吉井英勝君から原案反対、修正案賛成の意見がそれぞれ述べられ、次いで採決の結果、三派共同提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、過疎地域活性化特別措置法案についての趣旨弁明を申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明いたします。御承知のように、現行の過疎地域振興特別措置法は、過疎地域に対する当面の緊急対策である旧過疎法の失効により、昭和五十五年に旧法と同じく超党派の議員立法として制定されたものであります。この三月末日をもちまして有効期限が経過しようとしております。

これまでの間、積極的な過疎対策の推進の結果、着実に成果が上がりつつありますが、依然、多くの過疎地域においては、人口の著しい減少に伴って地域の活力が低下していると言わざるを得ない現状にあります。

このような見地から、今後とも、引き続き、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与するため、本案を提出した次第であります。

次に、本案の概要について御説明申し上げます。

第一に、過疎地域の範囲は、国勢調査の結果による人口の減少率が、昭和三十五年から昭和六十年までの二十五年度間に二五%以上、または人口減少率が二〇%以上で高齢者比率が一六%以上、または人口減少率が二〇%以上で若年者比率が一六%以下の地域で、かつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度の平均財政力指数が〇・四四以下の市町村の区域としております。

なお、今後実施される国勢調査の結果、これらの人口減少率等と同様の要件に該当することとなる市町村については、過疎地域の市町村として追加していくこととしております。

第二は、過疎対策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村及び都道府県知事は、都道府県知事が内閣総理大臣と協議して定める過疎地域活性化方針に基づき、それぞれ過疎地域活性化計画を策定し、相互に緊密な連携により活性化対策事業を実施していくこととしております。

第三は、過疎地域活性化のため、国の負担または補助の割合の特例、過疎対策事業債の発行、市町村道等の都道府県による代行整備等の特別措置を引き続き講ずることとするほか、過疎対策事業債の対象事業の拡大、介護支援機能及び居住機能等を有する小規模の複合型施設の整備に対する補助事業の新設等、特別措置の拡充を図ることとしております。

第四に、この法律は、十年間の時限立法とし、平成二年四月一日から施行し、平成十二年三月三十一日限りでその効力を失うこととしております。

また、現行の過疎地域の市町村のうち、本案で対象とならないものに対しては、五年間過疎対策事業債の発行を認める等、激変緩和のための経過措置を講ずることとしております。

以上が本案の提案の趣旨及びその概要であります。以上が、昨二十七日地方行政委員会において、全会一致をもって委員会提出の法案とすることに決定したものであります。

なお、本案を決定するに際しまして、内閣の意見を聴取いたしましたところ、佐藤国土庁長官から、本案について異存はない旨の意見が述べられました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案中、日程第五につき討論の通告があります。順次これを許します。谷村啓介君。

〔谷村啓介君登壇〕
○谷村啓介君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、たいい議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論を行います。(拍手)

まず、本案に対しては、委員会採決に際して、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党が共同で修正案を提案いたし、残念ながら否決されたことを述べておきたい。以下、私どもが本案に対して修正案を提案いたしました理由と、政府案に反対する趣旨を述べます。

第一の理由は、本案件が多くの重要問題を含んでいるにもかかわらず、十分な審議時間を保障されないまま、いわゆる日切れ扱いで簡便に処理が行われようとしている点であります。

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

成立を図り、取り扱いにおいて与野党一致を見ない部分については、なお政府提出案件としてそのまま残し、審議の機会を確保するよう主張してまいりました。

このような方法は、むしろ過去、地方自治法改正案、地方税法改正案の二度にわたり、政府・与党から要請され、野党もこれを受け入れたものであります。ところが、与党においては、今回に限って、こうした野党からの積極的な協力の申し出を受け入れませんでした。このような与野党の姿勢は極めて遺憾であり、法案提出の当初から審議の時間を考慮せず、ただ成立のみを期するという国会軽視のあらわれと言わざるを得ません。(拍手)

第二に、平成二年度税制においては、消費税の存廃をめぐるこれからの本格的な審議、議論が始められるところであり、政府の消費税見直し法案、近く提出される野党四会派の消費税廃止法案が、これから国会で本格的に議論されようとしております。

本案においては、特別地方消費税の改正が含まれておりますが、この特別地方消費税に関しては、免税点の引き上げや税収の一部市町村への交付等を定める前に、さきの臨時国会で可決され参議院提出法案となりながら衆議院においては廃案とされた消費税廃止・税制再改革関連九法案とのかかわりにおいても、先に議論すべきことがたくさん残されております。私も、政府の改正規定に対して賛否を決する前に、その大もとを議論すべきとしたのであります。

しかしながら、政府・与党はこれを全く無視する態度に出たため、やむを得ずこの部分を削除する修正案を提案せざるを得なかったものであります。したがって、私たちのやむを得ぬ選択である特別地方消費税に係る規定の削除が仮に実現したとしても、それは政権与党としての責任を顧みずかたくなな姿勢に終始した与党にこそ非があるものであり、それを野党の責任に転嫁しようとし悪

地方税法の一部を改正する法律案外一案 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件外一件

宣伝をするとするなら、これは天に比べるがごときものであります。(拍手)

以上が反対の主たる理由であります。御承知のように、私も毎年度の政府の地方税法改正案について一貫して反対をしております。しかし、今回、これから消費税をめぐって税制の大きな枠組みの議論が行われようとしているとき、議案となっており政府改正案においては住民税減税などが含まれておりますので、私たちの消費税廃止の主張に対して、その議論の余地が保障され、私も主張するところの法案の分離処理に与党が応ずるなら、本案に賛成の態度をとる予定だったのであります。しかし、残念ながら、与党がこれを受け入れないため、本案について従来どおり反対の態度をとらざるを得なかったものであります。

そうした意味におきましても、政府・与党は、今後の国会運営について、みずから好んで与野党対決の道を選択したと言わざるを得ないというところを申し上げ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 野中広務君。

〔野中広務君登壇〕
○野中広務君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を行うものであります。(拍手)

長年の課題でありました税制改革は、第百十三回国会において関連法が成立し、その実現を見たところであります。新税に対する国民のいら立ちも、今日においては税制改正の全体像が理解をされ、当面は、さらにこの税制の円滑な定着を図っていくことが肝要であると考えております。

明年度の地方税制改正につきましては、第一に、個人住民税において、所得割の非課税限度額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額の引き上げ並びに損害保険料控除制度の創設等による減税を行おうとしております。これらの改正

は、自助努力による高齢化社会への対応と生活の安定に資するものであります。

第二に、土地税制の総合的見直しの手始めとして、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長等を行うこととしております。また、地方税負担の適正合理化のため、非課税等特別措置の整理合理化も行おうとしております。

第三は、特別地方消費税につきましては、最近の消費動向及び消費態様の変化等を考慮し、なお一層の負担の軽減を行うため、免税点の引き上げ等を行い、国民の減税に対する期待にこたえようとするものであります。また、道府県から納税地の市町村に対しその収入額の五分の一を交付することとし、市町村の財源充実に資することとしております。

この改正は、昭和六十三年四月二十二日本院地方行政委員会において社会党、同じく四月二十六日民社党のそれぞれ所属委員が道府県の料飲税を市町村に交付されるよう強く求められた趣旨に沿うものであります。すなわち、国の消費税とは全く関係がありません。にもかかわらず、野党は、消費税という名称や実施時期にこだわらず、平年度五百億円という減税に反対をし、みずから税源の市町村への交付を強く求めながら、国民の大きな願いと市町村の期待を裏切って特別地方消費税の改正に反対されることは、全く理解できないところであります。(拍手)

以上申し上げましたように、今回の地方税法の改正は、最近の社会経済情勢等から見ますといずれも適切妥当なものであり、賛意を表する次第であります。

以上をもちまして私の賛成討論を終わります。

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件、関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長柿澤弘治君。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号(一)に掲載〕

〔柿澤弘治君登壇〕

○柿澤弘治君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国は、昭和六十三年二月のガット理事会の勧告を受けて、一定の農産物に係る輸入割当制度の多くを撤廃することとしております。

このうち砂糖を主成分とする調製食料品につきましては、輸入割当制度を撤廃すると同時に、砂糖

糖の類似品が低い関税率で輸入されることにより、国内の砂糖価格の安定に対して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることとし、このため、ガット第二十八条に定める手続に従い、アメリカ合衆国と交渉を行ってまいりました。また、我が国が当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることに関心を表明してきた欧州経済共同体とも交渉を行い、それぞれ合意に達しましたので、本年二月二十三日ジュネーブにおいて両文書に署名いたしました。

両文書は、ほぼ同様のものであり、当該調製食料品のうち砂糖の類似品について譲許税率を三・五%から一・九%に引き上げること、調製食料品のうち砂糖の類似品以外のものの一部分について譲許税率を三・五%から三・〇%に引き下げることと規定しております。

両件は、去る三月九日に外務委員会に付託され、本二十八日両件について中山外務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、いずれも多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両件を一括して採決いたします。両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○佐藤敬夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

案、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長衛藤征士郎君。

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

○衛藤征士郎君登壇

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、
第一に、公的年金等控除につきまして、定額控除を年齢六十五歳以上の者にあっては八十万円から百万円に、年齢六十五歳未満の者にあっては四十万円から五十万円にそれぞれ引き上げる等の改正を行うこととしております。

第二に、個人年金保険料につきまして、現行の生命保険料控除から除外して別に控除を認めることとし、その控除限度額を五千円から五万円に引き上げる改正を行うこととしております。

その他、寡婦控除の適用要件である所得限度額を三百万円から五百万円に引き上げることとするほか、非居住者等が行う土地等の譲渡の対価について源泉徴収を行う等の措置を講ずることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、
第一に、土地税制につきまして、超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度等の適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

第二に、住宅取得促進税制につきまして、税額控除期間を六年間に拡充する等の措置を講ずるとともに、その適用期限を二年延長することとしております。

第三に、製品輸入促進税制を創設することとしております。

第四に、企業関係の租税特別措置等につきまして、整理合理化を図る等必要な改正を行うこととしております。

その他、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例等適用期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

所得税法の一部を改正する法律案外三案 山村振興法の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

六

この法律案は、国家公務員等の旅行に際して支給される旅費につきまして、最近における宿泊料金の実態等を考慮し、国内旅行における日当、宿泊料等の定額を約三二%引き上げることにより、移転料につきまして、国家公務員の実態にかんがみ、その定額を約三四%引き上げることにより、次に、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、第一に、工業製品千八百品の関税の撤廃または引き下げを行うとともに、農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずる等の改正を行うことにより、輸入時と同一状態で再輸出される貨物についての戻税制度を新設することにより、その他、平成二年三月末に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の減免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行うことにより、以上の四案につきましては、昨日橋本大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。次いで、四案につきまして順次採決をいたしましたところ、所得税法の一部を改正する法律案については全会一致をもって、租税特別措置法の一部を改正する法律案については多数をもって、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案については全会一致をもって、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案については多数をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、以上の各案に対しそれぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

安倍晋太郎君外十四名提出、山村振興法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

山村振興法の一部を改正する法律案(安倍晋太郎君外十四名提出)

○議長(櫻内義雄君) 山村振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長亀井静香君。

山村振興法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔亀井静香君登壇〕

○亀井静香君 ただいま議題となりました山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、山村をめぐる厳しい情勢にかんがみ、山村振興法に基づく農林漁業金融公庫資金の貸付要件を改善し、山村振興対策の一層の充実を図ろうとするものであります。

その主な内容は、第一に、貸し付けの対象者の範囲として、農林漁業を営む者の組織する法人を加えること、第二に、貸付対象事業として、共同利用施設の造成等を加えることとするものであります。

本案は、三月二十六日本委員会に付託され、本二十八日提出者を代表して大原一三君から趣旨の説明を聴取した後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(櫻内義雄君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長上草義輝君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔上草義輝君登壇〕

○上草義輝君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

まず、収支予算について申し上げます。受信料については、今後五カ年の経営計画のもとに、訪問集金の場合、現行のカラー契約月額千七百円を千三百七十円に、普通契約月額七百円を八百九十円に、衛星カラー契約月額二千円を二千三百円にそれぞれ改定する等としております。

一般勘定の事業収支においては、収入は四千八百四十五億九千万円、支出は四千四百八十億四千万円となっており、収支差金は三百六十五億五千万円で、このうち、百五十億九千万円を資本支出に充当し、残り二百十四億六千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とすることとしております。

一般勘定の資本収支については、収入支出とも八百六十一億七千万円となっており、建設費六百二十八億円等を計上しております。

次に、事業計画について、その主なものを申し上げます。

全国あまねく受信できるよう、衛星放送設備の整備等を進めるとともに、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公正な報道と豊かな放送番組を提供すること。

新受信料額の定着と受信者の把握に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図ること等となっており、業務の推進に当たっては、経営全般にわたり抜本的な見直しを行い、一層創造的で能率的な運営を目指すこととしております。

最後に、資金計画については、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当なもの」と認められ、去る三月二十日通信委員会に付託され、委員会の意見が附されております。

本件は、去る三月二十日通信委員会に付託され、委員会においては、昨三月二十七日深谷郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、また、島日本放送協会会長から補足説明を聴取した後、同日及び本二十八日の両日質疑を行い、採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が附されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 中山 太郎君
大蔵大臣 橋本龍太郎君
郵政大臣 深谷 隆司君
自治大臣 奥田 敬和君
国務大臣 佐藤 守良君
国務大臣 坂本三十三次君

○朗読を省略した議長の報告

(応召議員)

一、今二十八日、召集に応じた議員は次のとおりである。

愛知県第二区選出

(理事補欠選任) 丹羽 兵助君

一、昨二十七日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 木村 義雄君(理事青木正久君去る十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

松岡 利勝君 補欠 古賀 一成君

神田 厚君 高木 義明君

高木 義明君 神田 厚君

古賀 一成君 松岡 利勝君

法務委員

辞任

加藤 紘一君

佐藤 隆君

中野 寛成君

中谷 元君

御法川英文君

小平 忠正君

外務委員

辞任

伊藤 英成君

中野 寛成君

文政委員

辞任

塩谷 立君

増子 輝彦君

社会労働委員

辞任

今枝 敬雄君

今津 寛君

岡田 克也君

柳田 稔君

加藤 紘一君

杉山 憲夫君

松岡 利勝君

菅原喜重郎君

農林水産委員

辞任

佐藤 隆君

鳩山由紀夫君

三原 朝彦君

御法川英文君

山内 弘君

加藤 繁秋君

山内 弘君

加藤 繁秋君

運輸委員

辞任

高木 義明君

神田 厚君

高木 義明君

建設委員

辞任

杉山 憲夫君

松本 龍君

山内 弘君

菅原喜重郎君

長田 武士君

加藤 繁秋君

北沢 清功君

小坂 憲次君

森本 晃司君

柳田 稔君

菅原喜重郎君

環境委員

辞任

宇都宮真由美君

遠藤 和良君

松本 龍君

長田 武士君

宇都宮真由美君

遠藤 和良君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

佐藤 隆君

菅原喜重郎君

御法川英文君

柳田 稔君

菅原喜重郎君

(議案提出)

一、昨二十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

補欠 神田 厚君

高木 義明君

小坂 憲次君

北沢 清功君

加藤 繁秋君

柳田 稔君

森本 晃司君

山内 弘君

菅原喜重郎君

長田 武士君

杉山 憲夫君

松本 龍君

宇都宮真由美君

遠藤 和良君

長田 武士君

菅原喜重郎君

御法川英文君

柳田 稔君

佐藤 隆君

菅原喜重郎君

補欠 神田 厚君

高木 義明君

小坂 憲次君

北沢 清功君

加藤 繁秋君

柳田 稔君

森本 晃司君

山内 弘君

菅原喜重郎君

長田 武士君

杉山 憲夫君

松本 龍君

宇都宮真由美君

遠藤 和良君

長田 武士君

菅原喜重郎君

御法川英文君

柳田 稔君

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 朗読を省略した議長の報告

過疎地域活性化特別措置法案(地方行政委員長提出)

(議案送付)

一、昨二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

国立劇場法の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、文教委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二年三月二十七日

文教委員長 船田 元

衆議院議長 櫻内 義雄殿

官報

号外

平成二年三月二十八日

○第百十八回 衆議院會議録 第九号(二)

〔本号(一)参照〕

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二年三月九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律

附則

国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十五年度」を「平成二年」に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理由

国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成二年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 内閣総理大臣は、新たに、平成二年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国土調査の実情にかんがみ、今後とも計画的に国土調査事業を促進するための措置として、必要なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年三月二十七日

建設委員長 中島 衛
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 国土調査の実施に当たっては、国土の全域にわたり均衡のとれた進捗が図られるよう留意するとともに、立ち遅れている都市部における地籍調査事業の一層の促進に努めること。

二 地方公共団体における国土調査の実施体制及び管理体制を拡充するとともに、所要の経費の確保に努めること。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「平成元年度」を「平成十一年度」に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理由

明日香村整備計画の円滑な推進を図るため、引き続き、明日香村に対する財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の円滑な推進を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 明日香村整備計画に基づいて明日香村が行う特定事業に対する国の負担又は補助の割合の特別措置を、平成十一年度まで十年間延長するものとする。

2 この法律は、平成二年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、明日香村整備計画の円滑な推進を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年三月二十七日

建設委員長 中島 衛
衆議院議長 櫻内 義雄殿

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

〔別紙〕

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。
一 平成二年度以降における明日香村整備計画の策定に当たっては、明日香村と十分に協議するとともに明日香村に対し、住民の意見、要望の集約に努めるよう指導すること。
二 国は、明日香村整備基金については、将来著しい経済変動があった場合には適切な配慮を行うこと。

三 明日香村の農林業は、明日香村における歴史的風土の保存上重要な役割を担っていることにかんがみ、今後とも、その振興に努めること。
四 明日香村の埋蔵文化財等の発掘調査、遺跡範囲確認等を計画的に推進し、その保護、活用に努めること。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

提出者
平成二年三月二十七日

災害対策特別委員長 三ッ林弥太郎

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「昭和六十五年」を「平成七年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条第一項の承認を受けた地震対策緊急整備事業計画についての同法第三条第二項の規定の適用については、同項中「五箇年」とあるのは、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)附則第二項の規定の施行の日から起算して五年以内」とする。

3 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第十八号)の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

理由

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成七年三月三十一日まで延長する等の必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表アジアの項中 在ビルマ日本国大使館

「ラングーン」を削り、「在マレーシア日本国大使館」を「マレーシア」に改める。

「マレーシア」を「マレーシア日本国大使館」に改める。

「マレーシア」を「マレーシア日本国大使館」に改める。

「マレーシア」を「マレーシア日本国大使館」に改める。

別表第一の一 総領事館の表欧州の項中 在マルセイユ日本国総領事館

「マルセイユ」を「在マルセイユ日本国総領事館」に改める。

「マルセイユ」を「在マルセイユ日本国総領事館」に改める。

別表第二を次のように改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二年度約二百八十億円の見込みである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣 海部 俊樹

別表第二 在勤基本手当の基準額（第十条関係）
一 大使館

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
アジア	インド	810,000	670,000	612,600	572,400	512,200	449,400	389,200	344,300	304,100	279,200	259,200	239,100	219,000	199,000
	インドネシア	820,000	640,000	587,700	547,500	487,300	425,800	365,600	322,900	282,700	260,400	240,400	220,300	200,200	180,200
	ジャバネシア	820,000	850,000	783,600	737,400	688,000	592,500	523,100	463,800	417,500	381,300	358,200	335,100	311,900	288,800
	カンボジア	820,000	790,000	734,700	692,000	627,800	557,600	493,500	437,600	394,800	360,400	339,000	317,800	296,200	274,800
	シンガポール	820,000	680,000	604,700	561,500	496,700	431,900	387,100	323,900	280,700	259,100	237,500	216,000	194,400	172,800
	スリ・ランカ	750,000	650,000	600,400	561,100	502,200	440,700	381,300	337,700	298,500	274,000	254,400	234,800	215,100	195,500
	タイ	790,000	620,000	563,200	524,800	467,200	408,300	350,700	309,700	271,300	249,900	230,700	211,600	192,400	173,200
	大韓民国	990,000	770,000	696,400	646,600	572,000	497,400	422,800	373,100	328,300	298,400	273,600	248,700	223,800	199,000
	中華人民共和国	1,040,000	770,000	703,700	655,300	582,600	508,700	436,100	385,000	340,600	310,200	286,000	261,800	237,500	213,300
	ネパール	730,000	710,000	657,500	616,900	556,100	491,300	430,400	381,200	340,600	311,600	291,300	271,000	250,700	230,400
	バングラデシュ	760,000	660,000	606,400	566,700	507,200	445,000	385,500	341,000	301,300	276,600	256,800	236,900	217,100	197,200
	フィリピン	890,000	780,000	722,100	679,400	615,200	545,000	480,900	426,300	388,500	350,400	323,000	307,600	286,200	264,800
	ブータン	730,000	650,000	600,400	561,100	502,200	440,700	381,800	337,700	298,500	274,000	254,400	234,800	215,100	195,500
	ブルネイ	760,000	740,000	673,200	627,000	557,800	486,800	417,500	368,700	322,400	297,100	274,000	250,900	227,700	204,600
北米	アメリカ合衆国	950,000	690,000	632,600	589,000	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,300	240,000	218,200	196,300	174,500
	カナダ	860,000	700,000	635,300	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
中南米	アルゼンティナ	960,000	830,000	751,200	697,600	617,100	536,600	456,100	402,500	348,800	322,000	295,100	268,300	241,500	214,600
	パラグアイ	790,000	760,000	697,600	649,600	577,600	504,300	432,300	381,700	338,700	307,500	283,500	259,600	235,600	211,600
	ヴェネズエラ	880,000	780,000	708,500	657,900	582,000	506,100	430,200	379,600	329,000	303,700	278,400	253,100	227,700	202,400
	ウルグアイ	760,000	740,000	671,900	623,900	551,900	479,900	407,900	359,600	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000

官 報 (号 外)

エタラブル	670,000	660,000	594,200	555,400	497,100	436,300	378,100	334,400	295,600	271,400	252,000	232,600	213,100	193,700
エル・サルヴァドル	870,000	840,000	771,300	719,800	642,600	562,800	485,600	422,300	377,800	347,300	321,500	295,800	270,100	244,300
ガイアナ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
キューバ	870,000	840,000	773,600	724,700	651,400	574,200	500,900	443,800	394,500	361,300	336,900	312,500	288,000	263,600
グアテマラ	800,000	770,000	703,700	655,300	582,600	508,700	436,100	385,000	336,600	310,200	286,000	261,800	237,500	213,300
グレナダ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
コスタ・リカ	780,000	700,000	642,700	598,800	532,500	465,100	399,000	352,300	308,300	284,000	262,000	240,000	217,900	195,900
コロムビア	760,000	730,000	669,700	628,300	566,100	500,000	437,800	387,700	346,200	316,300	296,100	276,400	254,600	233,900
ジャマイカ	790,000	760,000	697,600	649,600	577,600	504,800	432,300	381,700	333,700	307,500	283,500	259,600	235,600	211,600
スリナム	990,000	960,000	875,200	816,300	728,000	637,000	548,700	485,000	426,100	391,800	362,400	332,900	303,500	274,000
セント・ヴァンセント	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
セント・クリストファー・ネイビス	640,000	620,000	569,300	530,500	472,200	412,700	354,500	313,000	274,200	252,600	233,200	213,800	194,300	174,900
セント・ルシア	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
トリニダード・トバゴ	720,000	660,000	598,600	555,900	491,700	427,600	363,500	320,700	277,900	256,600	235,200	213,800	192,400	171,000
ドミニカ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
ドミニカ共和国	640,000	620,000	569,300	530,500	472,200	412,700	354,500	313,000	274,200	252,600	233,200	213,800	194,300	174,900
トリニダード・トバゴ	820,000	790,000	722,100	672,300	597,700	521,800	447,200	394,900	345,100	318,000	293,200	268,300	243,400	218,600
ニカラグア	1,040,000	1,010,000	929,800	872,200	785,800	688,300	606,900	537,500	479,900	439,300	410,500	381,800	353,000	324,200
ハイチ	960,000	920,000	846,800	792,700	711,600	626,500	545,400	482,600	428,500	392,700	365,700	338,600	311,600	284,500
パナマ	820,000	750,000	685,900	640,500	572,500	501,800	433,700	383,600	338,200	310,700	288,000	265,300	242,600	219,900
パナマ	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
パラグアイ	680,000	660,000	606,000	564,600	502,400	438,900	376,700	332,700	291,200	268,300	247,600	226,900	206,100	185,400
バルバドス	810,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
ブラジル	760,000	650,000	593,800	553,200	482,400	430,200	369,300	326,200	285,600	263,100	242,300	222,500	202,200	181,900
ペリウ	890,000	860,000	789,700	736,800	667,700	576,900	496,700	439,100	386,300	355,100	328,700	302,400	276,000	249,600
ペルー	920,000	800,000	723,600	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100
ボリヴェア	760,000	740,000	685,900	646,600	587,700	522,700	463,800	411,400	372,200	339,400	319,800	300,200	280,500	260,900
ボリヴェア	800,000	780,000	710,300	663,200	592,500	519,200	448,500	396,600	349,500	321,100	297,600	274,000	250,400	226,900
ボリヴェア	940,000	780,000	710,300	663,200	592,500	519,200	448,500	396,600	349,500	321,100	297,600	274,000	250,400	226,900
ボリヴェア	840,000	810,000	739,100	686,300	607,100	527,900	448,700	395,900	343,100	316,700	290,300	264,000	237,600	211,200
ボリヴェア	840,000	810,000	739,100	686,300	607,100	527,900	448,700	395,900	343,100	316,700	290,300	264,000	237,600	211,200

トルバニヤ	850,000	820,000	755,200	707,700	636,300	561,100	489,900	433,500	385,900	353,500	323,700	305,900	282,100	258,300
イタリヤ	970,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
グアテマラ	820,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
オーストリア	1,170,000	960,000	867,300	805,400	712,400	619,500	526,600	464,600	402,700	371,700	340,700	309,800	278,800	247,800
ネパールの	880,000	810,000	739,100	686,300	607,100	527,900	448,700	396,900	343,100	316,700	290,300	264,000	237,600	211,200
ギリシヤ	800,000	730,000	665,300	618,300	546,900	475,600	404,300	356,700	309,100	285,400	261,600	237,800	214,000	190,200
サイプロス	760,000	730,000	665,300	618,300	546,900	475,600	404,300	356,700	309,100	285,400	261,600	237,800	214,000	190,200
スイス	970,000	880,000	800,200	743,100	667,300	571,600	485,900	428,700	371,500	348,000	319,200	290,200	261,100	232,100
スウェーデン	980,000	890,000	812,400	754,400	667,300	580,300	493,300	435,200	377,200	348,200	319,200	290,200	261,100	232,100
スペイン	870,000	790,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
ソヴィエト連邦	1,140,000	860,000	791,800	741,600	666,400	587,200	511,900	453,100	402,900	369,100	344,000	319,000	293,900	268,800
チェコスロヴァキヤ	880,000	760,000	691,500	644,000	572,600	500,000	428,700	373,500	330,900	305,000	281,200	257,400	233,600	209,800
デンマーク	980,000	890,000	812,400	754,400	667,300	580,300	493,300	435,200	377,200	348,200	319,200	290,200	261,100	232,100
ドイツ民主共和国	990,000	900,000	818,400	760,000	672,800	584,800	496,900	438,500	380,000	350,800	321,500	292,300	263,100	233,800
ドイツ連邦共和国	1,130,000	920,000	836,800	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
ノールウェー	960,000	830,000	842,900	782,700	692,400	602,100	511,800	451,600	391,400	361,300	331,200	301,100	270,900	240,800
ハンガリー	830,000	760,000	691,500	644,000	572,600	500,000	428,700	373,500	330,900	305,000	281,200	257,400	233,600	209,800
フィンランド	970,000	940,000	855,100	794,000	702,400	610,800	519,200	458,100	397,000	366,500	335,900	305,400	274,900	244,300
フランス	1,060,000	820,000	745,200	682,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
ベルギー	800,000	780,000	710,300	663,200	592,500	519,200	448,500	396,600	349,500	321,100	297,600	274,000	250,400	226,900
ポランド	950,000	820,000	745,200	682,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
ポルトガル	860,000	790,000	722,500	674,500	602,500	527,900	455,900	403,100	355,100	326,300	302,300	278,400	254,400	230,400
マルタ	760,000	730,000	665,300	618,300	546,900	475,600	404,300	356,700	309,100	285,400	261,600	237,800	214,000	190,200
ユーゴスラヴィヤ	820,000	780,000	720,700	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
ルーマニア	960,000	890,000	819,800	770,100	695,500	614,800	540,200	478,700	428,900	392,200	367,400	342,500	317,600	292,800
ルクセンブルグ	850,000	820,000	745,200	682,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
連合王国	1,080,000	830,000	757,400	703,300	622,200	541,000	459,900	405,800	351,700	324,600	297,600	270,500	243,500	216,400

報 (号 外)

大洋州	オーストラリア	キリバス	ソロモン	トウヴァル	トンガ	ナウル	西サモア	ニュー・ジーランド	バブア・ニューギニア	フィジー	マーシャル	ミクロネシア
	680,000	930,000	860,000	900,000	860,000	680,000	680,000	880,000	950,000	720,000	840,000	840,000
	660,000	760,000	840,000	880,000	840,000	660,000	660,000	810,000	880,000	690,000	820,000	820,000
	606,400	690,200	771,000	807,700	771,000	606,400	606,400	783,000	807,700	636,900	747,000	747,000
	566,700	640,900	724,800	758,800	724,800	566,700	566,700	680,700	758,800	556,000	697,200	697,200
	507,200	567,000	655,400	685,500	655,400	507,200	507,200	602,100	685,500	532,200	622,600	622,600
	445,000	493,000	579,900	606,100	579,900	445,000	445,000	523,600	606,100	466,800	545,400	545,400
	385,500	419,100	510,500	532,800	510,500	385,500	385,500	445,100	532,800	404,000	470,800	470,800
	341,000	369,800	452,500	472,100	452,500	341,000	341,000	382,700	472,100	357,300	416,300	416,300
	301,800	320,500	406,200	423,800	406,200	301,800	301,800	340,300	423,800	315,400	366,500	366,500
	276,600	295,800	371,300	387,000	371,300	276,600	276,600	314,200	387,000	289,700	336,800	336,800
	256,800	271,200	348,200	362,600	348,200	256,800	256,800	288,000	362,600	268,700	312,000	312,000
	236,900	246,500	325,100	338,200	325,100	236,900	236,900	261,800	338,200	247,800	287,100	287,100
	217,100	221,900	301,900	313,700	301,900	217,100	217,100	235,600	313,700	226,900	262,200	262,200
	197,200	197,200	278,800	289,900	278,800	197,200	197,200	209,400	289,900	205,900	237,400	237,400

中近東	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェイト	サウジアラビア	シヨルダン	シリア	トルコ	バハレーン	南イエメン	レバノン
	1,050,000	930,000	960,000	940,000	1,160,000	1,160,000	870,000	910,000	940,000	1,010,000	820,000	930,000	840,000	870,000	1,000,000	870,000
	1,020,000	860,000	940,000	880,000	1,020,000	1,020,000	850,000	880,000	820,000	850,000	750,000	800,000	770,000	850,000	970,000	850,000
	938,900	785,300	883,000	783,100	938,900	938,900	779,600	810,100	755,200	783,200	685,400	820,200	704,100	779,600	897,800	783,200
	876,400	736,000	811,100	723,000	877,900	877,900	720,300	758,600	707,700	736,100	638,300	765,200	657,400	730,300	846,300	736,100
	789,700	661,400	733,200	647,900	790,800	790,800	656,400	681,400	636,300	665,400	567,600	682,800	587,400	656,400	769,100	665,400
	697,200	582,900	649,200	565,400	697,700	697,700	578,500	600,300	561,100	588,600	495,600	597,700	514,800	578,500	683,600	588,600
	612,100	508,300	571,300	484,300	610,700	610,700	504,600	523,100	489,800	517,900	424,900	515,200	444,800	504,600	606,400	517,900
	542,300	449,900	506,300	427,600	540,800	540,800	446,600	462,900	433,500	459,000	375,200	455,500	388,300	446,600	537,900	459,000
	485,600	400,100	454,400	373,500	482,800	482,800	397,300	411,400	385,900	411,900	328,100	400,500	346,600	397,300	486,400	411,900
	444,100	366,500	415,300	344,200	442,000	442,000	363,900	377,000	353,500	376,500	302,300	368,200	313,500	363,900	444,200	376,500
	415,300	341,700	389,400	317,200	413,000	413,000	339,300	351,200	329,700	353,000	278,800	340,700	286,100	339,300	418,400	353,000
	387,400	316,800	363,400	290,100	384,000	384,000	314,600	325,500	305,900	329,400	255,200	318,300	271,800	314,600	392,700	329,400
	359,000	291,900	337,400	263,100	354,900	354,900	290,000	299,800	282,100	306,800	231,600	285,800	248,500	290,000	367,000	306,800
	330,700	267,100	311,500	236,000	325,900	325,900	265,300	274,000	258,300	282,300	208,100	258,300	225,100	265,300	341,200	282,300

アメリカ	940,000	860,000	789,700	736,900	657,700	575,900	496,700	439,100	386,300	355,100	328,700	302,400	276,000	249,600
アルジェリア	1,030,000	1,000,000	917,600	890,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
オランダ	1,020,000	990,000	911,400	855,100	770,700	680,200	595,300	527,700	471,400	431,500	403,300	375,200	347,100	318,900
エジプト	990,000	820,000	747,000	697,200	622,600	545,400	470,300	416,300	366,500	336,800	312,000	287,100	262,200	237,400
エチオピア	990,000	960,000	887,100	832,500	750,700	662,800	581,000	514,700	460,100	421,000	393,800	366,500	339,200	312,000
ガーナ	1,020,000	990,000	911,800	856,400	773,300	684,100	601,000	532,500	477,100	436,300	408,600	380,900	353,100	325,400
カーボ・ヴェルデ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
カボ・ヴェルデ	1,050,000	1,020,000	935,900	877,900	790,800	697,700	610,700	540,800	482,800	442,000	413,000	384,000	354,900	325,900
カメルーン	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
ガボン	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
ギニア	1,050,000	1,020,000	946,700	891,700	809,300	718,500	636,000	564,100	509,100	465,100	437,600	410,200	382,700	355,200
ギニア・ビサウ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
ケニア	820,000	710,000	648,700	604,200	537,500	469,400	402,700	355,600	311,100	286,600	264,400	242,100	219,900	197,600
コロン	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
コンゴ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
ザンベジ	1,100,000	1,010,000	930,200	873,500	788,400	697,200	612,100	542,300	485,600	444,100	415,800	387,400	359,000	330,700
ザンベジ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
ザンベジ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
シエラ・レオネ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
ソマリア	990,000	960,000	887,100	832,500	750,700	662,800	581,000	514,700	460,100	421,000	393,800	366,500	339,200	312,000
ソマリア	710,000	690,000	630,400	587,200	522,400	456,300	391,500	345,700	302,500	278,700	257,100	235,600	214,000	192,400
スーダン	1,180,000	1,150,000	1,056,700	988,900	899,800	797,100	702,900	623,000	560,200	512,300	480,900	449,500	418,000	386,600
スワジランド	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
セイシエル	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	329,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
赤道ギニア	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,800	377,400	349,000	320,700
セネガル	1,000,000	970,000	898,100	838,100	755,700	667,100	584,600	517,900	462,900	423,600	396,100	368,700	341,200	313,700
象牙海岸共和国	1,040,000	960,000	877,300	821,000	736,600	648,300	563,900	498,800	442,800	405,800	377,600	349,500	321,400	293,200

報 (号 外)

ソマリア	990,000	960,000	887,100	882,500	750,700	662,800	581,000	514,700	460,100	421,000	388,800	366,500	339,200	312,000
タンザニア	990,000	920,000	844,600	794,000	718,100	636,100	560,200	496,500	445,900	407,500	382,200	356,900	331,500	306,200
チャード	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
中央アフリカ	1,140,000	1,110,000	1,020,000	969,800	869,500	770,900	680,600	603,400	543,200	496,600	466,500	436,400	406,200	376,100
チュニジア	730,000	700,000	642,700	598,600	532,500	465,100	399,000	352,300	308,300	284,000	262,000	240,000	217,900	195,900
トーゴ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
ナイジェリア	1,100,000	1,010,000	930,200	873,500	788,400	697,200	612,100	542,300	485,600	444,100	415,800	387,400	359,000	330,700
ナミビア	860,000	840,000	765,300	714,300	637,700	558,500	481,900	426,100	375,000	344,700	319,200	293,700	268,100	242,600
ニジェール	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
ブルキナ・ファソ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
ブルンディ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
ベナン	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
ボツワナ	760,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	323,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
マダガスカル	800,000	770,000	716,000	673,700	610,200	540,600	477,100	423,000	380,700	347,700	326,600	305,400	284,200	263,100
マラウイ	1,060,000	1,030,000	944,500	883,400	791,800	696,300	604,700	534,900	473,800	434,600	404,000	373,500	343,000	312,400
マリ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
南アフリカ共和国	860,000	790,000	714,700	663,700	587,100	510,500	433,900	382,900	331,800	306,300	280,800	258,800	236,700	214,700
モーリタニア	750,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	323,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700
モーリタニア	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
モザンビーク	1,060,000	1,030,000	944,500	883,400	791,800	696,300	604,700	534,900	473,800	434,600	404,000	373,500	343,000	312,400
モロッコ	730,000	700,000	642,700	598,600	532,500	465,100	399,000	352,300	308,300	284,000	262,000	240,000	217,900	195,900
リビア	950,000	920,000	850,300	799,800	723,200	640,500	563,900	499,800	443,700	410,100	384,600	359,100	333,500	308,000
リベリア	970,000	940,000	869,100	816,800	738,200	653,600	576,100	509,600	457,200	418,000	391,800	366,600	339,400	313,200
ルワンダ	1,030,000	1,000,000	917,600	860,900	775,800	684,600	599,500	531,000	474,300	434,100	405,300	377,400	349,000	320,700
レソト	760,000	730,000	667,600	623,500	557,400	488,700	422,600	373,700	323,700	302,800	280,800	258,800	236,700	214,700

二 總領事館

号

別

地 域	所 在 地	号											
		總領事	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
アジア	カルカッタ	700,000	645,300	585,100	518,800	458,600	406,700	366,500	334,600	314,600	294,500	274,400	254,400
	ボンベイ	670,000	611,200	551,000	486,900	426,700	377,900	337,700	308,900	288,900	268,800	248,700	228,700
	マドラス	670,000	611,200	551,000	486,900	426,700	377,900	337,700	308,900	288,900	268,800	248,700	228,700
	ラジニ・バソダソ	670,000	611,200	551,000	486,900	426,700	377,900	337,700	308,900	288,900	268,800	248,700	228,700
	ジャカルタ	600,000	547,500	487,300	425,900	365,600	322,900	282,700	260,400	240,400	220,300	200,200	180,200
	スラバヤ	600,000	547,500	487,300	425,900	365,600	322,900	282,700	260,400	240,400	220,300	200,200	180,200
	マダソ	630,000	572,400	512,200	449,400	389,200	344,300	304,100	279,200	259,200	239,100	219,000	199,000
	バソコッタ	630,000	572,400	512,200	449,400	389,200	344,300	304,100	279,200	259,200	239,100	219,000	199,000
	釜山	740,000	646,600	572,000	497,400	422,800	373,100	323,300	298,400	273,600	248,700	223,800	203,800
	広州	750,000	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100
	上海	770,000	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100
	瀋陽	820,000	753,100	680,400	601,700	529,100	468,800	420,400	384,400	360,200	336,000	311,700	287,500
	カラチ	680,000	605,500	546,000	482,500	423,000	374,600	334,900	306,300	286,500	266,600	246,800	226,900
	マニラ	620,000	561,100	502,200	440,700	381,800	337,700	298,500	274,000	254,400	234,800	215,100	195,500
	ベナン	610,000	553,200	492,400	430,200	369,300	326,200	286,600	263,100	242,800	222,500	202,200	181,900
香港	670,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500	
北米	アガナ	720,000	652,200	577,000	501,700	426,400	376,300	326,100	301,000	276,900	250,900	225,800	200,700
	アトランタ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	アソカレツジ	720,000	652,200	577,000	501,700	426,400	376,300	326,100	301,000	276,900	250,900	225,800	200,700
	カンザス・シタイ	630,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	サソ・ラソシス	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	シアトル	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	シカゴ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ニュー・オルリソズ	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ニュー・ヨーク	810,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	268,900	240,000	216,000	192,000
	ヒューストン	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ポートランド	630,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	288,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500

中南米	ボストン	710,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
	ボノル	710,000	623,900	551,900	479,900	407,900	359,900	311,900	287,900	263,900	240,000	216,000	192,000
	ロス・アンゼルス	650,000	567,200	501,700	436,300	370,900	327,200	283,600	261,800	240,000	218,200	196,300	174,500
	ワシントン・ワター	680,000	588,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	ウイニペグ	650,000	569,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	エドモントン	650,000	588,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	トロント	680,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	モントリオール	650,000	589,900	521,900	453,800	385,700	340,400	295,000	272,300	249,600	226,900	204,200	181,500
	クリチバ	580,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300
	サン・パウロ	600,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300
欧州	ペレーン	630,000	578,100	517,300	453,800	392,900	347,600	307,000	281,900	261,600	241,300	221,000	200,700
	ポルト・アレグレ	580,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300
	マナウス	670,000	616,900	556,100	491,300	430,400	381,200	340,600	311,600	291,300	271,000	250,700	230,400
	リオ・デ・ジャネイロ	600,000	527,500	466,700	405,800	344,900	304,400	263,800	243,500	223,200	202,900	182,600	162,300
	レジオエ	610,000	553,200	492,400	430,200	369,300	326,200	285,600	263,100	242,800	222,500	202,200	181,900
	リマ	750,000	680,200	607,500	532,300	459,700	406,400	358,000	329,000	304,800	280,600	256,300	232,100
	ミラノ	770,000	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	ジュネーヴ	820,000	743,100	657,300	571,600	485,900	423,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	バルセロナ	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
	ラス・パルマス	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900
欧州	ナホトカ	940,000	840,800	764,200	679,300	602,700	534,700	483,600	441,600	416,100	390,600	365,000	339,500
	ハバロフスク	820,000	753,100	676,500	596,000	519,400	459,700	408,600	374,400	348,900	323,400	297,800	272,300
	レニソグラード	770,000	702,800	627,600	549,700	474,400	419,500	369,300	339,400	314,300	289,300	264,200	239,100
	チユセルドルフ	890,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	ハンブルグ	860,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	ワラツカフルト	860,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	ベルリン	890,000	777,000	687,400	597,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	298,900	269,000	239,100
	ミラノ	770,000	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	ジュネーヴ	820,000	743,100	657,300	571,600	485,900	423,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	バルセロナ	740,000	669,200	592,000	514,800	437,600	386,100	334,600	308,900	283,100	257,400	231,700	205,900

大津州	ボソ	880,000	777,000	687,400	567,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	288,900	289,000	239,100
	ミエソヘン	880,000	777,000	687,400	567,700	508,000	448,300	388,500	358,600	328,700	288,900	289,000	239,100
	バリ	770,000	682,000	612,100	532,300	452,500	389,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	モルセイユ	770,000	682,000	612,100	532,300	452,500	389,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	エヂイソハラ	780,000	703,300	622,200	541,000	459,900	405,800	351,700	324,600	297,600	270,500	248,500	216,400
中近東	ロソソ	780,000	703,300	622,200	541,000	459,900	405,800	351,700	324,600	297,600	270,500	248,500	216,400
	シドニー	780,000	640,900	567,000	488,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	バー	710,000	640,900	567,000	488,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	アリスベン	710,000	640,900	567,000	488,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
	メルボルン	730,000	640,900	567,000	488,000	419,100	369,800	320,500	295,800	271,200	246,500	221,900	197,200
アラビア	オーストラリア	750,000	680,700	602,100	528,600	445,100	382,700	340,800	314,200	288,000	261,800	236,600	208,400
	ボート・モリスビー	880,000	758,800	686,500	606,100	532,800	472,100	423,300	387,000	362,600	338,200	313,700	288,300
	ハラムシヤハル	850,000	873,500	788,400	697,200	612,100	542,300	485,600	444,100	415,800	387,400	359,000	330,700
	ジエツダ	800,000	786,100	686,400	588,600	517,900	459,000	411,900	376,500	353,000	329,400	305,800	282,800
	イスラマソナル	790,000	661,000	587,700	513,100	439,800	388,300	339,500	312,800	288,400	264,000	239,500	215,100
アラビア	アラビア	760,000	663,700	587,100	510,500	433,900	382,900	331,800	306,300	280,800	255,300	229,700	204,200

三 領事館

地 域	所 在 地	号											別
		領事館 の 長	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	
アジア	コタ・キナバル	590,000	558,800	497,300	434,500	373,000	329,400	288,400	265,700	245,200	224,700	204,100	183,600
中南米	モンカルナシオン	630,000	589,500	527,300	462,500	400,300	364,100	312,600	287,100	266,400	245,700	224,900	204,200

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別													
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
北米	ニユー・ヨーク (国際連合)	円 950,000	円 740,000	円 671,900	円 623,900	円 551,900	円 479,900	円 407,900	円 359,900	円 311,900	円 287,900	円 263,900	円 240,000	円 216,000	円 192,000
	欧州														
	ウイーン (在ウイーン国際機関)	1,050,000	960,000	867,300	805,400	712,400	619,500	526,600	464,600	402,700	371,700	340,700	309,800	278,800	247,800
	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	1,140,000	880,000	800,200	743,100	657,300	571,600	485,900	423,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	(軍縮会議)	910,000	880,000	800,200	743,100	657,300	571,600	485,900	423,700	371,500	343,000	314,400	285,800	257,200	228,600
	パリ (経済協力開発機構)	1,060,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900
	ブラッセル (欧州共同体)	950,000	820,000	745,200	692,000	612,100	532,300	452,500	399,200	346,000	319,400	292,800	266,200	239,500	212,900

附 則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。
ただし、別表第一の改正規定中在ナミビア日本国大使館に関する部分はナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エディンバラ日本国総領事館に関する部分は政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在ナミビア日本国大使館及び在エディンバラ日本国総領事館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出す

る理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 旧ビルマの国名の変更に伴い、「在ビルマ日本国大使館」の名称を「在ミャンマー日本国大使館」に改めること。
- 2 在ナミビア日本国大使館(兼館)及び在エディンバラ日本国総領事館を設置するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

4 この法律は、平成二年四月一日から施行すること。ただし、在ナミビア日本国大使館の設置に関する部分は、ナミビアの国家承認の日以後において政令で定める日から、在エディンバラ日本国総領事館の設置に関する部分は政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約十七億七千五百万円が平成二年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。

平成二年三月二十七日

内閣委員長 岸田 文武

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について引き続き検討の上、適切な措置を講ずべきである。

一 海外子女教育の一層の充実を期するため、在外日本人学校及び補習授業校の整備・拡充、教師の増員、父兄の子女教育費の負担軽減に努めるとともに、帰国子女教育の充実のための制度改善及び施設の整備等の対策を総合的に推進すること。

料又は掛金を除く。」を加え、「個人年金保険料の金額」を「個人年金保険料の金額の合計額」に改め、「割戻金の額」の下に「個人年金保険料に係る部分の金額に限る。」を加え、「合計額が三千五百円以下」を「が一万五千円以下」に、「三千五百円を超える場合にあつては三千五百円にその超える金額を前号の生命保険料の金額の合計額とみなす」と改定された。

一にする配偶者その他の親族の有する家庭で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険若しくは共済の目的とするもの又はこれらの者の身体の傷害に基因して、若しくはこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院し

は五千元にその超える金額（その金額が一万円を超えるときは、一万円）の二分の一に相当する金額を加算した金額

ハ 前年中に支払つた損害保険料のうちにイに規定する契約に係るものとロに規定する契約に係るものとがある場合 その支払つた損害保険料の金額の合計額のうち、イに規定する契約に係る部分の金額を算出して、イ

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

イの規定に準じて計算した金額と、その他の部分の金額につき口の規定に準じて計算した金額との合計額(当該合計額が一万円を超えるときは、一万円)

第三十四条第三項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同条第六項中「寄附金控除額」を「損害保険料控除額」と、同項第五号の四の規定によつて控除すべき金額を寄附金控除額に改め、同条第十項中「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第四十五条の二第一項中「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第七十二条の十四第一項ただし書中「第五十四条」を削る。

第七十二条の十七第一項ただし書中「第二十条」を削る。

第七十三条の二第二項中「住宅・都市整備公団」の下に「日本国有鉄道清算事業団」を加える。

第七十三条の三に次の一項を加える。
2 不動産取得税は、皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)第七條に規定する皇位とともに伝わるべき由緒ある物である不動産については、課することができない。

第七十三条の四第一項第十三号中「第二十八号第一号又は第五号」を「第二十八号第五号」に改め、同項第十三号の二中「若しくは」を「又は」に改め、「又は産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号)第四条第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。の)用に供する家屋」を削り、同条第二項中「当該土地」の下に「保安林の用に供するため取得した土地については、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)第二条第二項第二号に規定する施設の用に供する土地で政令で定めるものを除く。」を加える。
第七十三条の十四第十一項中「による貸付け」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加え、「規

定のいずれかに該当するもの」を「いずれか」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は」を「商店街振興組合若しくは」に、「又は当該事業協同組合等」を「又は事業協同組合等、商工組合若しくは商工組合連合会」に、「当該事業協同組合等の組合員」を「当該事業協同組合等、商工組合若しくは商工組合連合会の組合員」に、「当該事業協同組合等」を「当該事業協同組合等、商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百十四条の二の見出しを「(修学旅行の場合における特別地方消費税の非課税)」に改める。

第百十四条の四第一項中「一万円」を「一万五千元」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条を第百十四条の五とする。

第百十四条の三第一項中「五千元」を「七千五百円」に改め、同条第二項を削り、同条を第百十四条の四とする。

第百十四条の二の次に次の一項を加える。
(外国の大使等に対する特別地方消費税の非課税)

第百十四条の三 道府県は、本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この条において「大使等」という。が、外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものとして、政令で定める方法により行方第百十三条第一項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(第百十四条第一項の規定により第百十三条第一項の飲食店における飲食とみなされる飲食を含む。以下この条において同じ。))に対しては、特別地方消費税を課することができない。ただし、外国に派遣された本邦の大使等が行う同項の場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為について特別地方消費税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。

第二章第六節に次の一款を加える。

第五款 交付

(特別地方消費税の旅館等所在の市町村に対する交付)

第百十四条の二 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、自治省令で定めるところにより、当該各市町村に所在する第百十三条第一項の場所(第百十四条第一項の料理店、仕出屋及び旅館等並びに同条第三項の宿泊所、寮、クラブその他これらに類する場所を含む。に係る特別地方消費税の額で当該道府県に納入され、又は納付されたものの五分の一に相当する額の範囲内において自治省令で定める額を交付するものとする。

第二百九十二条第一項第十一号及び第十二号中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第三百十四条の二第二項第五号中「郵便年金、共済金、退職年金又は退職一時金」を「年金、共済金又は一時金(これらに類する給付金を含む。)」に改め、「ものとし、次号に規定する個人年金保険契約等に該当するものを除く」を削り、「のために」を「に係る」に、「(以下本号及び次号)」を「(次号に規定する個人年金保険料を除く。以下本号)」に改め、「(次号に規定する所得割の納税義務者を除く。)」を削り、「割戻金の額」の下に「(生命保険料に係る部分の金額に限る。)」を加え、「及び次号において同じ」を「において同じ」に改め、同項第五号の二中「掛金」の下に「自己の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。」を加え、「個人年金保険料の金額」を「個人年金保険料の金額の合計額(に改め「割戻金の額」の下に「(個人年金保険料に係る部分の金額に限る。)」を加え、「の合計額が三千五百円以下」を「が一万五千元以下」に、「三千五百円を超える場合にあつては三千五百円にその超える金額を前号の生命保険料の金

額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額(前年中において個人年金保険料と生命保険料とを支払った場合には、前年中に支払った個人年金保険料の金額の合計額(当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、三千五百円)に前年中に支払った生命保険料の金額の合計額(当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、その超える金額を加算した金額)を前号の生命保険料の金額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額とする。)」を「一万五千元を超え四万円以下である場合にあつては一万五千元にその超える金額の二分の一に相当する金額を加算した金額、当該個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超える場合にあつては二万七千五百円にその超える金額(その金額が三万円を超えるときは、三万円)の四分の一に相当する金額を加算した金額」に改め、同項第五号の三を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 前年中に、損害保険等に係る契約(保険業法若しくは外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社若しくは外国保険事業者の締結した損害保険契約(当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。))又は農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済若しくは身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約をいう。のうち、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの若しくはこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保有若しくは共済の目的とするもの又はこれらの者の身体の傷害に基因

して、若しくはこれらの者の身体の傷害若しくは疾病により病院若しくは診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払つたことに基因して保険金若しくは共済金が支払われるもの(以下本号において「損害保険契約等」という。))に係る保険料又は掛金(以下本号において「損害保険料」という。))を支払つた所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 前年中に支払つた損害保険料のすべてがロに規定する契約以外の契約に係るものである場合 その支払つた損害保険料の金額の合計額(前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受けた割戻金をもつて損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下本号において同じ。))が千円以下である場合にあつては当該損害保険料の金額の合計額、当該損害保険料の金額の合計額が千円を超える場合にあつては千円にその超える金額(その金額が二千円を超えるときは、二千円)の二分の一に相当する金額を加算した金額

ロ 前年中に支払つた損害保険料のすべてが保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものに係るものである場合 その支払つた損害保険料の金額の合計額が五千円以下である場合にあつては当該損害保険料の金額の合計額、当該損害保険料の金額の合計額が五千円を超える場合にあつては五千円にその超える金額(その金額が一万円を超えるときは、一万円)の二分の一に相当する金額を加算した金額

平成二年三月二十八日 衆議院会議録第九号(一)

に規定する契約に係るものとロに規定する契約に係るものとがある場合 その支払つた損害保険料の金額の合計額のうち、イに規定する契約に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額につきイの規定に準じて計算した金額と、その他の部分の金額につきロの規定に準じて計算した金額との合計額(当該合計額が一万円を超えるときは、一万円)

第三百十四条の二第三項中「三百万円」を「五百万円」に改め、同条第六項中「寄附金控除額」を「損害保険料控除額」と、同項第五号の四の規定によつて控除すべき金額を「寄附金控除額」に改め、同条第十項中「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第三百十七条の二第二項中「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第三百四十八条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 皇室経済法第七条に規定する皇位とともにも伝わるべき由緒ある物である固定資産

第三百四十八条第二項第七号を次のように改める。

七 保安林に係る土地(森林の保健機能の増進に關する特別措置法第二条第二項第二号に規定する施設の用に供する土地で政令で定めるものを除く。)

第三百四十九条の三第三項中「第三条の規定による許可を受けた」を「第二条第六項の」に、「同法第二条第一項の一般ガス事業」を「同条第五項のガス事業」に、「当該ガス事業者」を「同条第五項の一般ガス事業の用に供する償却資産について、同条第二項の一般ガス事業者」に、「当該ガス事業者」を「当該一般ガス事業者」に、「償却資産」を「ものを」に改め、同条第二十四項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの並びに新エネルギー・産業技術総合開発機構が所

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

有し、かつ、直接」に改め、「産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律」の下に「昭和六十三年法律第三十三号」を加え、「家屋及び」を削る。

第五百八十六條第二項第一号を削り、同号ルを同号ヌとし、同項第二号中「第二条第三項に規定するばい煙処理施設又は」を「第二条第二項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び」に改め、「一般粉じん発生施設」の下に「又は同条第七項に規定する特定粉じん発生施設」を加え、同項第二十九号中「第二十六号」の下に「第二十七号の三」を加える。

第七百条の三第二項、第七百条の三十六第一項及び第七百条の三十八第一項第二号中「第七百条の十六第三項」を「第七百条の十六第四項」に、「第七百条の十九第四項」を「第七百条の十九第五項」に改める。

第七百一条中「観光施設」を削り、「施設の整備」の下に「並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)」を加える。

附則第三条の三「三十二万円」を「三十四万円」に改める。

附則第八条中「平成二年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

附則第九条第三項中「第三百三十条第四項若しくは第三百五十九条第五項」を「第三百三十条の二第一項若しくは第三百五十九条の二第一項」に改める。

附則第十条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

附則第十条の二の見出しを「(不動産取得税の減額に係る住宅の用に供する土地の取得の日の特例)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第十一条第一項、第四項及び第五項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二条第一項の農山漁業団体がその用に供する発電所又は変電所の用に供する家屋(専ら発電又は変電の用に供する機械器具を収容するものに限る。)を取得した場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の五分の四に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二条の三第一項中「平成元年度分及び」を削り、「平成元年度分」を「同年年度分及び平成三年度分」に改め、同条第二項及び第五項を削り、同条第四項中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準」を「排出ガス保安基準」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第二項」を

年一月一日」を「平成三年一月一日」に改め、同条第二十六項中「平成元年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」に改め、

との間に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第二十八項中「昭和五十九年一月二日から昭和六十四年一月一日まで」を「昭和六十四年一月二日から平成六年一月一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第二十九項中「昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同条第三十項中「昭和六十一年四月一日から平成元年三月三十一日まで」を「平成元年四月一日から平成三年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の一」に改める。

附則第三十一条の二第二項を次のように改める。

2 市町村は、次の各号に掲げる日において当該各号に定める過疎地域であつた地域のうち政令で定める地区において当該各号に掲げる日までに製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、若しくは増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）又はその取得に対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

一 昭和五十五年三月三十一日 旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第一項に規定する過疎地域

二 平成二年三月三十一日 旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

附則第三十一条の二第五項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第三十一条の三第二項中「平成三年度」を「平成四年度」に、「平成二年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成元年度」を「平成三年度」に改める。

附則第三十一条の五第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

平成二年三月二十八日 衆議院会議録第九号(一)

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。附則第三十二条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下本項及び次項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車で自治省令で定めるもの（以下本項において「昭和六十三年規制適合車」という。）又は同条の規定により平成元年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるもの（以下本項において「平成元年規制適合車」という。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、同条の規定により昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合しない自動車で自治省令で定めるものにつき自治省令で定める期間内に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして昭和六十三年規制適合車又は平成元年規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一を控除した率とする。

附則第三十二条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準」を「排出ガス保安基準」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「昭和四十九年四月一日」を「平成二年四月一日」に改め、同項を同条第六項とする。

平成二年三月二十八日 衆議院会議録第九号(一)

を「平成二年四月一日」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項を同条第六項とする。附則第三十二条の三第一項中「平成二年四月一日」を「平成四年四月一日」に、「平成二年分」を「平成四年度分」に改め、同条第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年十二月四日」に改め、同条第五項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「次条第二項」を「次条第一項」に改め、同条第六項中「次条第三項」を「次条第二項」に改め、同条第八項中「次条第四項」を「次条第三項」に、「平成二年三月三十一日」を「平成三年十二月四日」に改め、同条第十項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「次条第六項」を「次条第五項」に改め、同条第十一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。附則第三十二条の三の二第二項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年十二月四日」に、「平成元年分」を「平成二年分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「第十一項」を「第十項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「前条第三項、第四項若しくは第七項」を「前条第四項、第五項若しくは第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。附則第三十三条の二第一項第一号中「百分の二十五・六」を「百分の二十八」に、「百分の三十六・七」を「百分の三十七・五」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十」を「百分の六十七」に改め、同項を同条第六項とする。

に、「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第三項第二号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の三十七・五」に改める。

附則第三十三条の四第一項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三十七條第五項」を「第三十七條第六項」に改める。

附則第三十四条の二第一項及び第二項並びに第三十四條の三第一項中「平成三年度」を「平成四年度」に改める。

附則第三十八條第一項から第六項まで、第八項、第十項及び第十二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 特別地方消費税に関する改正規定及び附則第五条の規定 平成二年十月一日

二 第二十三條第一項、第三十四條、第二百九十二條第一項及び第三百十四條の二の改正規定並びに次条第三項及び第四項並びに附則第六條第三項及び第四項の規定 平成三年四月一日

(個人の道府県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第三十三条の三第一項及び第二項並びに附則第三十三条の二第一項から第三項までの規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十三条の二第一項から第三項までの規定の適用については、平成二年度分の個人の道府県民税に限り、同条第一項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の六十七」

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

3 新法第三十三條第一項、第三十四條及び第四十五條の二第一項の規定は、平成三年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第三十四條第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二年一月一日以後に支払った同項第五号に規定する生命保険料、同項第五号の二に規定する個人年金保険料又は同項第五号の三に規定する損害保険料について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三條 新法第七十二條の十四第一項の規定は、平成二年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度の法人の事業税の課税標準である所得の算定について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の事業税の課税標準である所得の算定については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に開始する事業年度の法人の事業税の課税標準である所得の算定については、同項ただし書中「第五十八條」とあるのは、「第五十八條並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)附則第二十條第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十四條」とする。

2 新法第七十二條の十七第一項の規定は、平成二年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税の課税標準である所得の算定について適用し、平成元年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税の課税標準である所得の算定については、なお従前の例による。この場合において、平成二年以後の年の年中における事業の所得に対し

て課すべき個人の事業税の課税標準である所得の算定については、同項ただし書中「第二十八條の五」とあるのは、「第二十八條の五並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)附則第七條第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十條」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十條の二第一項の規定は、施行日前に新築された同項の住宅については、なおその効力を有する。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第五條 新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、平成二年十月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第六十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき特別地方消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

(個人の市町村民税に関する経過措置)

第六條 新法附則第三條の三第三項及び第四項並びに附則第三十三條の二第六項において準用する同条第一項から第三項までの規定は、平成二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成元年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十三條の二第六項において準用する同条第一項から第三項までの規定の適用については、平成二年分までの個人の市町村民税に限り、同条第一項第一号中「百分の二十八」と

あるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

3 新法第二百九十二條第一項、第三百十四條の二及び第三百十七條の二第一項の規定は、平成三年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十四條の二第一項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二年一月一日以後に支払った同項第五号に規定する生命保険料、同項第五号の二に規定する個人年金保険料又は同項第五号の三に規定する損害保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成元年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八條第二項第一号の二の規定は、平成元年以前年度の固定資産税についても、適用する。

3 新法第三百四十九條の三第三項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に新設された同項に規定する償却資産に対して課する平成二年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日以前に新設された旧法第三百四十九條の三第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三第二十四項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成二年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日以前に取得された旧法第三百四十九條の三第二十四項に規定する固定資産に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十四條第四号の規定中特定粉じんの処理施設に関する部分は、平成元年十二月二十七日以後に新設された当該施設に対して課する平成二年以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 旧法附則第十五條第七項に規定する償却資産のうち振動を防止するための償却資産(昭和六十四年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「振動防止用設備」という。)に対して課する平成二年分及び平成三年度分の固定資産税については、同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、振動防止用設備に係る同項の規定の適用については、同項中「平成元年度」とあるのは「平成三年度」と、「三分の一」とあるのは「三分の二」とする。

7 昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法附則第十五條第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産で昭和六十年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十八年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成元年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成元年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第二十六項に規定する機械及び装

置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 昭和五十九年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第二十八項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第八條 新法第五百八十六條第二項第二号ニの規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成二年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成元年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第二号ニの規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第九條 新法附則第十二條の三(同条第三項から第六項までを除く。)の規定は、平成二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成元年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二條の三第三項から第六項までの規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税について適用し、施行日前の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

して課すべき自動車税について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十條 昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十一條 新法附則第三十二條の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十二條 平成元年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの旧法附則第三十二條の三の二第一項に規定する事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第十五條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「地方税法第百三条」を「同法第百三条に、「自動車取得税」を「特別地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の特別地方消費税の収入見込額から同法第百四十四條の二の規定により市町村に対し交付するものとされる特別地方消費税に係る交付金(以下「特別地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とし、自動車取得税に、「地方税法第六百九十九條の三十二」を「同法第六百九十九條の三十二に、「当該市町村の自動車取得税交付金を、当該市町村の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金に、「当該指定市の自動車取得税交付金を、当該指定市の特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金に」に改め、同条第三項の表市町村の項中第十八号を第十九号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次のように加える。

十 特別地方消費税交付金 前年度の特別地方消費税交付金の交付額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額」とする。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 地方税法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「昭和六十五年」を「平成三年」に改め、同条第六項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八條 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第九項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則第十三條第九項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十九條 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條のうち地方税法第七百一条の四十一第一項の表の第十八号の改正規定の次に次のように加える。

附則第十一条第一項中「当該一般自動車運送事業」の下に「に相当する一般旅客自動車運送事業」を加える。

理 由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額及び個人年金保険契約等に係る生命保険料控除額の引上げ等を行うとともに、特別地方消費税の免税点の引上げ等を行うほか、三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例の適用期限の延長等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図らうとするもので、その要旨は次のとおりである。

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(二)

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書 過疎地域活性化特別措置法案

二八

- 1 道府県民税及び市町村民税
(一) 所得割の非課税限度額算定の基準額を三十四万円(現行三十二万円)に引き上げること。
(二) 個人年金保険契約等に係る生命保険料控除の控除限度額を三万五千元(現行三万五千元)に引き上げるとともに、個人年金保険料については、一般の生命保険料控除の適用は行わないこととする。
(三) 一定の損害保険契約等に係る保険料又は掛金について所得控除を設けること。
事業税
2 新聞業等七事業に係る非課税措置の廃止に伴う経過措置を一年度間延長すること。
3 特別地方消費税
免税点を飲食等に係るものについて七千五百円(現行五千円)、宿泊等に係るものについて一万五千元(現行一万元)に引き上げるほか、外国の大使等に対し一定の要件の下に非課税とする措置を講じるとともに、道府県から納税地の市町村に対し、その収入額の五分の一に相当する額の範囲内における額を交付することとする。
4 自動車税及び自動車取得税
(一) 自動車税及び自動車取得税について、昭和五十四年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック・バスを廃止して新たに買い換えた昭和六十三年又は平成元年自動車排出ガス規制適合車に係る税率の軽減措置等を講ずること。
(二) 自動車取得税について、自動車の取得が平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に行われる場合に限り、免税点を五十万円(現行三十万円)に引き上げること。
5 特別土地保有税
三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の土地に係る課税

- 6 入湯税
その用途に観光の振興に要する費用を加えること。
7 非課税等特別措置の整理合理化等
特定地方交通線に係る不動産取得税の非課税措置、振動防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置等を廃止するとともに、新技術事業団の事業用不動産に係る不動産取得税の非課税措置、工業用水道等への転換設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置等について縮減合理化を行うほか、固定資産税、特別土地保有税、事業所税等の非課税措置等の適用期限を延長すること。
8 その他所要の改正を行うこと。
9 施行期日
前記1の(一)及び(二)の改正は平成三年四月一日から、3の改正は平成二年十月一日から、その他の改正は平成二年四月一日から施行すること。
なお、以上の地方税制の改正等により、平成二年度においては、五百二十二億円(平年度千五百二億円)の減収が見込まれる。
議案の可決理由
最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図ろうとする本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。
なお、本案に対し、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の共同提案に係る修正案が提出されたが、否決された。
右報告する。
平成二年三月二十七日
衆議院議長 櫻内 義雄殿
地方行政委員長 島村 宜伸

過疎地域活性化特別措置法案
右の議案を提出する。
平成二年三月二十七日
提出者
地方行政委員長 島村 宜伸

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 過疎地域活性化計画(第五条―第九条)
第三章 過疎地域活性化のための財政上の特別措置(第十条―第十三条)
第四章 過疎地域活性化のためのその他の特別措置(第十四条―第二十八条)
第五章 雑則(第二十九条・第三十条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることに伴い、これらの地域の活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。
(過疎地域)
第二条 この法律において「過疎地域」とは、次に掲げる要件に該当する市町村(地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。)の区域をいう。
一 次のいずれかに該当すること。
イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和三十三年の人口から当該市町村人口に係る昭和六十一年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和三十三年の人口で除して得た数値(以下「人口減少率」という。)が〇・二五以上であること。

ロ 人口減少率が〇・二以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六十一年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一六以上であること。
ハ 人口減少率が〇・二以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和六十一年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一六以下であること。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四四以下であること。

2 内閣総理大臣は、過疎地域をその区域とする市町村(以下「過疎地域の市町村」という。)を公示するものとする。
(過疎地域活性化のための対策の目標)
第三条 過疎地域の活性化のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。
一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。
二 道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、過疎地域とその他の地域及び過疎地域内の交通通信連絡を確保すること。
三 生活環境の整備、高齢者の福祉その他の福祉の増進、医療の確保並びに教育及び文化の

振興を図ることにより、住民の生活の安定と福祉の向上を図ること。

四 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

(国の責務)

第四条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第二章 過疎地域活性化計画

(過疎地域活性化方針)

第五条 都道府県知事は、当該都道府県における過疎地域の活性化を図るため、過疎地域活性化方針(以下「活性化方針」という。)を定めるものとする。

2 活性化方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 過疎地域の活性化に関する基本的な事項
- 二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備に関する事項
- 四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
- 五 過疎地域における高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 六 過疎地域における医療の確保に関する事項
- 七 過疎地域における教育及び文化の振興に関する事項
- 八 過疎地域における集落の整備に関する事項
- 3 都道府県知事は、活性化方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。
- 4 都道府県知事は、活性化方針を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総

理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

(市町村過疎地域活性化計画)

第六条 過疎地域の市町村は、活性化方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て市町村過疎地域活性化計画(以下「市町村計画」という。)を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の活性化の基本的方針に関する事項
- 二 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 三 交通通信体系の整備に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 教育及び文化の振興に関する事項
- 八 集落の整備に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、地域の活性化に関し市町村が必要と認める事項
- 3 市町村計画は、他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれるとともに、当該市町村の建設に関する基本構想又は広域的な経済社会生活圏の整備の計画に適合するよう定めなければならない。
- 4 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めるときは、直ちに、内閣総理大臣にこれを提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市町村計画についてその意見を内閣総理大臣に申し出ることができる。

6 第一項及び前二項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(都道府県過疎地域活性化計画)

第七条 都道府県知事は、活性化方針に基づき、過疎地域の活性化を図るため、都道府県過疎地域活性化計画(以下「都道府県計画」という。)を定め、これを内閣総理大臣に提出するものとする。

2 都道府県計画は、前条第二項各号に掲げる事項について当該都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とする。

3 都道府県知事は、都道府県計画を作成するに当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域の見地に配慮するものとする。

4 前条第五項の規定は都道府県計画の提出があった場合について、第一項及び同条第五項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

(関係行政機関の長の協力)

第八条 内閣総理大臣は、市町村計画又は都道府県計画の実施に関し必要がある場合においては、関係行政機関の長に対し、関係地方公共団体に対する助言その他の協力を求めることができる。

(助言及び調査)

第九条 内閣総理大臣は、過疎地域の活性化を図るために必要があると認める場合においては、関係地方公共団体に対し助言し、又は関係地方公共団体について調査を行うことができる。

第三章 過疎地域活性化のための財政上の特別措置

(国の負担又は補助の割合の特例)

第十条 市町村計画に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。ただし、他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

担割合が定められている場合は、この限りでない。

(国の補助の特例)

第十一条 国は、市町村計画に基づいて行う事業のうち、公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。)に要する経費については、当該事業を行う過疎地域の市町村に対し、政令で定めるところにより、その事業に要する経費の三分の二を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により三分の二を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

2 国は、過疎地域の活性化を図るため特に必要があるとき、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

(過疎地域活性化のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の附属物を含む。)、農道、林道及び漁港関連道
- 二 漁港及び港湾
- 三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- 四 観光又はレクリエーションに関する施設
- 五 電気通信に関する施設

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

過疎地域活性化特別措置法案

三〇

- 六 下水処理のための施設
- 七 公民館その他の集会所
- 八 消防施設
- 九 高齢者の福祉の増進を図るための施設
- 十 保育所及び児童館
- 十一 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。)
- 十二 公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり、又は必要となった校舎、屋内運動場及び寄宿舎並びに公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった教員又は職員のための住宅及び児童又は生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設
- 十三 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
- 十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
- 2 市町村計画に基づいて行う前項に規定する出資又は施設の整備につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てられ、起し、地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。)、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。(資金の確保等)
- 第十三条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。
- 第四章 過疎地域活性化のためのその他の特別措置
- (基幹道路の整備)
- 第十四条 過疎地域における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道(過疎地域とその他の地域を連絡する

- る基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道を含む。)で政令で定める関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。))の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、都道府県計画に基づいて、都道府県が行うことができる。
- 2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。))に代わってその権限を行うものとする。この場合において、都道府県が代わって行う権限のうち政令で定めるものは、当該都道府県を統括する都道府県知事が行う。
- 3 第一項の規定により都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。))に要する経費については、当該都道府県が負担する。
- 4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなす。
- 5 第三項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が後述地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第十二号。以下「負担特例法」という。))第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道及び奄美群島の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものを除く。))を同条第二項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。
- 6 北海道及び奄美群島の区域における基幹道路

- 整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合がこれらの区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合と異なるものについては、第三項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する都道府県が負担特例法第二条第一項に規定する適用団体である場合においては、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えないものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。
- 一 北海道及び奄美群島の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合をこれらの区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第三条第一項及び第二項の規定により算定した国の負担割合
 - 二 北海道及び奄美群島の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合
- (医療の確保)
- 第十五条 都道府県知事は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。
- 一 診療所の設置
 - 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。))の整備
 - 三 定期的な巡回診療
 - 四 保健婦による保健指導等の活動
 - 五 医療機関の協力体制の整備
 - 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業
- 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるとき

- は、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。
- 一 医師又は歯科医師の派遣
 - 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。))による巡回診療
 - 3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。))に努めなければならない。
 - 4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。
 - 5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。
 - 第十六条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。(高齢者の福祉の増進)
 - 第十七条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一条の二第二項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。
 - 2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3

国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

第十八条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会所の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(交通の確保)

第十九条 国の行政機関の長は、過疎地域の交通を確保するため、過疎地域の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者がいない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営営し、又は自家用自動車と共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(小規模校における教育の充実)

第二十条 国及び地方公共団体は、過疎地域に在する小規模の小学校及び中学校における教育の特殊事情にかんがみ、その教育の充実について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十一条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の活性化を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第二十二条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

るものとする。

(農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十三条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

第二十四条 国は、過疎地域において事業を行う中小企業者が通商産業省令で定めるところにより作成した経営改善のための計画であつて通商産業省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものに基づく事業の実施に關し、当該事業が必要とする資金の確保に努めなければならない。

2 国及び都道府県は、前項に定めるもののほか、過疎地域における中小企業者が行う事業であつて第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に關し、当該事業が必要とする資金の確保に努めなければならない。

(住宅金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十五条 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に關する事項に係る計画のつとつて過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十六条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第二十七条 過疎地域内において製造の事業若しくは旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業の用に供するものに限る)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業若しくは旅館業(下宿営業を除く)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置(製造の事業の用に供するものに限る)若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは過疎地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者に對し、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に對するものにあつては、自治省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第五章 雑則

(過疎地域の市町村以外の市町村の区域に對する適用)

第二十九条 この法律は、昭和六十一年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合とに、第二条第一項第一号中昭和三十三年とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「昭和六十一年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年」と、「〇・二五」とあるのは「〇・二五を二十五で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「〇・二」とあるのは「〇・二を二十五で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して二十五年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」とあるのは「当該国勢調査の結果」と、同項第二号中「昭和六十一年度から昭和六十三年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前三箇年度内」とそれぞれ読み替へて、過疎地域の市町村以外の市町村の区域についても適用する。

(政令への委任)

第三十条 第二条第一項各号に規定する数値の算定、市町村の廢置分合又は境界変更があつた場合についてこの法律を適用するために必要な事項、前条の場合におけるこの法律の適用に關し

必要な事項、沖縄県の市町村について第二条(前条の規定により読み替えて適用される第二条を含む。)の規定を適用する場合において必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

(国の負担等に関する規定の適用)

2 第十条(別表を含む。)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第五項、第十七条第二項及び第三項並びに第十八条の規定は、平成二年の予算に係る国の負担又は補助(平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)から適用し、平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成元年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(この法律の失効)

6 この法律は、平成十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(過疎地域振興特別措置法の失効に伴う経過措置)

7 過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号。以下「旧過疎振興法」という。第六條に規定する市町村計画又は旧過疎振興法第七條に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成元年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎振興法第十條(別表を含む。)、第十一條、第十五条第五項及び第十七条並びに附則第八項及び第九項の規定は、旧過疎振興法の失効後も、なおその効力を有する。

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

8 国は、前項の規定により平成元年度の予算に係る国の負担割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

(平成元年度の特別等に関する規定の適用)

5 前二項の規定は、平成元年度の予算に係る国の負担又は補助(平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、平成元年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成元年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成元年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(この法律の失効)

6 この法律は、平成十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

(過疎地域振興特別措置法の失効に伴う経過措置)

7 過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号。以下「旧過疎振興法」という。第六條に規定する市町村計画又は旧過疎振興法第七條に規定する都道府県計画に基づく事業に係る国の負担又は補助のうち、平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされたもの及び平成元年度以前の年度の歳出予算に係るもので平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、旧過疎振興法第十條(別表を含む。)、第十一條、第十五条第五項及び第十七条並びに附則第八項及び第九項の規定は、旧過疎振興法の失効後も、なおその効力を有する。

平成二年三月三十一日において旧過疎振興法の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村(以下「旧過疎振興地域の市町村」という。)の区域内における旧過疎振興法第十四条第一項に

規定する幹線道路の新設及び改築に係る事業で、同日においてその工事を完了していないものについては、同条の規定は、平成七年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

9 地方公共団体が、旧過疎振興地域の市町村の区域内において、製造の事業の用に供する設備を平成二年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合又は畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人に係る事業税について同日以前に課税免除若しくは不均一課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎振興法第二十七條の規定は、旧過疎振興法の失効後も、なおその効力を有する。

10 昭和五十五年三月三十一日までに農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の規定により農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であつて旧過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号。以下「旧過疎対策法」という。第十九條に規定する資金に係るものについては、旧過疎振興法附則第十三項の規定は、旧過疎振興法の失効後も、なおその効力を有する。

11 昭和五十五年三月三十一日までに住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の規定により旧過疎対策法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画ののちとして住宅を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、旧過疎振興法附則第十五項の規定は、旧過疎振興法の失効後も、なおその効力を有する。

(旧過疎振興地域の市町村に対するこの法律の準用)

12 旧過疎振興地域の市町村のうち第二条第一項

第一号又は第二号に掲げる要件に該当しないもので政令で定めるものについては、平成元年度から平成六年度までの間に限り、政令で定めるところにより、第十二條の規定を準用する。

(住宅金融公庫法の一部改正)

13 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項中「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)」を「過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第号)」に、「市町村過疎地域振興計画」を「市町村過疎地域活性化計画」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

14 この法律の施行前に前項の規定による改正前の住宅金融公庫法の規定により旧過疎振興法に基づく市町村過疎地域振興計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画ののちとして住宅を建設し、又は購入するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けについては、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正等)

15 地方交付税法の一部を次のように改正する。附則第六條第一項の表の第二号中「過疎地域等振興」を「過疎地域活性化等」に改め、同条第二項の表の第二号中「過疎地域等振興」を「過疎地域活性化等」に、「過疎地域振興特別措置法」を「過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第号)」第十二條第二項(同法附則第十二項において準用する場合を含む。)、旧過疎地域振興特別措置法に改める。

16 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第六條の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

(地方税法の一部改正)

17 地方税法の一部を次のように改正する。第五百八十六條第二項第一号の六の次に次の一号を加える。

26 (集落地域整備法の一部改正)
集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

第四条第三項中「過疎地域振興計画」を「過疎地域活性化計画」に改める。

(国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

27 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第百六号)の一部を次の

ように改正する。

第二条第五号中「過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)」を「過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第 号)」に改める。

別表(第十条関係)

事業	区分	国の負担割合
教育施設	義務教育諸学校施設費(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となり又は必要となつた公立の小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)	三分の二
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七條に規定する児童福祉施設のうち保育所の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から三分の二まで
消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二

理由

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、その活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与するため、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二年度約四百十億円の見込みである。

過疎地域活性化特別措置法案 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に

理由

政府は、関税及び貿易に関する一般協定理事会の勧告を受けて砂糖を主成分とする調製食品品についての輸入割当制度を撤廃することに伴い、当該調製食品品の一部分について譲許税率を引き上げることとを目的として、同協定に基づきアメリカ合衆国と交渉した結果、平成二年二月二十三日にジュネーブで、我が国の譲許表の修正についての交渉の結果に関する文書に署名した。よって、この文書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に

第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づき交渉を、附属書に記載するとおり、完了した。

千九百九十年二月二十三日に
日本国の代表団のために
宇川秀幸

アメリカ合衆国の代表団のために
ルーファス・ヨークサ

日本国の譲許表に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づくアメリカ合衆国との交渉の結果
第三十八表(日本国の譲許表)の変更
引き上げられる譲許税率

関税率表	品名	現行譲許税率	新譲許税率
二一〇六・九〇のうち	調製食品品(他の項に該当するものを除く。)		
	その他のもの		
	糖水(着色料又は香料を加えたものに限り、チューインガム及びこんにやく以外のもの)		
	砂糖を加えたもの		
	おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品以外のもの		
	砂糖の含有量が全重量の八五%以上のもの(小売用の容器入りしたもの)(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)		
	輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの		

C 現行譲許表に掲げる譲許税率の引下げ

関税率表番号	品名	現行譲許税率	新譲許税率
二一〇六・九〇のうち	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限り、チューインガム及びこんにやく以外のもの) 砂糖を加えたもの おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品以外のもの 砂糖の含有量が全重量の五〇以上のもの(小売用の容器入りしたもの) で、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限り、 ラム以下のものに限り、	三五%	一キログラムにつき九〇円

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、昭和六十三年二月の関税及び貿易に関する一般協定(以下「ガット」という)理事会の勧告を受けて、一定の農産物に係る輸入割当制度の多くを撤廃することとした。このうち砂糖を主成分とする調製食料品についての輸入割当制度を撤廃すると同時に、砂糖の類似品が低関税率で輸入されることにより国内の砂糖価格の安定に対して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税

施されることになっている。
よって政府は、本文書の締結について、日本国憲法第七十三条ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本文書を締結することは、砂糖の類似品の輸入につきガットとの整合性が確保されるので、我が国の貿易の健全な発展にとって有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二年三月二十八日

外務委員長 柿澤 弘治
衆議院議長 櫻内 義雄殿

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成二年三月九日

内閣総理大臣 海部 俊樹

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書の締結について承認を求めるの件

結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、関税及び貿易に関する一般協定理事会の勧告を受けて砂糖を主成分とする調製食料品についての輸入割当制度を撤廃することに伴い、我が国が当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることに関心を表明してきた欧州経済共同体と交渉した結果、平成二年二月二十三日にジュネーヴで、我が国の譲許表の変更についての合意に関する文書に署名した。よって、この文書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意に関する文書

第三十八表(日本国の譲許表)の変更
日本国の代表団及び欧州共同体委員会の代表団は、第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更について、附属書に記載するとおり合意した。

千九百九十年二月二十三日

日本国の代表団のために

宇川秀幸

欧州共同体委員会の代表団のために

トラン・ヴァン・ティン

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意) 第三十八表(日本国の譲許表)の変更
引き上げられる譲許税率(注)

日本国の譲許表に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意
第三十八表(日本国の譲許表)の変更
引き上げられる譲許税率(注)

関税率 番号	品名	現行譲許 税率	新譲許税率
二一〇六・ 九〇のうち	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。) チューインガム及びこんにやく以外のもの 砂糖を加えたもの おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと及びビタミンをもととした栄養補助食品以外のものうち 砂糖の含有量が全重量の八五%以上のもの(小売用の容器入りとしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)) 輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)) が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。)	三五%	一キログラムにつき九〇円

2

注 この表に記載された譲許税率の引き上げは、第二十八条の規定に基づく交渉により、同条に規定する「主要関係締結国」との間で合意されたものである。
現行譲許表に掲げる譲許税率の引下げ

関税率 番号	品名	現行譲許 税率	新譲許税率
二一〇六・ 九〇のうち	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 糖水(着色料又は香料を加えたものに限る。) チューインガム及びこんにやく以外のもの 砂糖を加えたもの おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと以外のものうち ビタミンをもととした栄養補助食品のうち 各成分のうち砂糖の重量が最大のもののうち 乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含まないもの	三五%	三〇%

その他のものうち 砂糖の含有量が全重量の五〇%以上のもの(小売用の容器入りとしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)) 輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)) が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。)	三五%	三〇%
---	-----	-----

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許の変更についての欧州経済共同体との合意
に關する文書の締結について承認を求めるの件に關する報告書
本件に關する報告書
我が国は、昭和六十三年二月の関税及び貿易に關する一般協定(以下「ガット」という。)理事會の勧告を受けて、一定の農産物に係る輸入割当制度の多くを撤廃することとした。このうち砂糖を主成分とする調製食料品についての輸入割当制度を撤廃すると同時に、砂糖の類似品が低関税率で輸入されることにより国内の砂糖價格の安定に對して影響を及ぼすことを防止するため、当該調製食料品の一部分について譲許税率を引き上げることとした。これに伴い、右譲許税率の引上げに關心を表明してきた欧州經濟共同体との間で砂糖を主成分とするその他の調製食料品の譲許税率の一部引下げについて交渉を行ってきた結果、合意に達したので、平成二年二月二十三日ジュネーヴにおいて本文書の署名が行われた。その主な内容は次のとおりである。

1 調製食料品のうち砂糖の類似品について譲許税率を三十五パーセントから一キログラムにつき九十円に引き上げること。
2 砂糖の類似品以外のものの一部分について譲許税率を三十五パーセントから三十パーセントに引き下げること。
なお、この文書は、その締結につき國會の承認を得た後、譲許税率の引き下げ部分につきガット事務局長に對して行う通告中に指定する日に効力を生じ、同日から実施されることになっている。
よって政府は、本文書の締結について、日本國憲法第七十三条ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるとするのである。
二 本件の議決理由
本文書を締結することは、砂糖の類似品の輸入につきガットとの整合性が確保されるので、我が國の貿易の健全な発展にとって有意義である。

と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成二年三月二十八日

外務委員長 柿澤 弘治
衆議院議長 櫻内 義雄殿

所得税法の一部を改正する法律案

右

平成二年三月六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号ロ及び第三十一号の二中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第五条第四項及び第七條第一項第五号中「第百六十一條第二号」を「第百六十一條第一号の二」に改める。

第九条第一項第十三号ニ中「學術に関する顯著な貢獻」を「學術若しくは芸術に関する顯著な貢獻」に改める。

第十一條第二項中「第百六十一條第二号」を「第百六十一條第一号の二」に改める。

第三十五條第四項各号列記以外の部分中「百二十万円」を「百四十万円」に、「六十万円」を「七十万円」に改め、同項第一号中「八十万円」を「百万円」に、「四十万円」を「五十万円」に改める。

第七十六條第一項中「保険金、郵便年金、共済金、退職年金又は退職一時金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とする」を削り、「(以下次項まで)」を「(次項に規定する個人年金保険料を除く。以下この項に改め、(次項の規定に該当する場合を除く。))」を削り、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「割

戻金の額」の下に「(生命保険料に係る部分の金額に限る。))」を加え、「次項まで」を「この項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 居住者が、各年において、個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金(その者の身体の傷害又は疾病その他これらに類する事由に基因して保険金、共済金その他の給付金を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下この項において「個人年金保険料」という。)を支払つた場合

には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支払つた個人年金保険料の金額の合計額(その年において個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は個人年金保険契約等に基づく分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受け、又は個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額(個人年金保険料に係る部分の金額に限る。))を控除した残額。以下この項において同じ。

二 二万五千円以下である場合 当該合計額が二万五千円以下である場合 当該合計額

三 その年中に支払つた個人年金保険料の金額の合計額が五万円を超え十万円以下である場合 三万七千五百円と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

四 その年中に支払つた個人年金保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

第七十六條第三項中「(次項に規定する個人年金保険契約等に該当するものを除く。))」を「(うち、

当該契約に基づく保険金、年金、共済金又は一時金(これらに類する給付金を含む。)の受取人のすべてをその配偶者若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものに改める。

第百六十一條第一号の次に次の一号を加える。

一 二 国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物の譲渡による対価(政令で定めるものを除く。)

第百六十一條第八号ロ中「年金(第三十五條第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等をいう。又は」を削り、「これらを受ける者」を「その支払を受ける者」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三十五條第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等(政令で定めるものを除く。)

第百六十四條第一項第四号イ中「第百六十一條第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

第百六十九條中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第百六十一條第八号ロに掲げる年金 其の支払を受けるべき年金の額から十二万円(その非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円)にその支払を受けるべき年金の額に係る月数乗じて計算した金額を控除した金額

第百七十一條中「第百六十一條第八号ロ」を「第百六十一條第八号ハ」に、「年金等」を「退職手当等」に改める。

第百七十二條第一項中「第百六十一條第八号」を「第百六十一條第八号イ又はハ」に、「報酬又は年金」を「又は報酬」に改める。

第百七十八條中「第百六十一條第二号」を「第百六十一條第一号の二」に、「国内源泉所得の金額(第百六十九條各号)」を「国内源泉所得(政令で

定めるものを除く。))の金額(第百六十九條第一号、第二号、第四号及び第五号)に、当該各号に掲げる金額」を「これらの規定に定める金額」に改める。

第百七十九條を次のように改める。

(外国法人に係る所得税の税率)

第百七十九條 外国法人に対して課する所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前条に規定する国内源泉所得(次号及び第三号に掲げるものを除く。))その金額(第百六十九條第二号、第四号及び第五号(分離課税に係る所得税の課税標準)に掲げる国内源泉所得については、これらの規定に定める金額)に百分の二十の税率を乗じて計算した金額

二 第百六十一條第一号の二(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得 其の金額に百分の十の税率を乗じて計算した金額

三 第百六十一條第四号及び第十一号に掲げる国内源泉所得 其の金額(第百六十九條第一号に掲げる国内源泉所得については、同号に定める金額)に百分の十五の税率を乗じて計算した金額

第二百三條の三第一号イ中「九万円」を「十万円」に、「六万円」を「六万五千円」に、「十四万円」を「十五万円」に、「八万五千円」を「九万円」に改める。

第二百七條中「同条第四項に規定する個人年金保険契約等を含む。」を削る。

第二百二十二條第一項中「第百六十一條第二号」を「第百六十一條第一号の二」に改める。

第二百二十三條第一項を次のように改める。

前条第一項の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 前条第一項に規定する国内源泉所得(次号及び第三号に掲げるものを除く。))その金額

三十七

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

三八

(次に掲げる国内源泉所得については、それ
それ次に定める金額)に百分の二十の税率を
乗じて計算した金額

イ 第六十一条第八号ロ(国内源泉所得)

に掲げる年金 その支払われる年金の額か
ら十二万円(その支払を受ける非居住者が
年六十五歳未満である場合には、六万
円)にその支払われる年金に係る月数
を乗じて計算した金額を控除した残額

ロ 第六十一条第九号に掲げる賞金 その
金額(金銭以外のもの)で支払われる場合に
は、その支払の時に於ける価額として政令
で定めるところにより計算した金額)から
五十万円を控除した残額

ハ 第六十一条第十号に掲げる年金 同号
に規定する契約に基づいて支払われる年金
の額から当該契約に基づいて払い込まれた
保険料又は掛金の額のうちその支払われる
年金の額に対応するものとして政令で定め
るところにより計算した金額を控除した残
額

二 第六十一条第一号の二に掲げる国内源泉
所得 その金額に百分の十の税率を乗じて計
算した金額

三 第六十一条第四号及び第十一号に掲げる
国内源泉所得 その金額に百分の十五の税率
を乗じて計算した金額

第二百十五号中「第六十一条第八号」を「第
百六十一条第八号イ又はハ」に、「報酬又は年金」
を「又は報酬」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行
する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、改正後の所得税法(以下「新法」という。
の規定は、平成二年分以後の所得税について適
用し、平成元年分(昭和六十四年一月一日から
平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分
をいう)以前の所得税については、なお従前の
例による。

(非居住者又は外国法人の土地等の譲渡に対す
る所得税の課税に関する経過措置)

第三条 新法第五号第四項(納税義務者)、第七号
第一項第五号(課税所得の範囲)、第十一号第二
項(公共法人等に係る非課税)、第六十一条第一
号の二(国内源泉所得)、第六十一条第四号第一
号の二(国内源泉所得)、第六十一条第四号第一
号の二(国内源泉所得)、第六十一条第四号第一
号の二(国内源泉所得)に規定する課税の方法、第
百七十八号(外国法人に係る所得税の課税標準)及
び第六十一条第九号(外国法人に係る所得税の税
率)の規定は、外国法人(所得税法第二条第一
項第七号(定義)に規定する外国法人をいう。
以下この項において同じ。)がこの法律の施行の
日(以下「施行日」という)以後に支払を受け
るべき新法第六十一条第一号の二に掲げる内
源泉所得(施行日以後に行う土地等(国内に
ある土地若しくは土地の上に存する権利又は建
物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以
下この条において同じ。)の譲渡による対価に限
る。))について適用し、外国法人が施行日前に支
払を受けるべき土地等の譲渡による改正前の所
得税法(以下「旧法」という)第六十一条第一
号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得及び
施行日以後に支払を受けるべき当該国内源泉
所得(施行日以前に行つた土地等の譲渡によるも
のに限る。))については、なお従前の例による。

2 新法第二百二十二条第一項(国内源泉所得に係
る源泉徴収義務)及び第二百二十三条第一項(内
源泉所得に係る源泉徴収税額)(第一号イに係
る部分を除く。)の規定は、施行日以後に支払う
べき新法第六十一条第一号の二に掲げる国内
源泉所得(施行日以後に行う土地等の譲渡によ
る対価に限る。))について適用し、施行日前に支
払うべき土地等の譲渡による旧法第六十一条
第一号に掲げる国内源泉所得及び施行日以後に

支払うべき当該国内源泉所得(施行日以前に行
つた土地等の譲渡によるものに限る。))について
は、なお従前の例による。

(公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得
税に関する経過措置)

第四条 新法第六十一条第八号ロ(国内源泉所
得)、第六十一条第九号第三号(分離課税に係る所得
税の課税標準)及び第二百二十三条第一項第一号
イ(国内源泉所得に係る源泉徴収税額)の規定
は、施行日以後に支払うべき新法第六十一条
第八号ロに掲げる年金について適用し、施行日
前に支払うべき旧法第六十一条第八号ロ(内
源泉所得)に規定する公的年金等については、
なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第五条 新法第二百二十三条の三第一号イ(公的年金
等に係る源泉徴収税額)の規定は、施行日以後
に支払うべき新法第二百二十三条の二(公的年金等
に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等につ
いて適用し、施行日前に支払うべき旧法第二
百二十三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)
に規定する公的年金等については、なお従前の
例による。

(施行日以前に出国をした者に係る更正の請求)

第六条 施行日前に平成二年分の所得税につき旧
法第二百二十七条(年の中途中途で出国をする場合の
確定申告)(旧法第六十六号(非居住者に対する
準用)において準用する場合を含む。))の規定
に基づいて申告した者が、施行日以後に出国
した場合には、その申告した金額(以下「申告
金額」という)に、申告した日から施行日の前
日までの期間に係る年分の所得税(以下「未
納税額」という)を加算した金額(以下「更正
金額」という)を、施行日の前日までに納付
しなければならない。

支払うべき当該国内源泉所得(施行日以前に行
つた土地等の譲渡によるものに限る。))について
は、なお従前の例による。

(公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得
税に関する経過措置)

第四条 新法第六十一条第八号ロ(国内源泉所
得)、第六十一条第九号第三号(分離課税に係る所得
税の課税標準)及び第二百二十三条第一項第一号
イ(国内源泉所得に係る源泉徴収税額)の規定
は、施行日以後に支払うべき新法第六十一条
第八号ロに掲げる年金について適用し、施行日
前に支払うべき旧法第六十一条第八号ロ(内
源泉所得)に規定する公的年金等については、
なお従前の例による。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第五条 新法第二百二十三条の三第一号イ(公的年金
等に係る源泉徴収税額)の規定は、施行日以後
に支払うべき新法第二百二十三条の二(公的年金等
に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等につ
いて適用し、施行日前に支払うべき旧法第二
百二十三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)
に規定する公的年金等については、なお従前の
例による。

(施行日以前に出国をした者に係る更正の請求)

第六条 施行日前に平成二年分の所得税につき旧
法第二百二十七条(年の中途中途で出国をする場合の
確定申告)(旧法第六十六号(非居住者に対する
準用)において準用する場合を含む。))の規定
に基づいて申告した者が、施行日以後に出国
した場合には、その申告した金額(以下「申告
金額」という)に、申告した日から施行日の前
日までの期間に係る年分の所得税(以下「未
納税額」という)を加算した金額(以下「更正
金額」という)を、施行日の前日までに納付
しなければならない。

1 公的年金等に対する課税

(一) 公的年金等控除額を次のように引き上げる。

(1) 定額控除

年 齢	現 行	改 正 案
年 齢 六 五 歳 以 上 の 者	八〇万円	一〇〇万円
年 齢 六 五 歳 未 満 の 者	四〇万円	五〇万円

(2) 最低保障額

年 齢	現 行	改 正 案
年 齢 六 五 歳 以 上 の 者	一〇〇万円	一四〇万円
年 齢 六 五 歳 未 満 の 者	六〇万円	七〇万円

による申告書を提出した者及び施行日前に同年
分の所得税につき国税通則法(昭和三十一年法
律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による
決定を受けた者は、当該申告書に記載された事
項又は当該決定に係る事項(これらの事項につ
き施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十
六条(再更正)の規定による更正があった場合に
は、当該更正後の事項)につき新法の規定の適
用により異動を生ずることとなったときは、そ
の異動を生ずることとなった事項について、施
行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通
則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請
求をすることができる。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ、公的年
金等控除額及び個人年金保険契約等に係る生命保
険料控除額を引き上げる等の措置を講ずる必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提
出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんが
み、公的年金等控除額及び個人年金保険契約等
に係る生命保険料控除額を引き上げる等の措置
を講じようとするものである。

議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんが
み、公的年金等控除額及び個人年金保険契約等
に係る生命保険料控除額を引き上げる等の措置
を講じようとするものである。

間帯による変動の縮小に著しく資するもの
のうち政令で定めるもの

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

第十条の二第二項に第一号として次の一号を加える。

一 太陽光、風力その他これらに類するエネルギー資源を利用するために必要な機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの

第十条の二第二項中「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に改め、同条第三項中「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に、「経済社会エネルギー環境変化対応設備」を「エネルギー基盤強化設備(次条)」に、「経済社会エネルギー基盤強化設備(次条)」を「エネルギー環境変化対応設備(次条)」に改め、同条第四項中「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に改め、同条第五項中「第一項及び第三項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械その他の減価償却資産として政令で定めるものをいふ」を削り、同条第六項及び第九項中「経済社会エネルギー基盤強化設備」を「エネルギー環境変化対応設備」に改める。

第十条の三第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、「次条」の下に「第十条の五第一項、第十一項を加え、」所得税法第四十九条第一項を「同法第四十九条第一項」に改め、「(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)を削り、同条第三項中「次条」の下に「第十条の五第一項、第十一項」を加え、「百分の七(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改め、同条第四項中「百分の七(当該電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改め、同条第六項

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

中「第一項、第三項及び第四項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいふ」を削る。

第十条の四第一項中「次条」を「次条第一項、第十一項に、」所得税法第四十九条第一項を「同法第四十九条第一項」に改め、同項の表の第五号中「又は」を「飲食店業(政令で定める事業を除く)を営む個人又は」に改め、同条第三項中「次条」を「次条第一項、第十一項に改め、同条の次に次の一条を加える。

(製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は所得税額の特別控除)

第十条の五 青色申告書を提出する個人で所得税法の施行地内において主として製造業(政令で定める事業を含む。以下この項において同じ)を営むものとして政令で定める個人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間(以下この項、次項及び第四項において「指定期間」といふ)内の日の属する各年(事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く)及び事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「適用年」といふ)において輸入促進対象製品の輸入(輸入の委託で政令で定めるものを含むものとし、委託を受けて行う輸入、無償による輸入その他の政令で定める輸入を除く。以下この条において「輸入」を行つた場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額以上であるときは、当該適用年の十二月三十一日において当該個人の有する機械及び装置で当該製造業の用に供されているものうち当該適用年又は当該適用年の前年若しくは前々年において取得し、又は製作したもの(当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し次条、第十一條の二、第十二條から第十二條の三まで、第十三條第一項、第十三

条の二第二項又は第十六條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「製造用特定機械」といふ)の償却費として当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該製造用特定機械について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却額(当該償却費の額の百分の十(当該個人が平成二年四月一日以後に輸入を行つた輸入促進対象製品については、百分の二十)に相当する金額に当該適用年の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。次項において同じ)との合計額(第三項及び第十二項において「合計償却限度額」といふ)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造用特定機械の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 当該適用年の製品輸入額の合計額

二 基準年(平成元年(昭和六十四年)一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう)から当該適用年の前年までの各年のうち、その製品輸入額の合計額(当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該製品輸入額の合計額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ)が最も多い年をいう。第六項において同じ)の製品輸入額の合計額

前項の規定の適用がある場合において、当該適用年の十二月三十一日において当該個人の有する同項の規定の適用を受ける製造用特定機械に係る当該適用年の特別償却額の合計額が、当該適用年の製品輸入増加額(同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。第四項において同じ)の百分の五十に相当する金額に当該適用年の指定期間の月

数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を超えるときは、当該特別償却額の合計額は、当該計算した金額とする。

用年における税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十(当該個人が第十條第三項に規定する中小企業者に該当する個人である場合には、百分の十五。以下この項において同じ。)に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

5 第一項に規定する個人が、輸入を行った輸入促進対象製品で違約品(品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう。)に該当するものをその輸入の時にその性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合における同項、第二項及び前項の規定の適用については、第一項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該適用年において第五項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該各年において第五項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

6 第一項に規定する個人が適用年において次の各号に掲げる輸入を行った場合における同項、第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他の者が輸入を行った輸入促進対象製品で当該個人が基準年において購入していたもの(その輸入の時にその性質及び形状を変えないで購入していたものに限る。)と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該購入に代えて行った輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

二 当該個人の特殊関係者(政令で定める特殊関係のある者をいう。)が基準年において輸入していた輸入促進対象製品と同種の輸入促進対象製品の輸入で、当該特殊関係者にその輸入の時にその性質及び形状を変えないで販売するために行うもの 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該特殊関係者の輸入に代えて行った輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

7 第一項に規定する個人が輸入を行った輸入促進対象製品がその輸入の時にその性質及び形状を変えないで輸出をされる見込みがある場合として政令で定める場合における第一項、第二項及び前第三項の規定の適用については、当該輸入は、なかつたものとみなす。この場合において、当該輸入促進対象製品が当該輸出をされる見込みがなくなつたときは、政令で定める時に於いて当該個人が当該輸入促進対象製品の輸入を行ったものとみなす。

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 輸入促進対象製品 機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち輸入を促進することが適当なものと政令で定めるものをいう。

二 製品輸入額 当該個人が輸入を行った輸入促進対象製品につき関税法(明治四十三年法律第五十四号)第四條から第四條の八までの規定に準じて算出した金額をいう。

9 第一項、第二項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10 第一項から第三項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、製造用特定機械の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

11 第四項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける製造用特定機械が二以上ある場合で第二項の規定の適用があるときのそれぞれの製造用特定機械に係る合計償却限度額の計算、第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項、第二項又は第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

13 その年分の所得税について第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十條の五第四項(製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除)」とする。

第十一條第一項の表の第一号中「百分の二十一」を「百分の二十二」に改め、同表の第三号及び第四号中「百分の十五」を「百分の十四」に改める。

第十一條の三の次に次の一條を加える。

(電波有効利用設備の特別償却)

第十一條の四 青色申告書を提出する個人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない電波有効利用設備(混信を防止するための高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の能率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものをいう。)でその取得価額が政令で定める金額以上のもの(以下この条において「特定電波有効利用設備」という。)の取得等(取得又は製作をいう。以下この項において同

じ)をして、これを当該個人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定電波有効利用設備(前三條の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該特定電波有効利用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十(平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。)に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定電波有効利用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定電波有効利用設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同條第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一條の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

3 第十一條第三項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二條第一項中「前三條」を「第十一條から前條まで」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三條第二項中「前項又は」を「第十條の五第一項、前項又は」に、「その合計償却限度額又は同項本文を」これらに改める。

第十三條の二第二項第三号中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同條

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(二)

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

第三項中、「同項本文」とあるのは「第十三条第一項本文」とを削る。

第十四条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の百三十」を「百分の百二十四」に、「百分の百五十」を「百分の百四十」に改める。

第十五条第一項中「次の表の各号の上欄」を「次の各号に」、「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「百分の百二十二」を「百分の百二十」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)

第二条第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該倉庫用の建物及びその附属設備

二 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する個人 当該穀物用サイロ

第二十條の見出しを「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第一項から第五項までを次のように改める。

青色申告書を提出する個人で所得税法の施行地内において主として卸売及び小売業を営むものとして政令で定める個人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日の属する各年(事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。)及び事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「適用年」という。)において輸入促進対象製品の輸入(輸入の委託で政令で定めるものを含むものとし、委託を受けて行う輸入、無償による輸入その他の政令で定める輸入を除く。以下この条において同じ。)を行つた場合(第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百十に相当する金額以上である場合に限る。)において、輸入促進対象製品の国内市場の開拓に要する費用の支出に備える

ため、当該適用年の製品輸入増加額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。)の百分の二十に相当する金額に当該適用年に含まれる指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以下の金額を輸入製品国内市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該適用年の製品輸入額の合計額

二 基準年(平成元年(昭和六十四年一月一日)から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。)から当該適用年の前年までの各年のうち、その製品輸入額の合計額(当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該製品輸入額の合計額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。)が最も多い年をいう。第三項において同じ。)の製品輸入額の合計額

2 前項に規定する個人が、輸入を行つた輸入促進対象製品で違約品(品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう。)に該当するものをその輸入の時にける性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合における同項の規定の適用については、同項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該適用年において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該適用年において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

3 第一項に規定する個人が適用年において次の各号に掲げる輸入を行つた場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他者が輸入を行つた輸入促進対象製品で当該個人が基準年において購入していたもの(その輸入の時にける性質及び形状を変えないで購入していたものに限る。)と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該購入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

二 当該個人の特殊関係者(政令で定める特殊関係のある者をいう。)が基準年において輸入していた輸入促進対象製品と同種の輸入促進対象製品の輸入で、当該特殊関係者にその輸入の時にける性質及び形状を変えないで販売するために行うもの 当該適用年における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年の当該特殊関係者の輸入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

4 第一項に規定する個人が輸入を行つた輸入促進対象製品がその輸入の時にける性質及び形状を変えないで輸出をされる見込みがある場合として政令で定める場合における前三項の規定の適用については、当該輸入は、なかつたものとみなす。この場合において、当該輸入促進対象製品が当該輸出をされる見込みがなくなつたときは、政令で定める時において当該個人が当該輸入促進対象製品の輸入を行つたものとみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 製品輸入額 当該個人が輸入を行つた輸入促進対象製品につき関税法第四十四条から第四条の八までの規定に準じて算出した金額をいう。

第二十條第六項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第七項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に、「掲げる金額」を「定める金額」に、「この場合においては」を「この場合において、第二号に掲げる場合該当するときは」に改め、同条第八項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第十項中「当該個人に係る前年中の同項に規定する海外取引による収入金額」を「同項第二号に掲げる金額」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改める。

第二十條の二第六項中「中小企業海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、第二十條の三第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「十万分の一・二」を「十万分の一」に、「十万分の二・八」を「十万分の三」に改める。

第二十條の四第一項中「平成二年」を「平成四年」に改める。

第二十條の六を削る。

第二十一條第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の二十二」を「百分の十二」に改め、同条第二項第一号中「第二十一條第二項第一号に規定する対外支払手段」を「外国為替及び外国貿易管理法第六條第一項第八号に規定する対外支払手段及びこれと同等の価値があるもので大蔵省令で定めるもの」に改める。

第二十五條第一項中「平成二年」を「平成七年」に、「掲げる肉用牛」を「定める肉用牛」に改め、同項第二号中「政令で定める肉用牛」を「肉用牛」に改める。

道整備推進法」という。)第十七条の規定により大

第三十四条の三第二項及び第三十六条第三項中

同条第七項

第三十三條第七項

第三十七條第六項		第一項の規定の適用を
第三十七條第七項及び第八項	同項の資産	第三十七條の五第一項(同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を
	第一項	第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産
第三十七條第九項	第七項	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第七項
同条第七項	同条第七項	第三十三條第七項

改め、同条第四項中「第三十七條第四項から第八項まで、第三十七條の二及び三」を「第三十七條第四項及び第六項から第九項まで、第三十七條の二並びに三」に改める。

第三十七條の七第一項中(第二号に規定する一団の宅地の造成に関する事業にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第十八條の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二條第一項に規定する大都市地域とみなされる区域内にあるものを除く。以下この項において同じ。)を削り、同条第四項中「第三十七條第五項から第七項まで」を「第三十七條第六項から第八項まで」に、「同条第五項中「第一項(前二項)」を「同条第六項中「第一項の規定の適用を」に改め、「同条第二項」の下において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を」を加え、「第一項の資産」を「同項の資産」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「第三十七條第六項」を「第三十七條第七項」に改める。

第三十七條の十一第一項中「証券業者又は銀行の営業所(以下この条において「証券業者等の営業所」という。))において、当該証券業者若しくは銀行への売委託により」を削り、「を」をする場合又は当該証券業者等の営業所を」を「当該各号に掲げる」に、「当該証券業者等の営業所を」を「当該各号に掲げる」に改める。

第三十七條の五第一項(同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を

年間に改め、同条第二項中「二百万円」を「百万円」に改め、同条第四項及び第五項中「五年間」を「六年間」に改める。

第四十一條の二第二項中「三年内」を「四年内」に、「四年内」を「五年内」に改め、同条第五項中「三年内」を「四年内」に改める。

第四十一條の八第一項中「平成二年十二月三十一日」を「平成四年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の十五第一項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第四十一條の十六中「平成二年十二月三十一日」を「平成七年十二月三十一日」に、「若しくは公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の公職選挙法(以下この条において単に「旧公職選挙法」という。))第八十六條又は公職選挙法を削り、「又は旧公職選挙法第八十六條」を削り、「公職選挙法第八十九條又は旧公職選挙法第八十九條」を「同法第八十九條」に改め、同条第四号ロ中「若しくは旧公職選挙法第八十六條」を削り、「公職選挙法第八十六條の二」を「同法第八十六條の二」に改める。

第三号ニを「第四号ニ」に、「経済社会エネルギー基盤強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に、「及び第二号」を「及び第一号又は第三号」に、「第四号に掲げる機械及び装置」を「第五号に掲げる減価償却資産」に改め、「次条」の下に「第四十二條の七、第四十二條の八第一項、第四十三條を加え、「第一号イ又は第三号イ」を「第二号イ若しくはハ又は第四号イ」に、「同号ニ」を「同号ニ」に、「百分の十五とし、輸入機器である場合には百分の三十六とする。」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「機械及び装置」を「機械その他の減価償却資産」に、「又は第二号」を「第三号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「又は改質」を「改質又は脱炭素」に、「利用の高度化」を「供給の安定化」に改め、同号ハを削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加え、同号を同項第四号とする。

ロ 二種以上の石油製品の混和の有無を識別するための溶剤を添加する機械その他の減価償却資産で石油製品の利用の安定化に資するもののうち政令で定めるもの

第四十二條の五第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号ハを同号ホとし、同号ロ中「廃熱の回収利用」を削り、「消費の節減」を「効率的利用」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「設備」を「減価償却資産」に改め、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 廃熱を製造工程において有効に利用することによりエネルギー資源の消費を著しく節減することに寄与する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるもの

ロ 廃エネルギーの回収利用によりエネルギー資源の消費を著しく節減することに直接資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるもの

第四十二條の五第一項第一号に次のように加え、同号を同項第二号とする。

へ機械その他の減価償却資産でその利用の形態が電気又はガスの需要量の季節又は時間帯による変動の縮小に著しく資するものうち政令で定めるもの

第四十二条の五第一項に第一号として次の一号を加える。

一 太陽光、風力その他これらに類するエネルギー資源を利用するために必要な機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの

第四十二条の五第二項中「経済社会エネルギー基盤強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に、「並びに第六十八条の二」を「第四十二条の八第二項並びに第六十八条の二」に改め、「(次条の下に)」を「第四十二条の七、第四十二条の八第一項、第四十三条を加え、前項第三号」を「前項第四号」に、「百分の三・五とし、輸入機器である場合には百分の八・四とする。」を「百分の三・五に改め、同条第三項中経済社会エネルギー基盤強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に改め、同条第四項中第一項及び第二項に規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械その他の減価償却資産として政令で定めるものをいい、を削り、同条第八項中「経済社会エネルギー基盤強化設備等」を「エネルギー環境変化対応設備等」に改める。

第四十二条の六第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、「次条の下に」を「第四十二条の八第一項、第四十三条を加え、」を「法人税法第三十一條第一項」を「同法第三十一條第一項」に改め、「(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の三十六)」を削り、同条第二項中「並びに第六十八条の二」を「第四十二条の八第二項並びに第六十八条の二」に改め、「(次条の下に)」を「第四十二条の八第一項、第四十三条」を加え、「百分の七(当該特定電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」を「合計額の百

分の七に相当する金額」に改め、同条第三項中「百分の七(当該電子機器利用設備が輸入機器である場合には、百分の八・四)に相当する金額の合計額」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改め、同条第五項中「第一項から第三項までに規定する輸入機器とは、外国から本邦に到着した機械及び装置並びに器具及び備品として政令で定めるものをいい、」を削る。

第四十二条の七第一項中「次条」を「次条第一項、第四十三条」に、「法人税法第三十一條第一項」を「同法第三十一條第一項」に改め、同項の表の第五号中「又は」を「飲食店業(政令で定める事業を除く)を営む法人又は」に改め、同条第二項中「並びに第六十八条の二」を「次条第二項並びに第六十八条の二」に、「法人税法第六十七條」を「同法第六十七條」に、「次条」を「次条第一項、第四十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(製品輸入額が増加した場合の製造用機械の増償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の八 青色申告書を提出する法人で法人税法の施行地内において主として製造業(電気業、ガス業その他の政令で定める事業を含む。以下この項において同じ。)を営むものとして政令で定める法人(以下この条において「製造業者」という。)が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間(以下この項及び次項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(設立事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という。)において輸入促進対象製品の輸入(輸入の委託で政令で定めるものを含むものとし、委託を受けて行う輸入、無償による輸入その他の政令で定める輸入を除く。以下この条において同じ。)を行った場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額以上であるときは、当該適用年度終了の日において当該製造業者の有する機械及び装置で当該製造業の用に供されているものうち当該適用年度又は当該

適用年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において取得し、又は製作したもの(当該適用年度における償却額の計算に關し次条、第四十三条の三、第四十四條から第四十四條の四まで、第四十四條の六から第四十六條の二まで、第四十九條若しくは第五十一條又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び第十項において「製造用特定機械」という。)に係る当該適用年度の償却限度額は、同法第三十一條第一項の規定(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合)には、同条の規定を含む)にかかわらず、当該製造用特定機械の普通償却限度額(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の十(当該製造業者が平成二年四月一日以後に輸入を行った輸入促進対象製品については、百分の二十)に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額をいう。以下この項において同じ。))との合計額(第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額)とする。

この場合において、当該適用年度終了の日において当該製造業者の有する当該製造用特定機械に係る当該適用年度の特別償却限度額の合計額が、当該適用年度の製品輸入増加額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。次項において同じ。)の百分の五十に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該計算した金額を限度とする。

一 当該適用年度の製品輸入額の合計額

二 基準年度(平成元年四月一日を含む事業年度から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度のうち、その製品輸入額の合計額

(当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数が異なる場合には、当該製品輸入額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。)が最も多い事業年度をいう。第四項において同じ。)の製品輸入額の合計額

2 青色申告書を提出する製造業者が適用年度において輸入促進対象製品の輸入を行った場合(前項又は同項に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、前項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額以上であるときは、当該適用年度の所得に対する法人税の額(この項、第四十二條の四、第四十二條の五第二項及び第三項、第四十二條の六第二項から第四項まで及び第六項、前条第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八條の二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しない)で計算した場合の法人税の額と、国税通則法第二十二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。)から当該適用年度の製品輸入増加額の百分の五に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該製造業者の当該適用年度における税額控除限度額が、当該製造業者の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の十(当該製造業者が第四十二條の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人である場合には、百分の十五。以下この項において同じ。)に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

3 製造業者が、輸入を行った輸入促進対象製品で違約品(品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう。)に該当するもの

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四六

をその輸入の時にける性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該適用年度において第三項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該各事業年度において第三項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

4 製造業者が適用年度において次の各号に掲げる輸入を行った場合における前三項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他者が輸入を行った輸入促進対象製品で当該製造業者が基準年度において購入していたもの(その輸入の時にける性質及び形状を変えないで購入していたものに限り)と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年度における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年度の当該購入に代えて行った輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

二 当該製造業者の特殊関係者(当該製造業者の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の株式の数又は出資金額を保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のある者をいう。)が基準年度において輸入していた輸入促進対象製品と同種の輸入促進対象製品の輸入で、当該特殊関係者にその輸入の時にける性質及び形状を変えないで販売するために行うもの 当該適用年度における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年度の当該特殊関係者の輸入に代えて行った輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

5 製造業者が輸入を行った輸入促進対象製品がその輸入の時にける性質及び形状を変えないで輸出をされる見込みがある場合として政令で定める場合における前各項の規定の適用については、当該輸入は、なかつたものとみなす。この場合において、当該輸入促進対象製品が当該輸出をされる見込みがなくなつたときは、政令で定める時において当該製造業者が当該輸入促進対象製品の輸入を行ったものとみなす。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度等 設立(合併による設立で政令で定めるものを除く。)の日(法人税法第二十四条第四号に規定する外国法人にあつては同法第四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日)とし、同法第二十六条に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。を含む事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

11 第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二条の八第二項(製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除)」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の八第二項(製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の八第二項(製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二条の八第二項(製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除)」とする。

三 製品輸入額 当該製造業者が輸入を行った輸入促進対象製品につき関税率法第四十条から第四十四条の八までの規定に準じて算出した金額をいう。

10 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける製造用特定機械が二以上ある場合で同項後段の規定の適用があるとき、それぞれの製造用特定機械に係る同項の特例適用期間の計算、製造業者が合併法人である場合における同項第二号に掲げる金額の計算の特例その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条の三第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、「集積促進地域(以下この項の下に「及び次項を」、「政令で定める期間」の下に「(以下この項及び次項において「適用期間」という。))」を、「ないもの(以下この項の下に「及び次項を」を加え、「取得し、又は特定事業用資産を製作し、若しくは建設して」を「取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。))をして」に、「取得価額の百分の三十(建物及びその附属設備については、百分の十五)に相当する金額」を「取得価額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 適用期間の開始の日から三年以内に取得等をした特定事業用資産 百分の三十(建物及びその附属設備については、百分の十五)

二 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定事業用資産(前号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く。) 百分の二十四(建物及びその附属設備については、百分の十二)

第四十四条の三第二項中「前項」を「第一項(前項において読み替えて適用する場合を含む。))」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する法人が、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第七十一条第三号に規定する特定事業事業所等の同号に規定する過度集積地域から特定事業集積促進地域への移転(政令で定める要件を満たすものに限る。)に伴い、適用期間の開始の日から二年以内に取得等をした特定事業用資産に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の三十六」と、「百分の十五」とあるのは「百分の十八」とする。

第四十四条の五の次に次の一条を加える。

(電波有効利用設備の特別償却)

第四十四条の六 青色申告書を提出する法人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない電波有効利用設備(混信を防止するための高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の能率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものをいう。)でその取得価額が政令で定める金額以上のもの(以下この項において「特定電波有効利用設備」という。)の取得等(取得又は製作をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該特定電波有効利用設備(第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該特定電波有効利用設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定電波有効利用設備の取得価額の百分の三十(平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の二十とし、同年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十六条第一項第三号中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十四」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改める。

第四十八条第一項中「次の表の各号の上欄」を

「次の各号」に、「当該各号の中欄に掲げる期間内」を「昭和四十九年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に」、「の下欄に掲げる」を「に定める」に、「百分の二十」を「百分の二十」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 倉庫業法第二項第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該倉庫用の建物及びその附属設備

二 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該穀物用サイロ

第五十二条の二第一項中「第四十二条の七第一項」の下に、「第四十二条の八第一項」を加え、同条第二項中「第四十二条の七第一項」の下に、「第四十二条の八第一項」を、「の特別償却限度額」の下に「(第四十二条の八第一項後段の規定の適用を受けた減価償却資産については、その適用後の金額として政令で定める金額。以下この条において同じ。)」を、「償却限度額」の下に「第四十二条の八第一項又はを加え、同条第三項中第四十二条の七第一項」の下に、「第四十二条の八第一項」を加える。

第五十二条の三第一項中「第四十二条の七第一項」の下に「第四十二条の八第一項」を、「特別償却限度額」の下に「(第四十二条の八第一項後段の規定の適用がある場合には、その適用後の金額として政令で定める金額。次項及び第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、「金額が」の下に「第四十二条の八第一項又は」を加える。

第五十四条の見出しを「(輸入製品国内市場開拓準備金)に改め、同条第一項から第五項までを次のように改める。

青色申告書を提出する法人で法人税法の施行地内において主として卸売及び小売業を営むものとして政令で定める法人が、平成二年四月一日から平成五年三月三十一日までの期間(以下

この項において「指定期間」という。内の日を含む各事業年度(設立事業年度等を除く。以下この条において「適用年度」という。)において輸入促進対象製品の輸入(輸入の委託で政令で定めるものを含むものとし、委託を受けて行う輸入、無償による輸入その他の政令で定める輸入を除く。以下この条において同じ。)を行つた場合(第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額の百分の百に相当する金額以上である場合に限り。において、輸入促進対象製品の国内市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、当該適用年度の製品輸入増加額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。の百分の二十に相当する金額に当該適用年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額以下の金額を損金処理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により輸入製品国内市場開拓準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該適用年度の製品輸入額の合計額

二 基準年度(平成元年四月一日を含む事業年度から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度のうち、その製品輸入額の合計額(当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数が異なる場合には、当該製品輸入額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額。以下この号において同じ。)が最も多い事業年度をいう。第三項において同じ。)の製品輸入額の合計額

2 前項に規定する法人が、輸入を行つた輸入促進対象製品で違約品(品質又は数量等が契約の内容と相違する輸入促進対象製品をいう。)に該当するものをその輸入の時にける性質及び形状を変えないで返品のため輸出をした場合にお

ける同項の規定の適用については、同項第一号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該適用年度において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」と、同項第二号中「製品輸入額の合計額」とあるのは「製品輸入額の合計額から当該各事業年度において次項に規定する輸出をした同項の違約品の製品輸入額の合計額を控除した残額」とする。

3 第一項に規定する法人が適用年度において次の各号に掲げる輸入を行つた場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該金額から当該各号に定める金額を控除した金額とする。

一 他者が輸入を行つた輸入促進対象製品で当該法人が基準年度において購入していたもの(その輸入の時にける性質及び形状を変えないで購入していたものに限る。)と同種の輸入促進対象製品の輸入 当該適用年度における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年度の当該輸入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

二 当該法人の特殊関係者(当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上の株式の数又は出資の金額を保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のある者をいう。)が基準年度において輸入していた輸入促進対象製品と同種の輸入促進対象製品の輸入で、当該特殊関係者にその輸入の時にける性質及び形状を変えないで販売するために行うもの 当該適用年度における当該同種の輸入促進対象製品の製品輸入額の合計額のうち、基準年度の当該特殊関係者の輸入に代えて行つた輸入に係る部分の金額として政令で定める金額の合計額

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四八

4 第一項に規定する法人が輸入を行つた輸入促進対象製品がその輸入の時にける性質及び形状を変えないで輸出をされる見込みがある場合として政令で定める場合における前三項の規定の適用については、当該輸入は、なかつたものとみなす。この場合において、当該輸入促進対象製品が当該輸出をされる見込みがなくなつたときは、政令で定める時において当該法人が当該輸入促進対象製品の輸入を行つたものとみなす。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 設立事業年度等 設立(合併による設立で政令で定めるものを除く。)の日(法人税法第二十四条第四号に規定する外国法人にあつては同法第四百四十一条第一号又は第三号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二十六条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業を開始した日とする。)を含む事業年度、解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二 輸入促進対象製品 機械類、電気機器、化学工業製品その他の製品のうち輸入を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。

三 製品輸入額 当該法人が輸入を行つた輸入促進対象製品につき関税法第四十四条から第四十六条の八までの規定に準じて算出した金額をいう。

第五十四条第六項中「中小企業等海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第七項中「中小企業等海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に、「掲げる金額」を「定める金額」に、「この場合においては」を「この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは」に改め、同条第八項中「中小企業等

海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改め、同条第十項中「又は事業年度を変更した法人を削り、これらの法人に係る基準年度の海外取引による収入金額を、同項第二号に掲げる金額」に改め、同条第十一項から第十四項までの規定中「中小企業等海外市場開拓準備金」を「輸入製品国内市場開拓準備金」に改める。

第五十五条第二項、第五十五条の四第一項、第五十五条の五第一項並びに第五十五条の六第一項及び第八項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第五十六条を削る。

第五十五条の八第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の八第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十五条の八第三項」を「第五十六条第三項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十六条の三第一項第一号中「をした面積」の下に「(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二十条第二項第二号に規定する森林保健施設を整備するために当該伐採又は譲渡をした面積を除く。)」を加える。

第五十六条の六を削る。

第五十七条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「二十八銭」を「二十三銭」に、「七十二銭」を「七十七銭」に改め、同条第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「十万分の一・二」を「十万分の一」に、「十万分の一・八」を「十万分の三」に改める。

第五十七条の三第一項中「第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」を「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ 当該法人が当該事業年度終了の日において有する使用済燃料の再処理費の総額から当該使用済燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額

ロ 当該法人が当該事業年度の直前の事業年度終了の日において有していた使用済燃料の再処理費の総額から当該使用済燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額(当該事業年度において次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)

二 前号イに掲げる金額の百分の七十五に相当する金額(第三項において「累積限度額」という。)から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された使用済燃料再処理準備金の金額(その日までに次項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

第五十七条の三第二項中「(その日までにこの項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」を「(その日までにこの項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)」に改める。

第五十七条の三第三項中「同項第一号に掲げる金額」を「累積限度額」に改め、同条第六項中「第二号」を「第一項第一号ロ」に改める。

第五十七条の七中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、第三章第二節中同条を第五十七条の八とする。

第五十七条の六第七項中「第五十七条の六第四項第一号」を「第五十七条の七第四項第一号」に改め、同条を第五十七条の七とする。

第五十七条の五を第五十七条の六とする。

第五十七条の四第十一項中「第五十七条の四第六項」を「第五十七条の五第六項」に改め、同条を第五十七条の五とする。

第五十七条の三の次に次の一条を加える。

第五十七条の四 青色申告書を提出する法人で電気事業法第二十五条に規定する電気事業を営むものが、各事業年度(解散合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該事業年度終了の日において有する特定原子力発電施設(原子力発電施設のうち、原子炉、タービンその他の設備並びに建物及びその附属設備で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)に係る解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該特定原子力発電施設に係る当該事業年度終了の日における解体費用の額の見積額として政令で定める金額の百分の八十五に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額

二 当該特定原子力発電施設に係る当該事業年度の直前の事業年度終了の日における解体費用の額の見積額として政令で定める金額の百分の八十五に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額

2 前項に規定する解体費用とは、特定原子力発電施設の解体(当該特定原子力発電施設に係る原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質による汚染の除去及び解体に伴い生じた廃棄物の撤去を含む。第五項において同じ。)に要する費用として政令で定める費用をいい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気量の量に占める割合として政令で定める割合をいう。

3 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が、当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設につき同項の解体費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額(その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該支出をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額が当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設の同項第一号に掲

げる金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定原子力発電施設の解体が終了した場合 当該解体が終了した日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

二 特定原子力発電施設に係る原子力炉の運転を廃止した日から一年を経過する日までに当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 同日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における原子力発電施設解体準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において原子力発電施設解体準備金を取り崩した場合は、その取り崩した日における原子力発電施設解体準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の届出書となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における原子力発電施設解体準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該

事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該原子力発電施設解体準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

第五十八条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「百分の二十二」を「百分の十二」に改め、同条第二項第一号中「第二十条第二項第一号」を「第二十一条第二項第一号」に改める。

第六十三条第四項中「第五十一条」の下に「の規定」を加え、「第六十五条の七から」を「第六十五条の十から」に改め、「第六十五条の七第四項(第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。第六十五条の八第三項若しくは第四項を削り、同条第六項第二号中「第四十二条の七」を「第四十二条の八」に改め、「及び第四十二条の七」を「第四十二条の八」に改め、「及び第四十二条の七」を「第四十二条の八」に改め、同条第七項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六十三条の二第二項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号中(当該住宅街整備事業の施行にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(以下第六十五条の四までにおいて「宅地開発鉄道整備推進法」という。))第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域に定めるものを除く。を削り、同条第六項中「第四十二条の五から」の下に「第四十二条の七まで、第四十三条から」を加える。

第六十五条第一項第四号中(当該住宅街整備事業の施行にあつては、宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域に定めるものを除く。を削り、「同法」を「大都市地域住宅地供給促進法」に改める。

第六十五条の二第二項中「平成元年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の三第一項第一号中「若しくは第三号の四」を「又は第三号の四」に改め、「又は当該住宅街整備事業の施行に伴い宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域に定める土地等が買収される場合」を削る。

第六十五条の四第一項第一号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第三号中「又は宅地開発鉄道整備推進法第十八条の規定により大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第二号第一項に規定する大都市地域とみなされる区域に定める土地等が買収される場合」を削り、同項第四号中「平成二年十二月三十一日」を「平成三年十二月三十一日」に改め、同項第五号中「同法」を「大都市地域住宅地供給促進法」に改め、「(宅地開発鉄道整備推進法第十七条の規定により大都市地域住宅地供給促進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域に定める土地等が同項の規定により買収される場合を除く。及び(宅地開発鉄道整備推進法第二号第一号に規定する大都市地域とみなされる区域に定めるものを除く。以下この号において同じ。を削る。

第六十五条の五第四項及び第六十五条の六第二項中「平成元年十二月三十一日」を「平成二年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の七第一項中「平成三年三月三十一日」の下に「(次の表の第十七号の上欄に掲げる船

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五〇

船にあつては、平成八年三月三十一日」を加え、
「次の表の各号の上欄に掲げるもの」を「同表の各号の上欄に掲げるもの(その譲渡につき第六十三
条第一項又は第六十三条の二第一項の規定の適用
がある土地等(土地又は土地の上に存する権利を
いう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。))を
除く。以下この条において同じ。」に改め、同項
の表の第一号の上欄中「土地若しくは土地の上に
存する権利(以下次条までにおいて「土地等」とい
う。」「を「土地等」に改め、同条第七項中「第四十二
条の五から」の下に「第四十二条の七まで、第四十二
条から」を加える。

第六十五条の八第一項中「平成三年三月三十一
日」の下に「(前条第一項の表の第十七号の上欄に
掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日)」
を加え、「前条第一項の表の各号の上欄に掲げる
もの」を「同表の各号の上欄に掲げるもの(その譲
渡につき第六十三条第一項又は第六十三条の二第
一項の規定の適用がある土地等を除く。)」に、「同
条第三項」を「前条第三項」に改める。

第六十五条の九中「平成三年三月三十一日」の下
に「(第六十五条の七第一項の表の第十七号の上欄
に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日
)」を加え、「第六十五条の七第一項の表」を「同
表」に改め、「掲げるもの」の下に「その交換によ
る譲渡につき第六十三条第一項又は第六十三条の
二第一項の規定の適用がある土地等を除く。」を加
える。

第六十五条の十一第一項中「(第二号に規定する
一団の宅地の造成に関する事業にあつては、大都
市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推
進に関する特別措置法第十八条の規定により大都
市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急
措置法第二十一条に規定する大都市地域とみな
される区域内にあるものを除く。以下この項にお
いて同じ。)」を削る。

第六十七条の三第一項中「平成三年三月三十一
日」を「平成八年三月三十一日」に、「掲げる肉用

牛」を「定める肉用牛」に改め、同項第二号中「政令
で定める肉用牛」を「肉用牛」に改める。

第六十七条の四第六項中「第四十二条の五から」
の下に「第四十二条の七まで、第四十三条から」を
加える。

第六十七条の五第一項中「平成二年三月三十一
日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

第七十条の三第一項中「平成元年十二月三十一
日」を「平成三年十二月三十一日」に改める。

第七十条の七第一項中「区域内に存する立木」の
下に「(同項に規定する森林保健施設の整備に係る
地区内に存する立木を除く。以下この条において
同じ。)」を加え、同条第三項中「年四・二パーセン
ト」を「年三・六パーセント」に改める。

第七十六條第一項中「平成二年三月三十一日」を
「平成四年三月三十一日」に改め、同項の表中「千
分の十二」を「千分の十六」に、「千分の十六」を「千
分の二十」に改め、同条第二項及び第三項中「平成
二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に
改める。

第七十七條の二第一項中「平成二年三月三十一
日」を「平成四年三月三十一日」に、「又は賃借権の
移転又は設定」を「移転又は賃借権の設定若しく
は移転」に、「千分の二十」を「千分の二十五(賃借
権の設定又は移転の登記にあつては、千分の二十
)」に改め、同条第二項中「平成二年三月三十一
日」を「平成四年三月三十一日」に、「千分の十六」
を「千分の十八」に改める。

第七十七條の四第一項中「平成二年三月三十一
日」を「平成四年三月三十一日」に、「千分の二十
五」を「千分の三十」に改める。

第七十七條の五、第七十八條の三及び第七十九
條第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年
三月三十一日」に改める。

第八十一条第一項中「平成二年三月三十一日」を
「平成四年三月三十一日」に改め、同項第三号中
「千分の二十五」を「千分の三十」に改める。

第八十一条の三及び第八十二条の三中「平成二
年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改
める。

第八十三条第一項中「規定する事業」を「又は
第三号の規定による資金の貸付けを受けて行う事
業」に、「特定の民間都市開発事業」を「特定の民間
都市開発事業等」に、「平成二年三月三十一日」を
「平成四年三月三十一日」に、「同号の規定により」
を「当該に」、「同号に規定する」を「同条第一項第
一号に規定する」に改め、「都市計画法第五十九条
第四項の認可」の下に「その他の処分で政令で定め
るもの」を加える。

第八十八條の二第一項中「平成二年三月三十一
日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「平成二年三月三十一日」
を「平成四年三月三十一日」に改める。

第九十条の五第一項中「平成二年三月三十一日」
を「平成四年三月三十一日」に改め、「(明治四十三
年法律第五十四号)」を削る。

第九十条の六第一項中「平成二年三月三十一日」
を「平成四年三月三十一日」に改める。

第六章第四節中第九十一条を第九十二条とし、
同条の前に次の一条を加える。

(約束手形に係る印紙税の税率等の特例)
第九十一条 印紙税法別表第一第三号に掲げる約
束手形(同号の課税標準及び税率の欄に掲げる
る手形に該当するものに限る。)のうち、次に掲
げる要件のいずれにも該当するものに係る印紙
税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわ
らず、一通につき、五千円とする。

一 その振出人が上場会社等であること。
二 その手形金額が一億円以上であること。
三 確定日払の約束手形で、その振出の日から
満期までの期間が政令で定める期間以内であ
ること。

四 特定金融機関等が当該約束手形の買取り又は
は当該約束手形の買取りの媒介等を行うこと
となつてゐること。

五 当該約束手形の買取り又は当該約束手形の
買取りの媒介等を行う特定金融機関等によ
り、当該約束手形が前各号に掲げる要件のい
ずれにも該当する約束手形であることにつき
確認を受けて大蔵省令で定める表示を受けて
いること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

一 上場会社等 証券取引法第二十一条第一項に
規定する証券取引所に上場されている株式の
発行者である法人その他これに準ずる法人と
して政令で定めるものをいう。

二 特定金融機関等 次に掲げる者のうち、政
令で定めるところにより国税庁長官に届け出
たものをいう。

イ 銀行その他の政令で定める金融機関
ロ 証券取引法第二条第九項に規定する証券
会社及び外国証券業者に関する法律第二条
第二号に規定する外国証券会社のうち、証
券取引法第四十三条ただし書(外国証券業
者に関する法律第十七条第一項において準
用する場合を含む。)の規定により、前項の
規定の適用を受ける約束手形に係る業務に
つき大蔵大臣の承認を受けたもの

三 約束手形の買取り 対価を支払つて約束手
形の振出人から当該約束手形を取得すること
をいう。

四 約束手形の買取りの媒介等 前号の約束手
形の買取りの媒介、取次ぎ又は代理をいう。
第六章に次の一節を加える。

第五節 有価証券取引税法の特例
(単位未満株式に係る有価証券取引税の納付の
特例)

第九十三条 有価証券取引税法第二十四条に規
定する証券会社(以下この項において「証券会
社」という。)以外の者が、単位未満株式(商法等
の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七
十四号)附則第十八条第一項に規定する単位未

満株式をいう。を発行した法人（証券会社を除く。以下この項において「発行法人」という。）に對し同法附則第十九条第一項の規定に基づいて当該單位未満株式の譲渡をした場合における当該譲渡に係る有価証券取引税については、有価証券取引税法第十二条の規定にかかわらず、当該発行法人は、当該譲渡が行われた際、当該譲渡に係る有価証券取引税を現金をもつて徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日まで、政令で定めるところにより、その徴収の日の属する月中に徴収した有価証券取引税額その他の事項を記載した徴収高計算書を納税地の所轄税務署長に提出し、併せて当該徴収高計算書に記載された金額の有価証券取引税を国に納付しなければならない。

② 前項の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税は、有価証券取引税法第十一条の二の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、有価証券取引税法第十三条第一項中「証券会社等」とあるのは「証券会社等（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十三条第一項に規定する発行人を含む。以下この項において同じ。）が」と、同法第二十条中「証券会社等」とあるのは「証券会社等（租税特別措置法第九十三条第一項に規定する発行人を含む。）と、売り付けた有価証券」とあるのは「売り付けた有価証券（当該発行人にあつては、買い取つた同項の単位未満株式）」と、同法第二十二條の二第一項中「又は郵政省」とあるのは「若しくは郵政省」又は租税特別措置法第九十三条第一項に規定する発行人の本店」とする。

附則

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条の二第一項、第五十六條の三第一項及び第七十條の七第一項の改正規定並びに附則第十條、第二十條第四項及び第二十四條第一項の規定、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）の施行の日

二 第四十四条の第三項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十九条第三項の規定、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。附則第二十九条第一項において同じ。)以前の所得税については、なお従前の例による。

(経済社会エネルギー基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三条 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)(第十条の二第一項に規定する個人がこの旧法と法律の施行の日(以下「施行日」という。前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定するもの)に経済社会エネルギー基盤強化設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「次条から」とあるのは、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「平成二年新法」という。)(第十条の三、第十条の四、第十条の五第一項、第十一条から

ら」と、同条第三項中「次条から」とあるのは「平成二年新法第十条の三、第十条の四、第十条の五第一項、第十一條から」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年新法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三項」とあるのは「平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の第三十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」とする。

(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四条 新法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第十条の三第一項に規定する電子機器利用設備については、なお従前の例による。

（事業主盤強化設備を取得した場合等の特別磨却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条 新法第十条の四第一項の表の第五号（同号に規定する飲食店業を営む個人に係る部分に限る。）の規定は、当該個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業主盤強化設備について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)
第六條 新法第十一條第一項の表の第一号、第三号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一

項の表の第一号、第三号及び第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の五第一項の規定の適用については、同項中「又は第十六条」とあるのは、「若しくは第十六条又は平成二年改正法附則第六条第二項」とする。

4 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第七条 旧法第二十条第一項に規定する個人が平成二年以前の各年において積み立てた、又は積み立てる同項の中小企業海外市場開拓準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「金額の合計額」とあるのは、「金額の合計額(平成二年については、当該合計額の百分の八十に相当する金額)」とする。

2 旧法第二十条の六第一項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金を有する個人の平成三年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人」とあるのは、「個人が、平成二年十二月三十一日まで」とする。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第八条 平成二年分の所得税に係る新法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「当

該収入金額の百分の十二(次項第三号)とあるのは、「平成二年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の十二(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新法第二十五条第一項第二号の規定は、個人が施行日以後に同号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合について適用し、個人が施行日前に旧法第二十五条第一項第二号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合については、なお従前の例による。

(山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置)

第十条 新法第三十条の二第一項の規定は、個人が森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同項に規定する山林の伐採又は譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧法第三十条の二第一項に規定する山林の伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

(特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 新法第三十七条第五項の規定は、個人が施行日以後に同項の譲渡をする場合(同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。)について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の譲渡をした場合(同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。)については、なお従前の例による。

(上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置)

第十二条 新法第三十七条の十一の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧法第三十七条の十一第一項に規定する上場

株式等の譲渡については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十一条及び第四十二条の規定は、居住者が平成二年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日以前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十四条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(経済社会エネルギー基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十五条 旧法第四十二条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する経済社会エネルギー基盤強化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「次条から」とあるのは「平成二年新法第四十二条の六、第四十二条の七、第四十二条の八第一項、第四十三条から」と、「第五十二条の三第一項」とあるのは「平成二年新法第五十二条の三第一項」と、同条第二項中「前条、次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「平成二年新法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項か

ら第四項まで及び第六項」と、並びに第六十八條の二とあるのは「第四十二条の八第二項並びに第六十八條の二並びに昭和六十三年改正法附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項(次項において「昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項」という。))と、「次条から」とあるのは「平成二年新法第四十二条の六、第四十二条の七、第四十二条の八第一項、第四十三条から」と、「規定に係る第五十二条の三第一項」とあるのは「規定に係る平成二年新法第五十二条の三第一項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年新法第四十二条の五第二項若しくは昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五第二項」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。))附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」と、並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項とあるのは「並びに平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十三條(新法第六十三條の二第六項において準用する場合を含む。)、第六十四條(新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の七(新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。))及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項中「第六十八條の二」とある

ら第四項まで及び第六項」と、「並びに第六十八條の二」とあるのは「第四十二条の八第二項並びに第六十八條の二並びに昭和六十三年改正法附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項(次項において「昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項」という。))と、「次条から」とあるのは「平成二年新法第四十二条の六、第四十二条の七、第四十二条の八第一項、第四十三条から」と、「規定に係る第五十二条の三第一項」とあるのは「規定に係る平成二年新法第五十二条の三第一項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年新法第四十二条の五第二項若しくは昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五第二項」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。))附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」と、並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項とあるのは「並びに平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」とする。

条第二項及び第三項並びに新法第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは「若しくは第五十一条又は平成二年旧法第四十二条の五第一項」と、新法第六十三條第六項第二号中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条まで」とし、平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十三條並びに第六十八條の二」とする」と、新法第六十四條第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条まで並びに平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五（第六十五条の七第七項及び第六十七條及び第六十七條の五）という。」と、新法第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「第五十一条まで」とあるのは「第五十一条まで並びに平成二年旧法第四十二条の五」とする。

（電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十六條 新法第四十二条の六（第二項に規定する法人税の額に係る部分を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十七條 新法第四十二条の七第一項の表の第五号（同号に規定する飲食店業を営む法人に係る部分に限る。）の規定は、当該法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十八條 新法第四十二条の八第二項の規定の適

用を受ける場合における新法第四十二条の四第一項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の七第二項(新法第六十三条第六項第二号(新法第六十三条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度のこれらの規定に規定する法人税の額の計算について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十九条 新法第四十三条第一項の表の第一号、第三号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号、第三号及び第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十四条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前の例による。

3 新法第四十四条の三第二項の規定は、法人が地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業用資産について適用する。この場合において、同日前に同条第二項に規定する適用期間が開始しているときにおける同項の規定の適用については、同項中「適用期間の開始の日から二年以内」とあるのは、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)」の施行の日から二年を経過する日(その日が適用期間の開始の日から三年を経過する日後である場合には、同日)までの間」とする。

4 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第

四十二條の八第一項の規定の適用については、同項中「第五十一條」とあるのは、「第五十一條」若しくは平成二年改正法附則第十九條第四項」とする。

6 新法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

7 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

8 新法第五十二條の三第一項及び第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(法人の準備金に関する経過措置)

第二十條 旧法第五十四條第一項に規定する法人が施行日前に終了した事業年度において積み立てた中小企業等海外市場開拓準備金及び施行日から平成三年三月三十一日までの間に終了する事業年度において積み立てる中小企業等海外市場開拓準備金については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「金額の合計額」とあるのは、「金額の合計額(平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に終了する事業年度については、当該合計額の百分の八十に相当する金額)」とする。

2 新法第五十五條の規定は、法人が施行日以後に取得する同條第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五條第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 旧法第五十六條第一項に規定する法人が、施行日前に着手した同項に規定する特定工事の施行に伴つて取得する同項に規定する特定発電設備に係る原子力発電工事情却準備金については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第八項中「第五十六條第

三項」とあるのは、「平成二年改正法附則第二十条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六条第三項」とする。

4 新法第五十六条の第三項第二号の規定は、法人が森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同号に規定する伐採又は譲渡については適用し、法人が同日以前に行った旧法第五十六条の第三項第一号に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

5 旧法第五十六条の六第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を有する法人の平成三年三月三十一日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、平成二年三月三十一日を含む事業年度終了の日までに」とする。

6 新法第五十七条の第三項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項及び次項において「改正事業年度」という。)の直前の事業年度終了の日において旧法第五十七条の第三項の使用済燃料再処理準備金を有するものについては、新法第五十七条の第三項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額とする。

- 一 改正事業年度終了の日における新法第五十七条の第三項第一号に掲げる金額の百分の八十五に相当する金額
- 二 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額
- イ 改正事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額(その日までに旧法第五十七条の第三項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、改正事業年度において合併した合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。)

7 前項の規定の適用を受けた法人(改正事業年度の翌事業年度の第一号に掲げる金額が新法第五十七条の第三項第二号に規定する累積限度額を超えていた法人に限る。)の改正事業年度の翌事業年度から当該累積限度額が第一号に掲げる金額を超えることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、新法第五十七条の第三項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

- 一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額(その日までに新法第五十七条の第三項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、当該事業年度において合併した合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。)
- 二 当該事業年度終了の日における新法第五十七条の第三項第一号に掲げる金額

8 新法第五十七条の第三項に規定する法人が施行日以後に開始する各事業年度終了の日において有する同項に規定する使用済燃料のうち、特定使用済燃料(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第十一号)附則第十二条第五項に規定する政令で定める事業年度終了の日において有していた当該使用済燃料をいう。)がある場合における新法第五十七条の三及び前二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号に掲げる金額」とあるのは、「前号に掲げる金額(平成二年改正法附則第二十条第八項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。)」と、第六項第一号及び第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(第八項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。)」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(次項に規定する特定使

用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。とする。)(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)第二十一条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の十二(次項第三号)とあるのは「当該事業年度開始の日から平成二年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の十二(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)第二十二條 新法第六十三条第四項(新法第六十三条の二第四項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第一項、第六十五条の八第一項及び第六十五条の九の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十四条、第六十五条、第六十五条の三、第六十五条の四及び第六十五条の十一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置)第二十三條 新法第六十七条の第三項第二号の規定は、法人が施行日以後に同号の農業協同組

合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合について適用し、法人が施行日前に旧法第六十七条の第三項第二号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合については、なお従前の例による。(相続税の特例に関する経過措置)第二十四條 新法第七十条の七第一項の規定は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力の生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得した同項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の七第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新法第七十条の七第三項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該相続税額に係る利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。(登録免許税の特例に関する経過措置)第二十五條 新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売却し又は譲与を受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六条第一項に規定する売却し又は譲与を受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の二第二項(所有権の移転の登記に係る部分に限る。)の規定は、同項に規定する法人が施行日以後に買入れをする同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の二第二項に規定する法人が買入れをした同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権の

6 新法第八十三條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三條第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(有価証券取引税の特例に関する経過措置)

第二十六条 新法第九十三條の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する証券会社以外の者が

附則第五條第四項中「新法第十條から第十條の四まで」を、租税特別措置法の一部を改正するものとして「平成二年法律第 号。以下「平成二年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（以下「平成二年新法」という。）第十條から第十條の五まで、第十一條の四」に、「（新法）を（平成二年新法）に、「含む。」を含む。並びに平成二年改正法附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改

ものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項「と」を加へ、「昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項」を「平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条

二条の五第三項」と平成二年新法第五十一
条の二第二項中「又は第五十一條」とあるのは
「若しくは第五十一條又は昭和六十三年改正
法附則第廿一條第一項の規定によりなおその
効力を有するものとされる昭和六十三年改正
法による改正前の租税特別措置法第四十二
条の五第一項(以下この条及び次条において「昭
和六十三年旧法第四十二條の五第一項」とい
う。)」と、同条第二項及び第三項並びに新法

關則第十二條第五項中「新法第四十二條の四から第四十二條の七まで」を「平成二年新法第四十二條の四から第四十二條の八まで、第四十四條の六に」、「新法」を「平成二年新法」に、「第百六十七條の四の規定を、第六十七條の四並びに第六十七條の四の規定を、第六十七條の四並びに第六十七條の四の規定を、第六十七條の四並びに第六十七條の四の規定によつてなすもの」とされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四

二」に、「新法第六十四条第六項」を平成二年新法第六十四条第六項に、「とする」を」と、平成二年旧法第四十二条の五第一項及び第二項中「第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは昭和六十三年改正法律附則第十二条第四項」とする」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の租税特別

正後の昭和六十三年改正法」という。附則第四条第一項及び第五条第四項の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十三年改正法附則第十一条及び第十二条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「第六十七条の四の規定」を「第六十七条の四並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 号)による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二年新法」という。)(第四十二条の八の

規定」に、「とする」をと、平成二年新法第四十二條の八第一項中「第五十一條」とあるのは「第五十一條若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十二号)附則第十条第二項」とする」に改める。

6 法人が平成二年四月一日前に開始した事業

年度において積み立てた旧法第五十六条の四第一項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者に販売した電子計算機に係る同項の電子計算機買戻損失準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定による改正後の租税特別

措置法の一部を改正する法律附則第十条第三項及び第十一条第六項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

最近における社会経済情勢にかんがみ、短期所有土地等の譲渡について特定の資産の買換えの場合等の課税の特例を適用しないこととし、また、超短期所有土地等の譲渡に対する重課制度の適用

期限を延長する等土地税制の改正を行うとともに、住宅取得促進税制の拡充及び製品輸入の促進に資する措置等の新設を行うほか、中小企業等海外市場開拓準備金の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税、中小企業の貸倒引当金の特別、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、製品輸入の促進に資するための措置を講じるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行

うほか、所要の税制上の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度の適用期限を二年延長する。

(二) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得と短期譲渡所得を所有期間五年により区分する特例の適用期限を二年延長する。

なお、建物等の譲渡に係る長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分についても土地等と同様に所有期間五年により区分することとする。

(一) 住宅取得促進税制について、控除期間を

自己の居住の用に供した日の属する年以後
六年間(現行五年間)とするともに、適用
対象となる増改築等の工事費用要件を一〇
〇万円超(現行二〇〇万円超)に引き下げた

うゑ、その適用期限を二年延長する。

(二) その他所要の措置を講じゐる。

製品輸入促進のための措置

製品輸入額を基準年度に比し一割以上増加させた場合には、次の区分により以下の措置

(一) 国内において主として製造業を営む者
割増償却又は特別税額控除

(二) 国内において主として卸売・小売業を営

(一) 租税特別措置について、所要の経過措置

(一) 寡婦控除の特例加算の適用要件である所得限度額を五〇〇万円(現行三〇〇万円)と引き上げる。

(二) 政治活動に關する寄附に係る寄附金控除の特例制度の適用期限を五年延長する。

(四) その他所要の措置を講じる。

5 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成二年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、土地対策、住宅対策、輸入促進策等の当面の政策的要請に対応するとの観点から、早急に実施すべき税制上の措置を講じるほか、租税特別措置の整理合理化等を図らうとするものであり、時宜に適合する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、平成二年度において、約一、五六〇億円である。

右報告する。

平成二年三月二十八日

大蔵委員長 衛藤征士郎
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 公平・公正な税制を確立し、税に対する国民の信頼を確保するため、今後とも税制全般について不断の見直しを行うこととし、特に不公平税制の是正、資産に対する課税の適正化については格段の努力を行うこと。

一 土地税制については、最近の異常な地価高騰による住宅取得難等国民生活、国民経済上の諸問題の解決をめざし、税負担の公平を確保し、土地政策との整合性に配慮しつつ、土地供給促進策等ともあわせて、土地の取得、保有、譲渡等に対する課税のあり方に関し、さらに検討を進めること。

一 貸倒引当金、賞与引当金等のあり方について引き続き検討するとともに、準備金、特別償却等については、経済・産業構造の変化に即応して、既に政策目的を達成したものと及び政策効果の縮小したものとにつき、今後とも整理合理化に努めるとともに、新たに政策税制を設けることとは厳に抑制すること。

一 納税者番号制度については、プライバシー保護対策の確立を前提としつつ、キャピタル・ゲイン課税及び利子課税の総合課税への移行問題を十分勘案し、国民の合意形成の状況を見守り

ながら、引き続き検討を進めること。

一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、複雑、困難であり、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員については、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境の充実及び定員の二層の確保等につき特段の努力

を行うこと。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年三月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「二十三元」を「三十七元」に改める。

別表第一の一中表の部分を次のように改める。

区 分	日 当 (一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
		甲 地方	乙 地方	
内閣総理大臣等	三八〇円	一八〇円	一七〇円	三八〇円
最高裁判所長官	三三〇円	一六〇円	一五〇円	三三〇円
その他の者	三〇〇円	一四〇円	一三〇円	三〇〇円
指定職の職務にある者	二六〇円	一二〇円	一一〇円	二六〇円
九級以上の職務にある者	二二〇円	一〇〇円	九〇円	二二〇円
八級以下四級以上の職務にある者	二〇〇円	九〇円	八〇円	二〇〇円
三級以下の職務にある者	一八〇円	八〇円	七〇円	一八〇円

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

区 分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道千キロメートル以上五千キロメートル未満	鉄道五千キロメートル以上
内閣総理大臣等	一五三、〇〇〇円	一七七、〇〇〇円	二一八、〇〇〇円	二六九、〇〇〇円	三五六、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円	四〇一、〇〇〇円
指定職の職務又は九級以上の職務にある者	一二六、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円	一七八、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二九二、〇〇〇円	三〇六、〇〇〇円	三三八、〇〇〇円
八級以下六級以上の職務にある者	一〇七、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円	一五二、〇〇〇円	一八七、〇〇〇円	二四八、〇〇〇円	二六一、〇〇〇円	二七九、〇〇〇円
五級以下の職務にある者	九三、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円	一三一、〇〇〇円	一六三、〇〇〇円	二二六、〇〇〇円	二二七、〇〇〇円	二四三、〇〇〇円
							二八二、〇〇〇円

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)
改正後の国家公務員等の旅費に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新法第十九条第一項及び別表第一の一の規定(着発手当に係る部分を除く。)は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理由

国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、国内旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、国家公務員等の旅行の実情等にかんがみ、国内旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げようとするもので、主な内容は次のとおりである。

- 1 国内旅費の日当、宿泊料及び食卓料の引上げ
国内旅行をする場合の日当、宿泊料及び食卓料の定額を約三二%程度それぞれ引き上げること。
- 2 国内旅費の移転料の引上げ
国内旅行における移転料の定額について、

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

職員の赴任の実態にかんがみ、約三四%程度引き上げること。

- 3 国内旅費の車賃の引上げ
国内旅行における車賃の定額を一キロメートルあたり三七円(現行三三円)に引き上げること。
- 4 施行期日
この法律は、平成二年四月一日から施行すること。

議案の可決理由

国家公務員の国内旅行の実情等にかんがみ、国内旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げを行うことは時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

- 三 本案施行に要する経費
本改正による増加所要額は、平成二年度において一般会計で約二二億円と見込まれていて、右報告する。

平成二年三月二十八日

大蔵委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国家公務員等の旅費の支給対象者の区分による定額については、出張等の実態を十分勘案し、今後ともその適正化に努めること。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二年三月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律
(関税定率法の一部改正)

- 第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第十四条第十号中「変つて」を「但し」を「ただし」に、「払い戻し」を「払戻し」に改め、「同条第二項の下に」第十九条の三を「三」を加える。
第十九条の二の次に次の一条を加える。
(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)

第十九条の三 関税を納付して政令で定めるところにより輸入された貨物で、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該貨物がその輸入の許可の日から一年(一年を超えないことがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸出されるものである場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払い戻すことができる。

別表第一六〇二・五〇号中

気密容器入りもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限り、野菜を含むものを除く。)

二五%を

別表第一七〇二・二〇号を次のように改める。

一七〇二・二〇

かえで糖及びかえで糖水

一 かえで糖

二 かえで糖水

別表第一七〇二・三〇号中

二 その他のもの
(一) 砂糖を加えたもの
(二) その他のもの

二五%を

二 その他のもの
(一) 砂糖を加えたもの
(二) その他のもの

五〇%(その率が一キログラムにつき二五円より低いときは、当該従量税率)

(イ) その他のもの
A 精製したもの
B その他のもの

二五%
の率が一キ
ログラムに
つき二五円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率

に改める。

別表第一七〇二・四〇号及び第一七〇二・六〇号中

二 その他のもの

(イ) その他のもの
砂糖を加えたもの
その他のもの

三五%
を
二五%

五〇% (そ
の率が一キ
ログラムに
つき二五円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率)

に改め

別表第一七〇二・九〇号中

二 砂糖水及び人造はちみつ
三 カラメル

三五%
を
三五%

三 人造はちみつ及びカラメル

三五% (そ
の率が一キ
ログラムに
つき二五円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率)

(イ) その他のもの

A 砂糖を加えたもの
B その他のもの

(イ) その他のもの
A 砂糖を加えたもの

五〇% (そ
の率が一キ
ログラムに
つき二五円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率)

三五%
を
二五%

B その他のもの
(a) ソルボース及び麦芽糖
(b) その他のもの

従量税率

に

改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第三条から第六条までの規定中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第七条の二第二項中「関税納付済み原油等から本邦において製造された揮発油」を「関税納付済みの関税定率別表第二七〇九・〇〇号に掲げる石油及び原油又は同表第二七〇一・〇〇号の(イ)の(イ)に掲げる粗油(以下「関税納付済み原油等」という。)から本邦において製造された同号の(イ)の(イ)の(イ)に掲げる揮発油(以下「揮発油」という。))に、平成三年三月三十一日を「平成三年三月三十一日」に改め、「関税に相当する額」の下に「二分之一を乗じて得た額を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による還付を受けようとする者は、同項の用途に使用した揮発油について、月中の使用数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、その使用した月の翌月十五日までに、同項の製造工場を所轄する税関に提出して、当該事項につき確認を受けなければならない。

第七条の三第三項中「平成三年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第四項中「石油ガス」を「関税定率別表第二七・一一項に掲げる石油ガスに、関税定率別表」を「同表」に、

「平成三年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第七条第二項」を「前条第二項」に改める。

第七条の四第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「セファロスポリン系抗生物質の中間物(セフェム環を有するものに限る。))」を「ペニシリン系抗生物質の中間物(セフェム環、ペナム環又はオキサセフェム環を有するものに限る。))」に改める。

第八条第一項中「平成三年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

第十一条第一項及び第十二条第一項中「第七条第一項」を削る。

別表第一(A)第四〇三・一一〇号を次のように改める。

〇四〇三・一一〇

ヨーグルトのうち

砂糖を加えたものの以外のもののうち

冷凍してないもの

別表第一(A)第四〇六・二二〇号及び第四〇六・三三〇号を次のように改める。

〇四〇六・二二〇

おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わな

い。)

一 プロセスチーズのもの

二五%

〇四〇・六・三〇

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）
(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの

五〇％
四〇％
五〇％
四〇％

別表第一(A)第〇八〇・五・四〇号を次のように改める。

〇八〇・五・四〇 グレープフルーツ

平成二年三月三十一日までに輸入されるもの

一〇％

別表第一(A)第一〇〇・五・九〇号中

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までに輸入されるもの

七〇％（その率が一キログラムにつき一四円より低いときは、当該従量税率）

平成三年三月三十一日までに輸入されるもの

六〇％（その率が一キログラムにつき一三円より低いときは、当該従量税率）
に改める。

別表第一(A)第一六〇・二・五〇号中

- (1) 平成二年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

二五％
七〇％
六〇％

を

を

- (1) 平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの
別表第一(A)第一七〇・二・三〇
一七〇・二・三〇
その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）糖（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル
ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）
二 その他のもの
(一) 砂糖を加えたもの
(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの

七〇％
六〇％
に改める。

(一) その他のもの

B その他のもの

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの

- (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの

七〇％（その率が一キログラムにつき三〇円より低いときは、当該従量税率）
六〇％（その率が一キログラムにつき二七円より低いときは、当該従量税率）
五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率
六〇％（その率が一キログラムにつき二七円より低いときは、当該従量税率）
七〇％（その率が一キログラムにつき三〇円より低いときは、当該従量税率）

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限る。)	(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの	五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率
一七〇二・五〇 一七〇二・六〇	果糖(化学的に純粋なものに限る。) その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限る。)	(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの	六〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率
一七〇二・九〇	その他のもの(転化糖を含む。) 三人造はちみつ及びカラメル	(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの	七〇銭(その率が一キログラムにつき二七円に等しいとき)
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	ハイ・テスト・モラセス グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	六〇銭(その率が一キログラムにつき二七円に等しいとき)
(1) グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	アルコールの製造用のものうち、当該アルコールの製造用のハイ・テスト・モラセス並びに第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号のアルコールの製造用の糖みつについて、当該年度におけるかんしよその他の条件を勘案して政令で定める数量(第一七〇三・一〇号のアルコールの製造用の糖みつ七・〇%以内のもの)	(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの	無税
A 砂糖を加えたもの	(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの	七〇銭(その率が一キログラムにつき二七円に等しいとき)
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	その他のもの	(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	六〇銭(その率が一キログラムにつき二七円に等しいとき)

別表第一(A)第二〇〇八・二〇号を次のように改める。	
二〇〇八・二〇	
パイナップル	
一 砂糖を加えたもの	
(1) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを(細片にし、破砕し又はバルブ状にしたものを除く。)	は、当該従量税率
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの	七〇% (その率が一キログラムにつき三〇円より低いときは、当該従量税率)
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの	六〇% (その率が一キログラムにつき二七円より低いときは、当該従量税率)

別表第一(A)第二〇〇八・二〇号を次のように改める。	
二〇〇八・二〇	
パイナップル	
一 砂糖を加えたもの	
(1) 気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものを(細片にし、破砕し又はバルブ状にしたものを除く。)	は、当該従量税率
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの	七〇% (その率が一キログラムにつき三〇円より低いときは、当該従量税率)
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの	六〇% (その率が一キログラムにつき二七円より低いときは、当該従量税率)

別表第一(A)第二〇〇六・九〇号中	
二〇〇九・七〇	
りんごジュース	
一 砂糖を加えたもののうち	
しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%を超えるもの	四〇% (その率が一キログラムにつき二七円より低いときは、当該従量税率)
二 その他のもののうち	
しよ糖の含有量が全重量の一〇%を超えるもの	三五%
しよ糖の含有量が全重量の一〇%未満のもの	二八% を

別表第一(A)第二七〇七・五〇号を次のように改める。	
二七〇七・五〇	
その他の芳香族炭化水素混合物で、ASTM D 八六の方法による温度二五〇度における減重量加算留出量が全重量の六五%以上のもの	無税
別表第一(A)第二七〇七・九九号を次のように改める。	
二七〇七・九九	
その他のもの	無税

別表第一(A)第二七二〇・〇〇号中

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの及びガス事業法第二條第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

一キロリットルにつき
三二円

に改める。

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二條第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するもの

一キロリットルにつき
三二円

を

別表第一(A)第二七・一五項の次に次の二項を加える。

ふつ素、塩素、臭素及びよう素

ふつ素及び臭素

無税

無税

無税

別表第一(A)第二八・〇四項中「二八・〇四」

水素、希ガスその他の非金属元素

希ガス

アルゴン

その他のもの

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

三七〇二・五二 幅が一六ミリメートル以下、長さが一四メートルを超えるもの 無税

別表第一(A)第三七〇二・五三号から第三七〇二・五六号まで及び第三七〇二・九一から第三七〇二・九三までの規定中「三・七%」を「無税」に改める。

別表第一(A)第三七〇二・九四号を次のように改める。

三七〇二・九四 幅が一六ミリメートルを超え三五ミリメートル以下で、長さが三〇メートルを超えるもの 無税

別表第一(A)第三七〇二・九五号中「三・七%」を「無税」に改める。

別表第一(A)第三七〇三・七%を「無税」に改め、同項の次に次の二項を加える。

三七〇四 写真用のプレート、フィルム、紙、板紙及び紡織用繊維(露光したもので、現像してないものに限る。)

三七〇五 写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)

三七〇五・一〇 オフセット用のもの 無税

三七〇五・二〇 マイクロフィルム 無税

三七〇五・九〇 その他のもの 無税

別表第一(A)第三七〇六・一〇 幅が三五ミリメートル以上のもの 一 幅が四〇ミリメートル以下のもの 無税

幅が三五ミリメートル以上のもの 一 幅が四〇ミリメートル以下のもの 無税

幅が四〇ミリメートル以下のもの 一 幅が四〇ミリメートル以下のもの 無税

二 その他のもの 無税

三 幅が一〇ミリメートル以下のもの 無税

四 その他のもの 無税

別表第一(A)第四〇一・二一 航空機に使用する種類のもの 無税

モーターサイクルに使用する種類のもの 無税

モーターサイクルに使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

別表第一(A)第四〇一・二二 航空機に使用する種類のもの 無税

モーターサイクルに使用する種類のもの 無税

モーターサイクルに使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

別表第一(A)第四〇一・二二 航空機に使用する種類のもの 無税

モーターサイクルに使用する種類のもの 無税

モーターサイクルに使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。並びにゴム製のソリッドタイヤ、クワシヨントイヤ、交換性タイヤ、トレッド及びタイヤフラップ 無税

更生タイヤ 無税

空気タイヤ(中古のものに限る。)

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 ゴム製のインナーチューブ 無税

乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

別表第二(A)第四〇一・二二 乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの 無税

自転車に使用する種類のもの 無税

その他のもの 無税

四八・一四・三〇	壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。)	無税
四八・一四・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第四八・一八項の次に次の二項を加える。		
四九・〇八	デカルコマニア	無税
四九・〇八・一〇	デカルコマニア(ガラス化することができるものに限る。)	無税
四九・〇八・九〇	その他のもの	無税
四九・〇九		
四九・〇九・〇〇	葉書(印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。)	無税
別表第一(A)第四九・〇〇号を次のように改める。		
四九・〇〇・〇〇	カレンダー(カレンダーブロックを含むものとし、印刷したものに限る。)	無税
別表第一(A)第六四〇・一・一〇号及び第六四〇・一・九二号中「スキー靴」を「スキー靴で、平成七年三月三十一日までに輸入されるもの」に改める。		
別表第一(A)第六四〇・二・一〇号を次のように改める。		
六四〇・二・一〇	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)	二七%
別表第一(A)第六四・〇三項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に、「三、五八〇、〇〇〇」を「四、一一〇、〇〇〇」に改める。		
別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成二年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。		
別表第一(A)第六四・〇六項の次に次の二項を加える。		
六七・〇三		
六七・〇三・〇〇	人髪(仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。)	無税
六七・〇四	二 その他のもの	
六七・〇四・一一	かつら、付けひげ、付け眉毛、付けまつげ、かもしその他これらに類する物品(人髪製、獣毛製又は紡織用繊維製のものに限る。)	無税
六七・〇四・一九	合成繊維材料製のもの	無税
六七・〇四・二〇	かつら(完成品に限る。)	無税
六七・〇四・二〇	その他のもの	無税
六七・〇四・九〇	人髪製のもの	無税
別表第一(A)第六八・〇二項中「二%」を「無税」に改める。		

別表第一(A)第六八・〇三項の次に次の一項を加える。		
六八・〇六	スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及びはく離させたバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品(第六八・一一項、第六八・一二項又は第六九類のものを除く。)	無税
六八・〇六・一〇	スラグウール(これらの相互の混合物を含むものとし、バルク状、シート状又はロール状のものに限る。)	無税
六八・〇六・二〇	はく離させたバミキュライト、エキスパンデッドクレイ、フォームスラグその他これらに類する膨脹させた鉱物性材料(これらの相互の混合物を含む。)	無税
六八・〇六・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第六八・〇七項中「一・七%」を「無税」に改め、同項の次に次の三項を加える。		
六八・〇八	パネル、ボード、タイル、ブロックその他これらに類する物品(植物性繊維、わら又ははかんなくす、ウッドチップ、小片のこくすその他木くすをセメント、プラスチック、その他の鉱物性結合材により凝結させたものに限る。)	無税
六八・〇九	プラスチック又はプラスチックをもちとした材料から成る製品	無税
六八・〇九・一一	ボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品(装飾してないものに限る。)	無税
六八・〇九・一九	紙又は板紙のみを張つたもの及びこれらのみにより補強したもの	無税
六八・〇九・九〇	その他のもの	無税
六八・一〇	その他の製品	無税
六八・一〇・一一	セメント製品、コンクリート製品及び人造石製品(補強してあるかないかを問わない。)	無税
六八・一〇・一九	タイル、敷石、れんがその他これらに類する製品	無税
六八・一〇・二〇	建築用のブロック及びれんが	無税
六八・一〇・二一	その他のもの	無税
六八・一〇・二二	管	無税
六八・一〇・二九	その他の製品	無税
六八・一〇・九一	建築用又は土木建設用のプレハブ式の構築材	無税
六八・一〇・九九	その他のもの	無税
別表第一(A)第六八・一五項中「六八・一五・一〇」を「六八・一五・二〇」に改め、		
六八・一五・一〇	黒鉛その他の炭素の製品(電気用品を除く。)	無税
六八・一五・二〇	泥炭製品	無税
六八・一五・九一	その他の製品	無税
六八・一五・九九	マグネサイト、ドロマイイト又はク	無税
	ロマイイトを含有するもの	無税
	その他のもの	無税

め、同項の次に次の三項を加える。

六九・〇一		れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものに限る。）	無税
六九・〇二		陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイ ル、フイラー、タイルその他これらに類する物品	無税
六九・〇四		建設用れんが	無税
六九・〇四・一〇		その他のもの	無税
六九・〇四・九〇			無税
六九・〇六			無税
六九・〇六・〇〇	陶磁製の管、導管、とい及び管用継手		無税
別表第二(ア)第六九〇九・一一号及び第六九〇九・一九号を次のように改める。			
六九・〇九・一一	磁器製のもの		無税
六九・〇九・一九	その他のもの		無税
別表第二(ア)第六九〇九・一九号の次に次の一号を加える。			
六九・〇九・九〇	その他のもの		無税
別表第二(ア)第六九〇九・〇九項の次に次の三項を加える。			
六九・一〇	陶磁製の台所用流し、洗面台、浴槽、ピデ、便器、水洗 用水槽その他これらに類する衛生用備付品		無税
六九・一〇・一〇	磁器製のもの		無税
六九・一〇・九〇	その他のもの		無税
六九・一四	その他の陶磁製品		無税
六九・一四・一〇	磁器製のもの		無税
六九・一四・九〇	その他のもの		無税
七〇・〇一			
七〇・〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊		無税
別表第二(ア)第七〇〇二・二〇号を次のように改める。			
七〇・〇二・二〇	棒		無税
別表第一(ア)第七〇〇二・三一号中「三・二%」を「無税」に改める。			
別表第二(ア)第七〇〇二・二〇項の次に次の二項を加える。			
七〇・〇三	鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型 ガラス（吸収層又は反射層を有するか有しないかを問わ ないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		無税
七〇・〇三・一一	板ガラス（金属の線又は網を入れたものを除く。）		無税
七〇・〇三・一九	色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸 収層又は反射層を有するもの		無税
七〇・〇三・二〇	その他のもの		無税
七〇・〇三・三〇	板ガラス（金属の線又は網を入れたものに限る。） 溝型ガラス		無税

める。

七〇・四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層又は反射層を有するものを除く。） その他の加工をしたものを除く。） その他のもの	無税
七〇四・一〇	板ガラス（色つきのもの、不透明のもの、色きせのもの及び吸収層又は反射層を有するものに限る。） その他のもの	無税
七〇四・九〇	別表第一（A）第七〇六・〇〇号中「一・九%」を「無税」に改める。	無税
七〇七・一一	強化ガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状のものうち 自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適する寸法及び形状のもの 合わせガラス	無税
七〇〇九・一一〇	別表第一（A）第七〇八・〇〇号中「一・九%」を「無税」に改める。 別表第二（A）第七〇〇・〇九項中「七〇〇九・一〇」を「バックミラー（車両用のものに限る。）」に改める。 バックミラー（車両用のものに限る。） その他のもの 枠付きでないもの 枠付きのもの	無税
七〇〇九・九二	無税	無税
七〇・一〇	め、同項の次に次の五項を加える。 ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。） 保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品 アンブル その他のもの ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じないもの及びこれらの部分品（電灯陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。） 電灯用のもの 陰極線管用のもの その他のもの 魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶 ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）	無税
七〇二・一〇	無税	無税
七〇二・九〇	無税	無税
七〇・一一	無税	無税
七〇二・一〇	無税	無税
七〇二・二〇	無税	無税
七〇二・九〇	無税	無税
七〇・一一	無税	無税
七〇二・二〇	無税	無税
七〇・二四	無税	無税
七〇二・四〇	無税	無税

七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用(視力矯正用であるかないかを問わない)のガラス(曲面のもの、曲げたもの、中空のもの、その他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く)並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント	無税
七〇・一五・一〇	視力矯正眼鏡用のガラス	無税
七〇・一五・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第七〇・一六項中	七〇・一六・九〇	その他のものうち スタンドグラスその他これに類するガラス
七〇・一六・一〇	ガラス製のキューブその他の細貨(モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない)	無税
一・九%	七〇・一六・九〇	その他のものうち スタンドグラスその他これに類するガラス
無税	に改	
七〇・一七	め、同項の次に次の一項を加える。 理化学用又は衛生用のガラス製品(目盛りを付してあるかないかを問わない)	無税
七〇・一七・一〇	石英ガラス製のもの	無税
七〇・一七・二〇	その他のガラス(線膨脹係数が温度〇度から三〇〇〇度までの範囲において一ケルビンにつき一、〇〇〇、〇〇〇分の五以下のものに限る)製のもの	無税
七〇・一七・九〇	その他のもの	無税
別表第二(A)第七〇・一八・九〇号を次のように改める。	七〇・一八・九〇	その他のもの
七〇・一八・九〇	(1) 貴金属又はこれをめつきた金属を使用したもの	一〇%
別表第二(A)第七〇・一九項中	七〇・一九・一〇	スライバー、ローピング、糸及び チョップドストランド
七〇・一九・一〇	スライバー、ローピング、糸及び チョップドストランド	無税
七〇・一九・二〇	織物(細幅織物を含む。)	無税
四・六%	七〇・一九・二〇	無税
七〇・一九・二〇	無税	に改
別表第二(A)第七〇・一九・三二号、第七〇・一九・三三三号、第七〇・一九・三三九号及び第七〇・一九・三〇号中「四・六%」を「無税」に改める。		
別表第二(A)第七〇・二〇・〇〇号中「一・七%」を「無税」に改める。		
別表第二(A)第七〇・二〇・二九号中「四%」を「無税」に改める。		
別表第二(A)第七〇・二〇・六項中	七二・〇六・一〇	粉
七二・〇六・一〇	七二・〇六・九一	その他のもの
七二・〇六・九一	加工してないもの	無税
七二・〇六・九二	一次製品	無税
七二・〇六・九二	一棒、形材、板、シート及び ストリップ	無税
七二・〇六・九二	二 その他のもの	無税
七二・〇七	銀を張つた卑金属(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)	無税
七二・〇七・〇〇	七二・〇七・〇〇	金を張つた卑金属及び銀(一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。)
七二・〇九	七二・〇九・〇〇	白金(加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。)
七二・一〇	白金	無税
七二・一〇・一九	白金	無税
七二・一〇・二九	白金	無税
七二・一〇・三九	白金	無税
七二・一〇・四九	白金	無税
七二・一一	白金	無税
七二・一一・〇〇	白金	無税
七二・一五	白金	無税
七二・一五・一〇	白金	無税
七二・一五・九〇	白金	無税
七二・二〇	白金	無税
七二・二〇・一	白金	無税
七二・二〇・二	白金	無税
七二・二〇・三	白金	無税
七二・二〇・四	白金	無税
七二・二〇・五	白金	無税
七二・二〇・六	白金	無税
七二・二〇・七	白金	無税
七二・二〇・八	白金	無税
七二・二〇・九	白金	無税
七二・二一	白金	無税
七二・二一・一	白金	無税
七二・二一・二	白金	無税
七二・二一・三	白金	無税
七二・二一・四	白金	無税
七二・二一・五	白金	無税
七二・二一・六	白金	無税
七二・二一・七	白金	無税
七二・二一・八	白金	無税
七二・二一・九	白金	無税
七二・二二	白金	無税
七二・二二・一	白金	無税
七二・二二・二	白金	無税
七二・二二・三	白金	無税
七二・二二・四	白金	無税
七二・二二・五	白金	無税
七二・二二・六	白金	無税
七二・二二・七	白金	無税
七二・二二・八	白金	無税
七二・二二・九	白金	無税
七二・二三	白金	無税
七二・二三・一	白金	無税
七二・二三・二	白金	無税
七二・二三・三	白金	無税
七二・二三・四	白金	無税
七二・二三・五	白金	無税
七二・二三・六	白金	無税
七二・二三・七	白金	無税
七二・二三・八	白金	無税
七二・二三・九	白金	無税
七二・二四	白金	無税
七二・二四・一	白金	無税
七二・二四・二	白金	無税
七二・二四・三	白金	無税
七二・二四・四	白金	無税
七二・二四・五	白金	無税
七二・二四・六	白金	無税
七二・二四・七	白金	無税
七二・二四・八	白金	無税
七二・二四・九	白金	無税
七二・二五	白金	無税
七二・二五・一	白金	無税
七二・二五・二	白金	無税
七二・二五・三	白金	無税
七二・二五・四	白金	無税
七二・二五・五	白金	無税
七二・二五・六	白金	無税
七二・二五・七	白金	無税
七二・二五・八	白金	無税
七二・二五・九	白金	無税
七二・二六	白金	無税
七二・二六・一	白金	無税
七二・二六・二	白金	無税
七二・二六・三	白金	無税
七二・二六・四	白金	無税
七二・二六・五	白金	無税
七二・二六・六	白金	無税
七二・二六・七	白金	無税
七二・二六・八	白金	無税
七二・二六・九	白金	無税
七二・二七	白金	無税
七二・二七・一	白金	無税
七二・二七・二	白金	無税
七二・二七・三	白金	無税
七二・二七・四	白金	無税
七二・二七・五	白金	無税
七二・二七・六	白金	無税
七二・二七・七	白金	無税
七二・二七・八	白金	無税
七二・二七・九	白金	無税
七二・二八	白金	無税
七二・二八・一	白金	無税
七二・二八・二	白金	無税
七二・二八・三	白金	無税
七二・二八・四	白金	無税
七二・二八・五	白金	無税
七二・二八・六	白金	無税
七二・二八・七	白金	無税
七二・二八・八	白金	無税
七二・二八・九	白金	無税
七二・二九	白金	無税
七二・二九・一	白金	無税
七二・二九・二	白金	無税
七二・二九・三	白金	無税
七二・二九・四	白金	無税
七二・二九・五	白金	無税
七二・二九・六	白金	無税
七二・二九・七	白金	無税
七二・二九・八	白金	無税
七二・二九・九	白金	無税
七二・三〇	白金	無税
七二・三〇・一	白金	無税
七二・三〇・二	白金	無税
七二・三〇・三	白金	無税
七二・三〇・四	白金	無税
七二・三〇・五	白金	無税
七二・三〇・六	白金	無税
七二・三〇・七	白金	無税
七二・三〇・八	白金	無税
七二・三〇・九	白金	無税
七二・三一	白金	無税
七二・三一・一	白金	無税
七二・三一・二	白金	無税
七二・三一・三	白金	無税
七二・三一・四	白金	無税
七二・三一・五	白金	無税
七二・三一・六	白金	無税
七二・三一・七	白金	無税
七二・三一・八	白金	無税
七二・三一・九	白金	無税
七二・三二	白金	無税
七二・三二・一	白金	無税
七二・三二・二	白金	無税
七二・三二・三	白金	無税
七二・三二・四	白金	無税
七二・三二・五	白金	無税
七二・三二・六	白金	無税
七二・三二・七	白金	無税
七二・三二・八	白金	無税
七二・三二・九	白金	無税
七二・三三	白金	無税
七二・三三・一	白金	無税
七二・三三・二	白金	無税
七二・三三・三	白金	無税
七二・三三・四	白金	無税
七二・三三・五	白金	無税
七二・三三・六	白金	無税
七二・三三・七	白金	無税
七二・三三・八	白金	無税
七二・三三・九	白金	無税
七二・三四	白金	無税
七二・三四・一	白金	無税
七二・三四・二	白金	無税
七二・三四・三	白金	無税
七二・三四・四	白金	無税
七二・三四・五	白金	無税
七二・三四・六	白金	無税
七二・三四・七	白金	無税
七二・三四・八	白金	無税
七二・三四・九	白金	無税
七二・三五	白金	無税
七二・三五・一	白金	無税
七二・三五・二	白金	無税
七二・三五・三	白金	無税
七二・三五・四	白金	無税
七二・三五・五	白金	無税
七二・三五・六	白金	無税
七二・三五・七	白金	無税
七二・三五・八	白金	無税
七二・三五・九	白金	無税
七二・三六	白金	無税
七二・三六・一	白金	無税
七二・三六・二	白金	無税
七二・三六・三	白金	無税
七二・三六・四	白金	無税
七二・三六・五	白金	無税
七二・三六・六	白金	無税
七二・三六・七	白金	無税
七二・三六・八	白金	無税
七二・三六・九	白金	無税
七二・三七	白金	無税
七二・三七・一	白金	無税
七二・三七・二	白金	無税
七二・三七・三	白金	無税
七二・三七・四	白金	無税
七二・三七・五	白金	無税
七二・三七・六	白金	無税
七二・三七・七	白金	無税
七二・三七・八	白金	無税
七二・三七・九	白金	無税
七二・三八	白金	無税
七二・三八・一	白金	無税
七二・三八・二	白金	無税
七二・三八・三	白金	無税
七二・三八・四	白金	無税
七二・三八・五	白金	無税
七二・三八・六	白金	無税
七二・三八・七	白金	無税
七二・三八・八	白金	無税
七二・三八・九	白金	無税
七二・三九	白金	無税
七二・三九・一	白金	無税
七二・三九・二	白金	無税
七二・三九・三	白金	無税
七二・三九・四	白金	無税
七二・三九・五	白金	無税
七二・三九・六	白金	無税
七二・三九・七	白金	無税
七二・三九・八	白金	無税
七二・三九・九	白金	無税
七二・四〇	白金	無税
七二・四〇・一	白金	無税
七二・四〇・二	白金	無税
七二・四〇・三	白金	無税
七二・四〇・四	白金	無税
七二・四〇・五	白金	無税
七二・四〇・六	白金	無税
七二・四〇・七	白金	無税
七二・四〇・八	白金	無税
七二・四〇・九	白金	無税
七二・四一	白金	無税
七二・四一・一	白金	無税
七二・四一・二	白金	無税
七二・四一・三	白金	無税
七二・四一・四	白金	無税
七二・四一・五	白金	無税
七二・四一・六	白金	無税
七二・四一・七	白金	無税
七二・四一・八	白金	無税
七二・四一・九	白金	無税
七二・四二	白金	無税
七二・四二・一	白金	無税
七二・四二・二	白金	無税
七二・四二・三	白金	無税
七二・四二・四	白金	無税
七二・四二・五	白金	無税
七二・四二・六	白金	無税
七二・四二・七	白金	無税
七二・四二・八	白金	無税
七二・四二・九	白金	無税
七二・四三	白金	無税
七二・四三・一	白金	無税
七二・四三・二	白金	無税
七二・四三・三	白金	無税
七二・四三・四	白金	無税
七二・四三・五	白金	無税
七二・四三・六	白金	無税
七二・四三・七	白金	無税
七二・四三・八	白金	無税
七二・四三・九	白金	無税
七二・四四	白金	無税
七二・四四・一	白金	無税
七二・四四・二	白金	無税
七二・四四・三	白金	無税
七二・四四・四	白金	無税
七二・四四・五	白金	無税
七二・四四・六	白金	無税
七二・四四・七	白金	無税
七二・四四・八	白金	無税
七二・四四・九	白金	無税
七二・四五	白金	無税
七二・四五・一	白金	無税
七二・四五・二	白金	無税
七二・四五・三	白金	無税
七二・四五・四	白金	無税
七二・四五・五	白金	無税
七二・四五・六	白金	無税
七二・四五・七	白金	無税
七二・四五・八	白金	無税
七二・四五・九	白金	無税
七二・四六	白金	無税
七二・四六・一	白金	無税
七二・四六・二	白金	無税
七二・四六・三	白金	無税
七二・四六・四	白金	無税
七二・四六・五	白金	無税
七二・四六・六	白金	無税
七二・四六・七	白金	無税
七二・四六・八	白金	無税
七二・四六・九	白金	無税
七二・四七	白金	無税
七二・四七・一	白金	無税
七二・四七・二	白金	無税
七二・四七・三	白金	無税
七二・四七・四	白金	無税
七二・四七・五	白金	無税
七二・四七・六	白金	無税
七二・四七・七	白金	無税
七二・四七・八	白金	無税
七二・四七・九	白金	無税
七二・四八	白金	無税
七二・四八・一	白金	無税
七二・四八・二	白金	無税
七二・四八・三	白金	無税
七二・四八・四	白金	無税
七二・四八・五	白金	無税
七二・四八・六	白金	無税
七二・四八・七	白金	無税
七二・四八・八	白金	無税
七二・四八・九	白金	無税
七二・四九	白金	無税
七二・四九・一	白金	無税
七二・四九・二	白金	無税
七二・四九・三	白金	無税
七二・四九・四	白金	無税
七二・四九・五	白金	無税
七二・四九・六	白金	無税
七二・四九・七	白金	無税
七二・四九・八	白金	無税
七二・四九・九	白金	無税
七二・五〇	白金	無税
七二・五〇・一	白金	無税
七二・五〇・二	白金	無税
七二・五〇・三	白金	無税
七二・五〇・四	白金	無税
七二・五〇・五	白金	無税
七二・五〇・六	白金	無税
七二・五〇・七	白金	無税
七二・五〇・八	白金	無税
七二・五〇・九	白金	無税
七二・五一	白金	無税
七二・五一・一	白金	無税
七二・五一・二	白金	無税
七二・五一・三	白金	無税
七二・五一・四	白金	無税
七二・五一・五	白金	無税
七二・五一・六	白金	無税
七二・五一・七	白金	無税
七二・五一・八	白金	無税
七二・五一・九	白金	無税
七二・五二	白金	無税
七二・五二・一	白金	無税
七二・五二・二	白金	無税
七二・五二・三	白金	無税
七二・五二・四	白金	無税
七二・五二・五	白金	無税
七二・五二・六	白金	無税
七二・五二・七	白金	無税
七二・五二・八	白金	無税
七二・五二・九	白金	無税
七二・五三	白金	無税
七二・五三・一	白金	無税
七二・五三・二	白金	無税
七二・五三・三	白金	無税
七二・五三・四	白金	無税
七二・五三・五	白金	無税
七二・五三・六	白金	無税
七二・五三・七	白金	無税
七		

七二〇一・一〇	非合金鉄鉄（りん）の含有量が全重量の〇・五％以下のものに限り、	無税
七二〇一・二〇	非合金鉄鉄（りん）の含有量が全重量の〇・五％を超えるものに限り、	無税
七二〇一・三〇	合金鉄鉄	無税
七二〇一・四〇	スプーゲル	無税
別表第一（A）第七二・〇二項中「七二・〇二」		
七二・〇二	フェロアロイ	無税
七二・〇二	フェロシリコン	無税
七二・〇二	けい素の含有量が全重量の五％を超えるもの	無税
改め、同項の次に次の一項を加える。		
七二・〇三	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九四・九四％以上の鉄（ラング、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	無税
七二・〇三・一〇	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼	無税
七二・〇三・九〇	その他のもの	無税
別表第一（A）第七二・〇五項を次のように改める。		
七二・〇五	鉄鉄、スプーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	無税
七二・〇五・一〇	粉	無税
七二・〇五・二二	合金鋼のもの	無税
七二・〇五・二九	その他のもの	無税
別表第一（A）第七二・〇五項の次に次の一項を加える。		
七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）	無税
七二・〇六・一〇	インゴットのうち	無税
七二・〇六・九〇	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	無税
	その他のものうち	無税
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	無税
	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	無税
別表第二（A）第七二・〇七項を次のように改める。		
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品	無税
七二・〇七・一一	炭素の含有量が全重量の〇・二五％未満のもの	無税
七二・〇七・二二	横断面が長方形（正方形を含む。）のもので、幅が厚さの二倍未満のもの	無税
七二・〇七・三二	その他のもの（横断面が長方形のものに限るものと、正方形のものを除く。）	無税
七二・〇七・四二	その他のもの	無税
七二・〇七・五二	炭素の含有量が全重量の〇・二五％以上のものうち	無税
七二・〇七・六二	炭素の含有量が全重量の〇・六％未満のもの	無税
別表第二（A）第七三・〇四項の次に次の四項を加える。		
七三・〇七	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリプ）	無税
七三・〇七・一一	鍛造した継手	無税
七三・〇七・二二	非可鍛鉄鋼のもの	無税
七三・〇七・三三	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	無税
七三・〇七・四四	フランジ	無税
七三・〇七・五五	エルボー、ベンド及びスリプ（ねじ式のものに限る。）	無税
七三・〇七・六六	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	無税
七三・〇七・七七	その他のもの	無税
七三・〇七・八八	フランジ	無税
七三・〇七・九九	エルボー、ベンド及びスリプ（ねじ式のものに限る。）	無税
七三・〇八・一〇	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	無税
七三・〇八・二一	その他のもの	無税
七三・〇八・三二	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組、戸、窓、戸枠、戸数、シャッター、手すり及び柱、第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	無税
七三・〇八・四三	橋及び橋げた	無税
七三・〇八・五四	塔及び格子柱	無税
七三・〇八・六五	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸数居	無税
七三・〇八・七六	足場用、枠組み用又は坑道用の支柱その他これに類する物品	無税
七三・〇八・八七	その他のもの	無税
七三・〇八・九八	鉄鋼製の鎖及びその部分品	無税
七三・〇九・〇九	接続リンクチェーン及びその部分品	無税
七三・一〇・一〇	ローラーチェーン	無税
七三・一〇・二一	その他の鎖	無税
七三・一〇・三二	部分品	無税
七三・一〇・四三	スキッドチェーン	無税
七三・一〇・五四	その他の鎖	無税
七三・一〇・六五	スタッド付きチェーン	無税
七三・一〇・七六	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	無税
七三・一〇・八七	その他のもの	無税
七三・一〇・九八	その他の部分品	無税

平成二年三月二十八日 衆議院会議録第九号（一） 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

七三・一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手縫針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他のこれらに類する物品	無税
七三・一九・一〇	縫針、かがり針及びししゅう針	無税
七三・一九・二〇	安全ピン	無税
七三・一九・三〇	その他のピン	無税
七三・一九・九〇	その他のもの	無税
別表第一（A）第七三・二〇項の次に次の二項を加える。		
七三・二二	鉄鋼製のストープ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含まず）、肉焼き器、火鉢、ガスコンロ、血温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限り、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限り。）	無税
	調理用加熱器具及び血温め器	無税
七三・二一・一一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料	無税
七三・二一・一二	共用のもの	無税
七三・二一・一三	液体燃料用のもの	無税
七三・二一・一四	固体燃料用のもの	無税
七三・二一・一五	その他の器具	無税
七三・二一・一六	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料	無税
七三・二一・一七	共用のもの	無税
七三・二一・一八	液体燃料用のもの	無税
七三・二一・一九	固体燃料用のもの	無税
七三・二一・二〇	部分品	無税
七三・二一・二一	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限り。）	無税
七三・二一・二二	ラジエーター及びその部分品	無税
七三・二一・二三	鉄鋼製のもの	無税
七三・二一・二四	その他のもの	無税
七三・二一・二五	その他のもの	無税
七三・二一・二六	その他のもの	無税
別表第一（A）第七三・二三項中	鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗リッシンググラブその他これらに類する製品	無税
七三・二三・一〇	その他のもの	無税
七三・二四・一〇	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限り。）	無税
七三・二四・二〇	ステンレス鋼製の台所用流し及び洗面台	無税
七三・二四・二二	浴槽	無税
七三・二四・二九	鉄鋼製のもの（ほうろろ引きをしてあるかないかを問わない。）	無税
七三・二五・一〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
七三・二五・一一	その他の製造製品（鉄鋼製のものに限り。）	無税
七三・二五・一二	非可鍛鉄製のもの	無税
七三・二五・一三	その他のもの	無税
七三・二五・一四	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税
七三・二五・一五	その他のもの	無税
七三・二五・一六	その他の鉄鋼製品	無税
七三・二五・一七	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	無税
七三・二五・一八	粉砕機用のグラインディングボールその他これに類する製品	無税
七三・二五・一九	その他のもの	無税
七三・二五・二〇	鉄鋼の線から製造したもの	無税
七三・二五・二一	その他のもの	無税
別表第一（A）第七四・〇四項の次に次の七項を加える。		
七四・一一	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	無税
七四・一二・一〇	精製銅のもの	無税
七四・一二・二〇	銅合金のもの	無税
七四・一四	ワイヤークロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリッド及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンドメタル	無税
七四・一五	機械用ワイヤエンドレスバンド	無税
七四・一六	その他のもの	無税
七四・一七	銅製のくぎ、びよう、画びよう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリーフ、ワッシャー、リベット、コッターピン、座金（はね座金を含む。）その他これらに類する製品	無税
七四・一八	くぎ、びよう、画びよう、またくぎその他これらに類する製品	無税
七四・一九	その他のもの（ねじを切つたものを除く。）	無税
七四・二〇	座金（はね座金を含む。）	無税
七四・二一	その他のもの	無税

七四一五・三一	その他のもの(ねじを切つたものに限る。)	無税
七四一五・三二	木ねじ	無税
七四一五・三九	その他のねじ、ボルト及びナット	無税
七四一六・〇〇	その他のもの	無税
七四一七・〇〇	鋼製のばね	無税
七四一八・一八	鋼製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。及びその部分品(鋼製のものに限る。))	無税
七四一八・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(鋼製のものに限る。)	無税
七四一九・一〇	銅製の瓶洗い、ポリッシンググランド、ポリッシンググランドに衛生用品及びその部分品(鋼製のものに限る。)	無税
七四一九・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシンググランド、ポリッシンググランドその他これらに類する製品	無税
七四一九・九一	衛生用品及びその部分品	無税
七四一九・九九	その他の鋼製品	無税
	鎖及びその部分品	無税
	その他のもの	無税
	鑄造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものを除く。)	無税
	その他のもの	無税

七六二〇・一〇	別表第一(A)第七六・〇六項の次に次の二項を加える。	無税
七六二一・五	六項の次に次の二項を加える。	無税
七六一五・一〇	構造物及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。例えは、橋、橋げた、塔、格子柱、屋根、屋根組、戸、窓、戸枠、窓枠、戸数居、手すり及び柱、第四、六項のプレハブ建築物を除く。並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品)	無税
七六一五・二〇	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸数居	無税
七六一五・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)	無税
七六一五・二〇	アルミニウム製の瓶洗い、ポリッシンググランド、ポリッシンググランドその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る。)	無税
七六一五・二〇	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシンググランド、ポリッシンググランドその他これらに類する製品	無税
七六一五・二〇	衛生用品及びその部分品	無税

八・〇二・一〇	タングステン及びその製品（くずを含む。）	無税
八・〇二・一〇	粉	
八・〇二・九一	その他のもの	
八・〇二・九二	タングステンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	無税
八・〇二・九三	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税
八・〇二・九九	線	無税
八・〇二・〇二	その他のもの	無税
八・〇二・一〇	モリブデン及びその製品（くずを含む。）	無税
八・〇二・九一	粉	
八・〇二・九二	その他のもの	
八・〇二・九三	モリブデンの塊（単に焼結して得た棒を含む。）及びくず	無税
八・〇二・九九	棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税
八・〇二・九〇	線	無税
八・〇二・九一	その他のもの	無税
八・〇二・九二	コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルト及びその製品（くずを含む。）	無税
八・〇二・九三	その他のもの	
八・〇二・九九	ジルコニウム及びその製品（くずを含む。）	無税
八・〇二・九〇	ジルコニウムの塊、くず及び粉	無税
八・〇二・九一	その他のもの	無税
八・〇二・九二	ゲルマニウム	無税
八・〇二・九三	その他のもの	無税
八・〇二・一〇	手道具（スベード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のもの、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類のかま、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	無税
八・〇二・一〇	スベード及びショベル	無税
八・〇二・一〇	フォーク	無税
八・〇二・一〇	つるはし、くわ及びレーキ	無税
八・〇二・一〇	なた、なたがまその他のもの、各種の剪定ばさみ（家きん切断用のものを含む。）	無税
八・〇二・一〇	片手剪定ばさみ（家きん切断用のものを含む。）	無税

八二〇一・六〇	刈込みばさみ、両手剪定ばさみその他これらに類する両手ばさみ	無税
八二〇一・九〇	その他の農業、園芸又は林業に使用する種類の手道具	無税
別表第一(A)第八二・〇二項中「八二〇二・二〇」帯のこぎりのブレード		
無税	八二〇二・一〇 手のこぎり	無税
無税	八二〇二・二〇 帯のこぎりのブレード	無税
八二〇二・九一	ストレイトソーのブレード(金属加工用のものに限る。ののうち)	無税
八二〇二・九九	機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)	無税
	その他のもののうち	無税
	機械式ののこぎりのブレード(ハックソーブレードを除く。)	無税
八二〇二・九一	ストレイトソーのブレード(金属加工用のものに限る。)	無税
八二〇二・九九	その他のもの	無税
改め、同項の次に次の四項を加える。		
八二・〇三	やすり、ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具	無税
八二〇三・一〇	やすりその他これに類する手工具	無税
八二〇三・二〇	ブライヤー(切断用ブライヤーを含む。)、やつとこ、ツイーザーその他これらに類する手工具	無税
八二〇三・三〇	金属切断用ばさみその他これに類する手工具	無税
八二〇三・四〇	パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	無税
八二・〇四	スパナ及びレンチ(手回しのものに限る。)	無税
	調節式でないもの	無税
八二〇四・一一	調節式のもの	無税
八二〇四・二二	交換性スパナソケット(ハンドル付きであるかないかを問わない。)	無税
八二〇四・二〇	交換性スパナソケット(ハンドル付きであるかないかを問わない。)	無税
八二・〇五	手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)、トリチャランプ及び電力、クランプその他これらに類する物品(加工機械の附属品及び部分品を除く。)、金敷き、可搬式かじり式及び足踏み式のものを除く。)	無税
八二〇五・一〇	穴あけ用、ねじ切り用又はねじ立て用の工具	無税
八二〇五・二〇	ハンマー	無税
八二〇五・三〇	かんた、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具(木工用のものに限る。)	無税
八二〇五・四〇	ねじ回し	無税
	その他の手道具及び手工具(ダイヤモンドガラス切りを含む。)	無税
八二〇五・五一	家庭用のもの	無税
八二〇五・五九	その他のもの	無税
八二〇五・六〇	トリチャランプ	無税
八二〇五・七〇	電力、クランプその他これらに類する物品	無税
八二〇五・八〇	金敷き、可搬式かじり及びフレーム付きグラインディグホイールで手回し式又は足踏み式のものを除く。)	無税
八二〇五・九〇	手道具又は手工具のセット(この項の二以上の号の製品をセットにしたものに限る。)	無税
八二・〇六	手道具又は手工具のセット(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。)	無税
八二〇六・〇〇	手道具又は手工具のセット(第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。)	無税
別表第一(A)第八二・〇八項の次に次の二項を加える。		
八二・〇九	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品(焼結した金属炭化物又はサーメットのものと、取り付けてないものに限る。)	無税
八二〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品(焼結した金属炭化物又はサーメットのものと、取り付けてないものに限る。)	無税
八二・一〇	手動式器具(飲食物の調理に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	無税
八二〇一・〇〇	手動式器具(飲食物の調理に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。)	無税
別表第一(A)第八二・一二項を次のように改める。		
八二・一二	かみそり及びその刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)	無税
八二二二・一〇	かみそり	無税
八二二二・二〇	安全かみそりの刃(かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。)	無税
	一 ストリップ状のもの	無税
	二 その他のもの	無税
八二二二・九〇	その他の部分品	無税
別表第一(A)第八二・一二項の次に次の一項を加える。		
八三・〇一	卑金属製の錠(かぎを使用するもの、ダイヤル式のものと、金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製のものを除く。)	無税
八三〇一・二〇	自動車の使用に使用する種類の錠	無税
別表第一(A)第八三・〇二項の次に次の六項を加える。		

八三・〇三	卑金屬製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金屬製のキャブシヨボックスその他これに類する物品	無税
八三・〇五	卑金屬製の書類とじ込み用金具、クリップ、レターコーナ、インデックスタグその他これらに類する事務用品及びストリップ状ステープル（例えば、事務用、いす張り用又は梱包用のもの）	無税
八三・〇五・一〇	書類とじ込み用金具	無税
八三・〇五・二〇	ストリップ状ステープル	無税
八三・〇五・九〇	その他のもの（部分品を含む。）	無税
八三・〇六	卑金屬製のベル、ゴングその他これらに類する物品（電気式のものを除く。）小像その他の装飾品、額縁その他これに類するフレイム及び鏡	無税
八三・〇六・一〇	ベル、ゴングその他これらに類する物品	無税
八三・〇七	卑金屬製のフレキシブルチューブ（継手があるかないかを問わない。）	無税
八三・〇七・一〇	鉄鋼製のもの	無税
八三・〇七・九〇	その他の卑金屬製のもの	無税
八三・〇八	卑金屬製の留金、留金付きフレイム、バックル、フック、アイレットその他これらに類する物品（衣類、履物、日よけ、ハンドバッグ、旅行用具その他の製品に使用する種類のものに限る。）管リベット、ふたまたりベクト、パイプ及びスパンゲル	無税
八三・〇八・一〇	フック、アイ及びアイレット	無税
八三・〇八・二〇	管リベット及びふたまたりベクト	無税
八三・一〇・一〇	卑金屬製のサインプレート、ネームプレート、アドレスプレートその他これらに類するプレート及び数字、文字その他の標章（第九四・〇五項のものを除く。）	無税
別表第一（A）第八四〇一・一〇号を次のように改める。		
八四〇一・一〇	原子炉	無税
別表第一（A）第八四〇一・三〇号及び第八四〇一・四〇号を次のように改める。		
八四〇一・三〇	核燃料要素（カートリッジ式で未使用のものに限る。）	無税
八四〇一・四〇	原子炉の部分品	無税
別表第一（A）第八四〇二・二〇項の次に次の一項を加える。		
八四・〇三	セントラルヒーティング用ボイラー（第八四・〇二項のものを除く。）	無税
八四・〇三・一〇	ボイラー	無税
八四・〇三・九〇	部分品	無税

別表第一（A）第八四・〇四項の次に次の一項を加える。		
八四・〇五	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四・〇五・一〇	発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機（清浄機を有するか有しないかを問わない。）	無税
八四・〇五・九〇	部分品	無税
別表第一（A）第八四・〇七項中		
八四・〇七・一〇	航空機用エンジン	無税
八四・〇七・二一	船舶推進用エンジン	無税
八四・〇七・二九	船舶外機	無税
を	その他のもの	無税
八四・〇七・九〇	その他のエンジンのうち 陸用のもの（出力が五〇〇馬力以下のものに限り）及び自動車用のもの	無税
その他のエンジン	無税に改める。	八四・〇七・九〇に
別表第一（A）第八四・〇八項を次のように改める。		
八四・〇八	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）	無税
八四・〇八・一〇	船舶推進用エンジン	無税
八四・〇八・二〇	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	無税
八四・〇八・九〇	その他のエンジン	無税
別表第一（A）第八四・〇九項中		
八四・〇九・一〇	航空機用エンジンのもの	無税
を	その他のもの	無税に改
別表第一（A）第八四・一一項中		
その他のガスタービン		

[illegible]

無税	八四一八・六九	その他のもの	無税
一・五%	八四一八・九一	部分品	無税
を	八四一八・九一	冷蔵用又は冷凍用の装置を収納するのために設計した容器	無税
一・五%	八四一八・九九	その他のもの	無税
無税			に改

別表第一(A)第八四・一九項中	八四一九・二〇	医療用又は理化学用の滅菌器	無税
無税	八四一九・一一	瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く)	無税
を	八四一九・一九	瞬間ガス湯沸器	無税
	八四一九・二〇	その他のもの	無税
		医療用又は理化学用の滅菌器	無税
			に改

別表第一(A)第八四・一九項の次に次の一項を加える。	八四二〇・一〇	カレンダーその他のロール機(金属用又はガラス用のものを除く)及びこれらのシリンダー	無税
	八四二〇・九一	部分品	無税
	八四二〇・九二	シリンダー	無税
	八四二〇・九三	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四・二二項中	八四二二・二二	衣類脱水機	無税
無税	八四二二・一一	クリーム分離機	無税
を	八四二二・一二	衣類脱水機	無税
			に改

部分品	八四二二・一一	皿洗機	無税
遠心分離機(遠心式脱水機を含む)のもの			に改める。
別表第一(A)第八四・二二項中	八四二二・一一	皿洗機	無税
を	八四二二・一二	家庭用のもの	無税
			に改

八四・二三	重量測定機器(重量測定式の計数機及び検査機を含むものとし、感量が五〇ミリグラム以内のはかりを除く)及び分銅	無税
八四二三・一〇	重量測定機器(乳児用はかりを含む)及び家庭用はかり	無税
八四二三・二〇	コンベヤ上の物品を連続的に計量するはかり	無税
八四二三・三〇	定量はかり及び袋又は容器の中へあらかじめ決めた重量の材料を送り出すためのはかり(ホッパースケールを含む)	無税
八四二三・八一	その他の重量測定機器	無税
八四二三・八二	最大ひょう量が三〇キログラム以下のもの	無税
八四二三・八九	最大ひょう量が三〇キログラムを超え五、〇〇〇キログラム以下のもの	無税
八四二三・九〇	その他のもの	無税
別表第二(A)第八四・二四項中	分銅及び重量測定機器の部分品	無税
八四二四・一〇	消火器(消火剤を充てんしてあるかないかを問わない)	無税
八四二四・二〇	スプレーガンその他これに類する機器	無税
八四二四・三〇	蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器	無税
	その他の機器	無税
八四二四・八九	その他のものうちニューマチックマシン以外	無税
八四二四・九〇	その他のもの	無税
部分品	無税	
別表第一(A)第八四・二五項及び第八四・二六項を次のように改める。	無税	
八四二五・一一	ブリーリタックル、ホイスト(スキップホイストを除く)、ウインチ、キャブスタン及びジャッキ	無税
八四二五・一九	ブリーリタックル及びホイスト(スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く)	無税
八四二五・二〇	電動機により作動するもの	無税
八四二五・三一	その他のもの	無税
八四二五・三九	ウインチ(地下で使用するために特に設計したものに限り)及び坑口巻上装置	無税
	その他のウインチ及びキャブスタン	無税
	電動機により作動するもの	無税
	その他のもの	無税
	ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイスト	無税

八四二五・四一	据付け式ジャッキ装置（修理場において使用する種類のものに限る。）	無税
八四二五・四二	その他のジャッキ及びホイスト（液圧式のものに限る。）	無税
八四二五・四九	その他のもの	無税
八四二六・一一	デリック、クレーン（ケーブルクレーンを含む。）移動式リフティングフレイム、ストラッドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック	無税
八四二六・一二	天井クレーン、トランスポータークレーン、ガントリッククレーン、橋型クレーン、移動式リフティングフレイム及びストラッドルキャリアー	無税
八四二六・一九	固定した支持物に取り付けた天井クレーン	無税
八四二六・二〇	タイヤ付き移動式リフティングフレイム及びストラッドルキャリアー	無税
八四二六・三〇	その他のもの	無税
八四二六・四一	タワークレーン	無税
八四二六・四九	門形ジブクレーン	無税
八四二六・九一	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税
八四二六・九二	タイヤ付きのもの	無税
八四二六・九三	その他のもの	無税
八四二六・九四	道路走行車両に装備するために設計したもの	無税
八四二六・九六	その他のもの	無税
八四二七・九〇	その他のトラック	無税
八四二八・二八	別表第一（A）第八四・二八項を次のように改める。	無税
八四二八・一〇	その他の持上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェイ）	無税
八四二八・二〇	昇降機及びスキップホイスト	無税
八四二八・三〇	ニューマチックエレベーター及びニューマチックコンベヤ	無税
八四二八・三一	その他の連続作動式の昇降機及びコンベヤ（貨物用のものに限る。）	無税
八四二八・三二	地下で使用するために特に設計したもの	無税
八四二八・三三	その他のもの（バケット型のものに限る。）	無税
八四二八・三九	その他のもの（ベルト型のものに限る。）	無税
八四二八・四〇	エスカレーター及び移動式歩道	無税
八四二八・五〇	鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器	無税
八四二八・六〇	ロープウェイ、いすりフト、スキートの引き綱及びケーブルカー用けん引装置	無税
八四二八・九〇	その他の機械	無税
八四二九・四〇	別表第一（A）第八四・二九項中	無税
八四二九・一一	ブルドーザー及びアングルドーザー	無税
八四二九・一九	無限軌道式のもの	無税
八四二九・二〇	その他のもの	無税
八四二九・三〇	地ならし機	無税
八四二九・四〇	スクレーパー	無税
八四二九・五〇	突固め用機械及びロードローラー	無税
八四二九・五九	め、同表（A）第八四二九・五二号の次に次の一号を加える。	無税
八四三〇・一〇	その他のもの	無税
八四三〇・二〇	別表第一（A）第八四・三〇項を次のように改める。	無税
八四三〇・三〇	その他の移動用、地ならし用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壌用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機	無税
八四三〇・四〇	くい打ち機及びくい抜き機	無税
八四三〇・五〇	除雪機	無税
八四三〇・六〇	コールドカッター、削岩機及びトンネル掘削機	無税
八四三〇・七一	自走式のもの	無税
八四三〇・八〇	その他のもの	無税
八四三〇・九〇	その他のせん孔用又は掘削用の機械	無税
八四三〇・一〇〇	自走式のもの	無税
八四三〇・一〇一	その他のもの	無税
八四三〇・一〇二	その他の機械（自走式のものに限る。）	無税
八四三〇・一〇三	その他の機械（自走式のものを除く。）	無税
八四三〇・一〇四	突固め用機械	無税
八四三〇・一〇五	スクレーパー	無税
八四三〇・一〇六	その他のもの	無税
八四三〇・一〇七	別表第一（A）第八四・三一・一〇号及び第八四・三一・二〇号を次のように改める。	無税
八四三〇・一〇八	第八四・二五項の機械のもの	無税
八四三〇・一〇九	第八四・二七項の機械のもの	無税
八四三〇・一一〇	別表第一（A）第八四・三二項中	無税
八四三〇・一一一	第八四・二八項の機械のもの	無税

める。

別表第一(A)第八四三・三九号を次のように改める。

八四三・三九

その他のもの

無税

別表第一(A)第八四三・四九号を次のように改める。

八四三・四九

その他のもの

無税

別表第一(A)第八四・三二項の次に次の一項を加える。

八四・三二

農業用、園芸用又は林業用の機械(整地用又は耕作用のものに限り、及び芝生用又は運動場用のローラー)

八四三・一〇

ハラ、スカリファイヤー、カルチベーター、除草機及びホー

八四三・二一

ディスクハロー

八四三・二九

その他のもの

八四三・三〇

播種機、植付け機及び移植機

八四三・四〇

肥料散布機

八四三・八〇

その他の機械

八四三・九〇

部分品

無税

別表第一(A)第八四・三三項中

八四三・二〇

その他の草刈機(トラクター装着用のカッターバーを含む。)

芝生用、公園用又は運動場用の草刈機

無税

八四三・一一

無税

八四三・一九

動力駆動式のもの(水平面上を回転して刈り込む装置を有するものに限り、)

める。

別表第一(A)第八四・三四項中

八四三・二〇

酪農機械

無税

八四三・一〇

搾乳機

無税

八四三・二〇

酪農機械

め、同項の次に次の一項を加える。

八四三・九〇

部分品

無税

に改

第八四・二八項の機械のもの
昇降機、スキップホイスト又はエ
スカレーターのもの

無税
に改

八四・三五

プレス、破砕機その他これらに類する機械(ぶどう酒、りんご酒、果汁その他これらに類する飲料の製造用のものに限り、)

八四三・一〇
八四三・九〇

機械
部分品

無税

別表第一(A)第八四・三六項中

八四三・一〇

飼料調製用機械

無税

八四三・二一
八四三・二九

飼料調製用機械
家さんの飼育器、ふ卵器及び育すう器
家さんのふ卵器及び育すう器
その他のもの

無税

八四三・二一
八四三・二九

無税

部分品

部分品

八四三・九一

部分品
家さんの飼育器、
育すう器のもの

無税
に改め、同項の次に次の二項を加える。

八四・三七

種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械

八四三・一〇

種、穀物又は乾燥した豆の清浄用、分類用又は格付け用の機械

八四三・八〇

部分品

無税

八四三・九〇

部分品

無税

八四三・一〇

飲食料品の調製用又は製造用の機械(動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械及びこの類の他の項に該当するものを除く。)

八四三・二〇

ベーカリー機械及びマカロニ、スパゲッティその他これらに類する物品の製造機械

八四三・三〇

菓子、ココア又はチョコレート製造機械

八四三・四〇

砂糖製造機械

八四三・五〇

肉又は家さんの調製用機械

八四三・六〇

果実、ナット又は野菜の調製用機械

八四三・八〇

その他の機械

八四三・九〇

部分品

無税

める。

八四三九・一〇	織維素織維を原料とするバルプの製造機械	無税
八四三九・二〇	紙又は板紙の製造機械	無税
八四三九・三〇	紙又は板紙の仕上げ用機械	無税
	部分品	に改

別表第一(八)第八四・四〇項を次のように改める。

八四・四〇	製本用機械(製本ミシンを含む。)	無税
八四四〇・一〇	機械	無税
八四四〇・九〇	部分品	無税

別表第二(八)第八四四一・八〇号の次に次の一号を加える。

八四四一・九〇	部分品	無税
---------	-----	----

別表第一(八)第八四・四二項を次のように改める。

八四・四二	活字鑄造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネントの調製用又は製造用の機器(第八四・五六項から第八四・六五項までの加工機械を除く。)	無税
八四四二・一〇	写真植字機	無税
八四四二・二〇	その他の植字用機器(活字鑄造用装置を有するが有しないかを問わない。)	無税
八四四二・三〇	その他の機器	無税
八四四二・四〇	第八四四二・一〇号、第八四四二・二〇号又は第八四四二・三〇号の機器の部分品	無税
八四四二・五〇	活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンドラー及びリソグラフ用ワックスストーン	無税

別表第一(八)第八四・四二項の次に次の六項を加える。

八四・四三	印刷機及び印刷補助機械	無税
八四四三・一一	オフセット印刷機	無税
八四四三・二二	巻紙式のもの	無税
	枚葉式で事務所用のもの(シートサイズが縦二センチメートル横三六センチメートル以下のものに限る。)	無税

八四四三・一九	その他のもの	無税
八四四三・二一	凸版印刷機(フレキシ印刷機を除く。)	無税
八四四三・二九	巻紙式のもの	無税
八四四三・三〇	その他のもの	無税
八四四三・四〇	フレキシ印刷機	無税
八四四三・五〇	グラビア印刷機	無税
八四四三・六〇	その他の印刷機	無税
八四四三・九〇	印刷補助機械	無税
八四四四・〇〇	部分品	無税
八四・四五	人造織維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機	無税
八四四五・一一	紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡績用機械の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四五・一三	紡績用機械の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四五・一九	紡績準備機械	無税
八四四五・二〇	紡績準備機械	無税
八四四五・三〇	紡績準備機械	無税
八四四五・四〇	紡績準備機械	無税
八四四五・九〇	紡績準備機械	無税
八四・四六	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四六・一〇	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四六・二一	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四六・二九	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四六・三〇	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四・四七	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四七・一一	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四七・二二	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税
八四四七・二〇	糸巻機(よこの糸巻機を含む。)	無税

八四四七・九〇	その他のもの	無税
八四・四八	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助機 械(例えは、ドビー、ジャカード、自動停止装置及び シャットル交換機)並びに第八四・四四項からこの項ま での機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品 (例えは、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、 コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレ ム及びメリヤス針)	無税
八四四八・一一	第八四・四四項から第八四・四七項までの機械の補助 機械	無税
八四四八・一九	ドビー及びジャカード並びにこれらとともに使用す る紋紙裁断機、写影機、紋彫り機及び編成機	無税
八四四八・二〇	その他のもの	無税
八四四八・三二	第八四・四四項の機械又はその補助機械の部分品及び 附属品	無税
八四四八・三三	第八四・四五項の機械又はその補助機械の部分品及び 附属品	無税
八四四八・三三	針布	無税
八四四八・三三	紡績準備機械のもの(針布を除く。)	無税
八四四八・三三	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びト ラベラー	無税
八四四八・三九	その他のもの	無税
八四四八・四一	織機又はその補助機械の部分品及び附属品	無税
八四四八・四二	シャットル	無税
八四四八・四九	織機用おさ、ヘルド及びヘルドフレーム	無税
八四四八・五一	その他のもの	無税
八四四八・五九	第八四・四七項の機械又はその補助機械の部分品及び 附属品	無税
	シンカー、針その他の物品(編目の編成に使用する ものに限り。)	無税
	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四四九・〇〇号中「二」を「無税」に改める。		
別表第一(A)第八四五〇・一二号の次に次の三号を加える。		
八四五〇・一九	その他のもの	無税
八四五〇・二〇	洗濯機(一回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で 一〇キログラムを超えるものに限り。)	無税
八四五〇・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八四・五一項中「		
八四五二・一一	乾燥機	無税
八四五二・二二	乾燥機	無税
八四五二・三三	乾燥機	無税
八四五二・四四	乾燥機	無税
八四五二・五五	乾燥機	無税
八四五二・六六	乾燥機	無税
八四五二・七七	乾燥機	無税
八四五二・八八	乾燥機	無税
八四五二・九九	乾燥機	無税
八四五三・一〇	乾燥機	無税
八四五三・二〇	乾燥機	無税
八四五三・三〇	乾燥機	無税
八四五三・四〇	乾燥機	無税
八四五三・五〇	乾燥機	無税
八四五三・六〇	乾燥機	無税
八四五三・七〇	乾燥機	無税
八四五三・八〇	乾燥機	無税
八四五三・九〇	乾燥機	無税
八四五三・一〇〇	乾燥機	無税
八四五三・一一〇	乾燥機	無税
八四五三・一二〇	乾燥機	無税
八四五三・一三〇	乾燥機	無税
八四五三・一四〇	乾燥機	無税
八四五三・一五〇	乾燥機	無税
八四五三・一六〇	乾燥機	無税
八四五三・一七〇	乾燥機	無税
八四五三・一八〇	乾燥機	無税
八四五三・一九〇	乾燥機	無税
八四五三・二〇〇	乾燥機	無税
八四五三・二一〇	乾燥機	無税
八四五三・二二〇	乾燥機	無税
八四五三・二三〇	乾燥機	無税
八四五三・二四〇	乾燥機	無税
八四五三・二五〇	乾燥機	無税
八四五三・二六〇	乾燥機	無税
八四五三・二七〇	乾燥機	無税
八四五三・二八〇	乾燥機	無税
八四五三・二九〇	乾燥機	無税
八四五三・三〇〇	乾燥機	無税
八四五三・三一〇	乾燥機	無税
八四五三・三二〇	乾燥機	無税
八四五三・三三〇	乾燥機	無税
八四五三・三四〇	乾燥機	無税
八四五三・三五〇	乾燥機	無税
八四五三・三六〇	乾燥機	無税
八四五三・三七〇	乾燥機	無税
八四五三・三八〇	乾燥機	無税
八四五三・三九〇	乾燥機	無税
八四五三・四〇〇	乾燥機	無税
八四五三・四一〇	乾燥機	無税
八四五三・四二〇	乾燥機	無税
八四五三・四三〇	乾燥機	無税
八四五三・四四〇	乾燥機	無税
八四五三・四五〇	乾燥機	無税
八四五三・四六〇	乾燥機	無税
八四五三・四七〇	乾燥機	無税
八四五三・四八〇	乾燥機	無税
八四五三・四九〇	乾燥機	無税
八四五三・五〇〇	乾燥機	無税
八四五三・五一〇	乾燥機	無税
八四五三・五二〇	乾燥機	無税
八四五三・五三〇	乾燥機	無税
八四五三・五四〇	乾燥機	無税
八四五三・五五〇	乾燥機	無税
八四五三・五六〇	乾燥機	無税
八四五三・五七〇	乾燥機	無税
八四五三・五八〇	乾燥機	無税
八四五三・五九〇	乾燥機	無税
八四五三・六〇〇	乾燥機	無税
八四五三・六一〇	乾燥機	無税
八四五三・六二〇	乾燥機	無税
八四五三・六三〇	乾燥機	無税
八四五三・六四〇	乾燥機	無税
八四五三・六五〇	乾燥機	無税
八四五三・六六〇	乾燥機	無税
八四五三・六七〇	乾燥機	無税
八四五三・六八〇	乾燥機	無税
八四五三・六九〇	乾燥機	無税
八四五三・七〇〇	乾燥機	無税
八四五三・七一〇	乾燥機	無税
八四五三・七二〇	乾燥機	無税
八四五三・七三〇	乾燥機	無税
八四五三・七四〇	乾燥機	無税
八四五三・七五〇	乾燥機	無税
八四五三・七六〇	乾燥機	無税
八四五三・七七〇	乾燥機	無税
八四五三・七八〇	乾燥機	無税
八四五三・七九〇	乾燥機	無税
八四五三・八〇〇	乾燥機	無税
八四五三・八一〇	乾燥機	無税
八四五三・八二〇	乾燥機	無税
八四五三・八三〇	乾燥機	無税
八四五三・八四〇	乾燥機	無税
八四五三・八五〇	乾燥機	無税
八四五三・八六〇	乾燥機	無税
八四五三・八七〇	乾燥機	無税
八四五三・八八〇	乾燥機	無税
八四五三・八九〇	乾燥機	無税
八四五三・九〇〇	乾燥機	無税
八四五三・九一〇	乾燥機	無税
八四五三・九二〇	乾燥機	無税
八四五三・九三〇	乾燥機	無税
八四五三・九四〇	乾燥機	無税
八四五三・九五〇	乾燥機	無税
八四五三・九六〇	乾燥機	無税
八四五三・九七〇	乾燥機	無税
八四五三・九八〇	乾燥機	無税
八四五三・九九〇	乾燥機	無税
八四五三・一〇〇〇	乾燥機	無税

八四・五四	軋炉、取鍋、インゴット用鑄型及び鑄造機（冶金又は金屬鑄造に使用する種類のものに限る。）	無税
八四五四・一〇	軋炉	無税
八四五四・二〇	インゴット用鑄型及び取鍋	無税
八四五四・三〇	鑄造機	無税
八四五四・九〇	部分品	無税
八四・五五	金屬圧延機及びそのロール	無税
八四五五・一〇	管圧延機	無税
八四五五・二一	その他の圧延機	無税
八四五五・二二	熱間圧延のもの及び熱間圧延と冷間圧延とを組み合わせたもの	無税
八四五五・三〇	冷間圧延のもの	無税
八四五五・九〇	圧延機用ロール	無税
	その他の部分品	無税
別表第一（A）第八四五六・一〇	超音波によるもの	無税
八四五六・二〇		
別表第一（A）第八四・六三	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械	無税
八四・六四	のこ盤	無税
八四六四・一〇	研削盤及び研磨盤	無税
八四六四・二〇	その他のもの	無税
八四六四・九〇	木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	無税
八四・六五	二以上の加工機能を有する機械（それぞれの機能を果たすために工具交換を要しないものに限る。）	無税
八四六五・一〇	その他のもの	無税
八四六五・九一	のこ盤	無税
八四六五・九二	平削り盤及びフライス盤並びにモルダー（切削加工を行うものに限る。）	無税
八四六五・九三	研削盤及び研磨盤	無税
八四六五・九四	ベンディングマシン及び組立て用機械	無税
八四六五・九五	ボール盤及びほぞ穴盤	無税
八四六五・九六	ひき割り機、薄切り機及び削り機	無税
八四六五・九七	その他のもの	無税
別表第一（A）第八四・六六	次の次に次の二項を加える。	

八四・六七	手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）	無税
八四六七・一一	ニューマチックツール	無税
八四六七・一九	回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	無税
八四六七・八一	その他のもの	無税
八四六七・八九	その他の工具	無税
八四六七・九一	チェーンソー	無税
八四六七・九二	その他のもの	無税
八四六七・九三	チェーンソーのもの	無税
八四六七・九四	ニューマチックツールのもの	無税
八四・六八	その他のもの	無税
八四六八・一〇	手持ち式トーチ	無税
八四六八・二〇	その他のガス式の機器	無税
八四六八・八〇	その他の機器	無税
八四六八・九〇	部分品	無税
別表第一（A）第八四・六九項中「二%」及び「一・七%」を「無税」に改める。		
別表第一（A）第八四七〇・二九号の次に次の一号を加える。		
八四七〇・三〇	その他の計算機	無税
別表第二（A）第八四七〇・五〇号の次に次の一号を加える。		
八四七〇・九〇	その他のもの	無税
別表第二（A）第八四・七二項中	八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレート
無税	「を」	無税
八四七二・二〇	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税
別表第二（A）第八四・七三項中	八四七三・一〇	第八四・六九項の機械の部分品及び付属品
「を」	「を」	無税
八四七三・一〇	第八四・七〇項の機械の部分品及び付属品	無税
め、同表（A）第八四七三・三〇号の次に次の一号を加える。		
八四七三・四〇	第八四・七二項の機械の部分品及び付属品	無税

別表第一(A)第八四・七三項の次に次の二項を加える。

八四・七四	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機(固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限り、凝結機及び成形機(固体鉱物燃料、セラミックペーリス、セメント、プラスチックその他の粉状又はペースト状の鉱物性物質の処理用のものに限り)並びに鑄物用砂型の造型機)	無税
八四七四・一〇	選別機、ふるい分け機、分離機及び洗浄機	無税
八四七四・二〇	破碎機及び粉砕機	無税
八四七四・三二	混合機及び捏和機	無税
八四七四・三九	コンクリート又はモルタルの混合機	無税
八四七四・八〇	鉱物性物質とビチューメンとの混合機	無税
八四七四・九〇	その他のもの	無税
八四・七五	部分品	無税
八四七五・一〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四七五・二〇	電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械	無税
八四七五・九〇	ガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械	無税
八四・七七	別表第一(A)第八四・七七項の次に改める。 ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械(この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
八四七七・一〇	射出成形機	無税
八四七七・二〇	押出成形機	無税
八四七七・三〇	吹込み成形機	無税
八四七七・四〇	真空成形機及びその他の熱成形機	無税
八四七七・五一	その他の機械(成形用機械に限る。)	無税
八四七七・五九	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの	無税
八四七七・八〇	及びインナーチューブの成形用のもの	無税
八四七七・九〇	その他のもの	無税
部分品	その他の機械	無税
別表第一(A)第八四・七八項中	八四七八・九〇——部分品	無税
無税「を」	八四七八・一〇——たばこの調製用又は製造用の機械	無税
無税「に改	八四七八・九〇——部分品	無税

別表第一(A)第八四・七九項中

八四七九・一〇	土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械	無税
八四七九・二〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	無税
八四七九・三〇	プレス(木材その他の木質材料製の板の製造用のものに限り)又は建築用繊維の板の製造用のものに限り)その他の木材又はコルクの処理用機械	無税
八四七九・四〇	網又はケーブルの製造機械	無税
その他の機械類		無税
「一・七%」を「無税」に改める。		
別表第一(A)第八四・八〇項を次のように改める。		
八四・八〇	金属鑄造用鑄型棒、鑄型ベース、鑄造用パターン及び金	無税
八四八〇・一〇	属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型(金属インゴット用のものを除く。)	無税
八四八〇・二〇	金属鑄造用鑄型棒	無税
八四八〇・三〇	鑄型ベース	無税
八四八〇・四一	鑄造用パターン	無税
八四八〇・四九	金属又は金属炭化物の成形用の型	無税
八四八〇・五〇	射出式又は圧縮式のもの	無税
八四八〇・六〇	その他のもの	無税
八四八〇・七一	ガラスの成形用の型	無税
八四八〇・七九	鉱物性材料の成形用の型	無税
八四八〇・八〇	ゴム又はプラスチックの成形用の型	無税
八四八〇・七一	射出式又は圧縮式のもの	無税
八四八〇・七九	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四・八一項の次に次の一項を加える。		
八四・八一	玉軸受及びころ軸受	無税
八四八一・一〇	玉軸受	無税
八四八一・二〇	円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。)	無税
八四八一・三〇	球面ころ軸受	無税
八四八一・四〇	針状ころ軸受	無税
八四八一・五〇	その他の円筒ころ軸受	無税
八四八一・八〇	その他のもの(玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む。)	無税
部分品	玉、針状ころ及びころ	無税
八四八二・九一	その他のもの	無税
八四八二・九九		無税

別表第一(A)第八四八三・一〇号を次のように改める。 八四八三・一〇	伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)及びクランク	無税
別表第一(A)第八四八三・四〇号及び第八四八三・五〇号を次のように改める。 八四八三・四〇	歯車及び歯車伝動機(単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く)、ボールスクリーン並びにギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)	無税
別表第一(A)第八四八三・九〇号を次のように改める。 八四八三・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八四八四・九〇号を次のように改める。 八四八四・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八四八五・一〇号及び第八四八五・九〇号を次のように改める。 八四八五・一〇 八四八五・九〇	船舶のプロペラ及びその羽根 その他のもの	無税
別表第一(A)第八五・〇五項を次のように改める。 八五・〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のヘッド、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド 永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの 金属製のもの その他のもの 電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ 電磁式のリフティングヘッド その他のもの(部分品を含む。)	無税
別表第一(A)第八五・〇五項の次に次の一項を加える。 八五・〇六	一次電池 外容積が三〇〇立方センチメートル以下のもの 二酸化マンガンを使用したもの 酸化水銀を使用したもの 酸化銀を使用したもの その他のもの 外容積が三〇〇立方センチメートルを超えるもの 部分品	無税
別表第一(A)第八五〇七・一〇号及び第八五〇七・二〇号を次のように改める。 八五〇七・一〇 八五〇七・二〇	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池 その他の鉛蓄電池	無税

別表第一(A)第八五〇七・三〇号、第八五〇七・四〇号及び第八五〇七・八〇号中「四・六%」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。 八五〇七・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八五二〇・一〇号中「一・六%」を「無税」に改め、同号の次に次の二号を加える。 八五二〇・二〇 八五二〇・九〇	パリアン 部分品	無税
別表第一(A)第八五二二・一二項の次に次の一項を加える。 八五二二・一二	携帯用電気ランプ(内蔵したエネルギー源(例えば、電池及び磁石発電機)により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。)	無税
別表第一(A)第八五二五・一五項を次のように改める。 八五二五・一五	部分品 ランプ はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器(電気式(電気加熱ガス式を含む。)、レーザ、その他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができないかを問わない。及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器 ろう付け用又ははんだ付け用の機器 はんだごて及びはんだ付けガン その他のもの 金属用抵抗溶接機器 全自動式又は半自動式のもの その他のもの アーク溶接機器(プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。) 全自動式又は半自動式のもの その他のもの その他の機器 部分品	無税
別表第一(A)第八五二二・一〇号中「一・九%」を「無税」に改め、同号の次に次の一号を加える。 八五二二・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八五二三・九〇号を次のように改める。 八五二三・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八五二四・一〇号を次のように改める。 八五二四・一〇	蓄音機用レコード	無税

別表第一(A)第八五二四・二一〇号中「一・七%」を「無税」に改める。
別表第一(A)第八五二五・三〇〇号中「一・一%」を「無税」に改める。
別表第一(A)第八五二六項を次のように改める。

八五二六
レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器
その他のもの
無税

八五二六・九一
航行用無線機器
無線遠隔制御機器
無税

別表第一(A)第八五二九項の次に次の一項を加える。

八五三〇
鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は
空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器(第八
六・〇八項のものを除く)
無税

八五三〇・一〇
鉄道用又は軌道用の機器
無税

八五三〇・八〇
その他の機器
無税

八五三〇・九〇
部分品
無税

別表第一(A)第八五三三項中「一・五%」を「無税」に改める。
別表第一(A)第八五三六・五〇号を次のように改める。

八五三六・五〇
その他のスイッチ
無税

別表第一(A)第八五三七項中「一・五%」を「無税」に改める。

八五三九・四〇
紫外線ランプ、赤外線ランプ及び
アーク灯のうち
無税

八五三九・九〇
赤外線ランプ
部分品のうち
自動車用シールドビームランプの
もの
無税

別表第一(A)第八五三九項中

八五三九・九〇
放電管(紫外線ランプを除く)
熱陰極蛍光放電管
その他のもの
無税

三・四%
を
八五三九・三九
八五三九・四〇
紫外線ランプ、赤外線ランプ及び
アーク灯
部分品
無税

無税
八五三九・九〇
部分品
無税

める。

別表第一(A)第八五四〇・二〇号を次のように改める。

八五四〇・二〇
テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増
倍管その他の光電管
無税

別表第一(A)第八五四一・四〇号を次のように改める。

八五四一・四〇
光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネ
ルにしてあるかないかを問わない)を含む)及び発光
ダイオード
無税

別表第一(A)第八五四一・五〇号の次に次の一号を加える。

八五四一・六〇
圧電結晶素子
無税

別表第一(A)第八五四二・二〇号の次に次の一号を加える。

八五四二・八〇
その他のもの
無税

別表第一(A)第八五四三項中「八五四三・二〇」
信号発生器
無税

八五四三・一〇
粒子加速器
信号発生器
無税

める。

別表第一(A)第八五四四・七〇号を次のように改める。

八五四四・七〇
光ファイバーケーブル
無税

別表第一(A)第八五四五項の次に次の十一項を加える。

八五四六・一〇
がい子(材料を問わない)
ガラス製のもの
陶磁製のもの
その他のもの
無税

八五四六・二〇
陶磁製のもの
無税

八五四六・九〇
陶磁製のもの
無税

八五四七
陶磁製のもの
無税

電気機器の電気絶縁用物品(成形中に金属製のさ細な部
分(例えば、ねじを切つたソケット)を専ら組立てのた
め組み込んだものを除く)を、絶縁材料製のものに限定するもの
とし、第八五・四六項のがい子を除く)並びに電線用導
管及びその継手(単金属製のもので絶縁材料を内張りし
たものに限定する)
陶磁製の電気絶縁用物品
プラスチック製の電気絶縁用物品
その他のもの
無税

機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを
除く)
鉄道用機関車(外部電源又は蓄電池により走行するもの
に限る)
外部電源により走行するもの
蓄電池により走行するもの
その他の鉄道用機関車及び炭水車
電気式ディーゼル機関車
その他のもの
無税

八五四八・一〇
外部電源により走行するもの
無税

八五四八・二〇
蓄電池により走行するもの
無税

八五四八・三〇
その他の鉄道用機関車及び炭水車
電気式ディーゼル機関車
その他のもの
無税

八五四八・四〇
外部電源により走行するもの
無税

八五四八・五〇
蓄電池により走行するもの
無税

八五四八・六〇
その他の鉄道用機関車及び炭水車
電気式ディーゼル機関車
その他のもの
無税

八五四八・七〇
外部電源により走行するもの
無税

八五四八・八〇
蓄電池により走行するもの
無税

八五四八・九〇
その他の鉄道用機関車及び炭水車
電気式ディーゼル機関車
その他のもの
無税

八五四八・一〇〇
外部電源により走行するもの
無税

八五四八・二〇〇
蓄電池により走行するもの
無税

八五四八・三〇〇
その他の鉄道用機関車及び炭水車
電気式ディーゼル機関車
その他のもの
無税

別表第一(A)第八七・〇一項を次のように改める。	八七・〇一	トラクター(第八七・〇九項のトラクターを除く。)	無税
	八七・〇一・一〇	歩行操縦式トラクター	無税
	八七・〇一・二〇	セミトラクター用の道路走行用トラクター	無税
	八七・〇一・三〇	無限軌道式トラクター	無税
	八七・〇一・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八七・〇六・〇〇号を次のように改める。	八七・〇六・〇〇	原動機付きシャシ(第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。)	無税
別表第一(A)第八七・〇九・一二号、第八七・〇九・一九号及び第八七・〇九・九〇号を次のように改める。	八七・〇九・一二	電気式のもの	無税
	八七・〇九・一九	その他のもの	無税
	八七・〇九・九〇	部分品	無税
別表第一(A)第八七・一一一項の次に次の二項を加える。	八七・一一・〇〇	自転車(運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。)	無税
	八七・一一・〇〇	身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機械式駆動機構を有するか有しないかを問わない。)	無税
	八七・一三・一〇	機械式駆動機構を有しないもの	無税
	八七・一三・九〇	その他のもの	無税
別表第一(A)第八七・一四項中	八七・一四・九四	身体障害者用又は病人用の車両のもの	無税
	八七・一四・九四	その他のもの	無税
	八七・一四・九二	身体障害者用又は病人用の車両のもの	無税
	八七・一四・九三	その他のもの	無税
	八七・一四・九四	その他のもの	無税
	八七・一四・九五	その他のもの	無税
	八七・一四・九六	その他のもの	無税
	八七・一四・九九	その他のもの	無税

八七・一五
八七・一五・〇〇

乳母車及びその部分品

無税

別表第一(八)第八七・一六項を次のように改める。

八七・一六

トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両(機械式駆動機構を有するものを除く)並びにこれらの部分品

八七・一六・一〇

トレーラー及びセミトレーラー(住居用又はキャンプ用のキャラバン型のものに限る。)

無税

八七・一六・二〇

農業用のトレーラー及びセミトレーラー(積込機構付き又は荷卸機構付きのものに限る。)

無税

八七・一六・三〇

貨物輸送用のその他のトレーラー及びセミトレーラー

無税

八七・一六・三九

タンクトレーラー及びタンクセミトレーラー

無税

八七・一六・四〇

その他のトレーラー及びセミトレーラー

無税

八七・一六・八〇

その他の車両

無税

別表第二(八)第八七・一六項の次に次の二項を加える。

八八・〇一

気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機

無税

八八・〇一・九〇

グライダー及びハンググライダー

無税

八八・〇二

その他のもの
その他の航空機(例えば、ヘリコプター及び飛行機)並びに宇宙飛行体(人工衛星を含む)及びその打上げ用ロケット

無税

八八・〇二・一〇

ヘリコプター

無税

八八・〇二・二〇

自重が二、〇〇〇キログラム以下のもの

無税

八八・〇二・三〇

自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの

無税

八八・〇二・四〇

飛行機その他の航空機(自重が二、〇〇〇キログラムを超えるもの)

無税

八八・〇二・五〇

飛行機その他の航空機(自重が一五、〇〇〇キログラムを超えるもの)

無税

八八・〇二・五〇

宇宙飛行体(人工衛星を含む)及びその打上げ用ロケット

無税

別表第一(八)第八八・〇三・一〇号を次のように改める。

八八・〇三・一〇

プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

無税

別表第一(八)第八八・〇三・一〇号の次に次の三号を加える。

八八・〇三・二〇

着陸装置及びその部分品

無税

八八・〇三・三〇

飛行機又はヘリコプターのその他の部分品

無税

八八・〇三・九〇

その他のもの

無税

別表第一(八)第八八・〇三項の次に次の三項を加える。

八八・〇四

落下傘(可導式落下傘を含む)及びパラシュート並びにこれらの部分品及び付属品

無税

八八・〇五

航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品

無税

八八・〇五・一〇

航空機射出装置及び着艦拘束制動装置その他これに類する装置並びにこれらの部分品

無税

八八・〇五・二〇

航空用地上訓練装置及びその部分品

無税

八八・〇三

ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓艦船及びカヌー

無税

八八・〇三・一〇

膨脹式のもの

無税

八八・〇三・九一

その他のもの

無税

八八・〇三・九二

セルボポート(補助原動機付きであるかないかを問わない。)

無税

八八・〇三・九三

モーターボート(船外機付きのものを除く。)

無税

八八・〇三・九四

その他のもの

無税

別表第一(八)第八九・〇五項の次に次の二項を加える。

八八・〇六

その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、櫓艦船を除く。)

無税

八八・〇六・〇〇

一総トン数が一〇〇トン未満のもの

無税

八八・〇七

その他の浮き構造物(例えば、いかだ、タンク、コフアダム、浮き桟橋、ブイ及び水路浮標)

無税

八八・〇七・一〇

膨脹式いかだ

無税

八八・〇七・九〇

その他のもの

無税

別表第一(八)第九〇・一〇号を次のように改める。

八八・〇一・一〇

光ファイバー(束にしたものを含む)及び光ファイバーケーブル

無税

八八・〇五

別表第一(八)第九〇・〇二項の次に次の一項を加える。

無税

八八・〇五・一〇

双眼鏡、望遠鏡その他の光学望遠鏡及びその支持具並びに天体観測用機器(電波観測用のものを除く)及びその支持具

無税

八八・〇五・八〇

その他の機器

無税

八八・〇五・九〇

部分品及び付属品(支持具を含む。)

無税

別表第一(A)第九〇・一七項を次のように改める。

九〇・一七	製図機器、けがき用具及び計算用具(例えば、写図機、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤)並びに手持ち式の測長用具(例えば、巻尺、マイクローメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。)	無税
九〇・一七・一〇	写図台及び写図機械(自動式であるかないかを問わない。)	無税
九〇・一七・二〇	その他の製図機器、けがき用具及び計算用具	無税
九〇・一七・三〇	マイクローメーター、パス及びゲージ	無税
九〇・一七・八〇	その他の機器	無税
九〇・一七・九〇	部分品及び附属品	無税

別表第一(A)第九〇・一八項中

九〇・一八・一一	心電計	無税
九〇・一八・一九	その他のもの	無税
九〇・一八・二〇	紫外線又は赤外線を使用する機器	無税

別表第一(A)第九〇・一八・四九号、第九〇・一八・五〇号及び第九〇・一八・九〇号を次のように改める。

九〇・一八・四九	その他のもの	無税
九〇・一八・五〇	その他の機器(眼科用のものに限り。)	無税
九〇・一八・九〇	その他の機器	無税

別表第一(A)第九〇・一九項中

九〇・一九	機械療法用、マッサージ用又は心理学	無税
九〇・一九・一〇	機械療法用、マッサージ用又は心理学	無税

め、同項の次に次の一項を加える。

九〇・二〇・〇〇	その他の呼吸用機器及びガスマスク(機械式部分及び交換式フィルターのないものも有しない保護用マスクを除く。)	無税
----------	---	----

別表第一(A)第九〇・二二項中

九〇・二二・二二	義歯及び歯用の取付用品	無税
----------	-------------	----

め、同表(A)第九〇・二二・三〇号の次に次の一号を加える。

九〇・二二・三〇	義歯及び歯用の取付用品	無税
----------	-------------	----

九〇・二二・四〇 補聴器(部分品及び附属品を除く。)

別表第一(A)第九〇・二二・一一号及び第九〇・二二・一九号を次のように改める。		
九〇・二二・一一	医療用又は獣医用のもの	無税
九〇・二二・一九	その他の用途に供するもの	無税

別表第一(A)第九〇・二二・二二号及び第九〇・二二・二九号中「四・六%」を「無税」に改める。

九〇・二二・三〇	エックス線管	無税
九〇・二二・九〇	その他のもの（部分品及び附属品を含む。）	無税

別表第一（A）第九〇・二二項の次に次の一項を加える。

別表第一(A)第九〇・二二・二二項の次に次の一項を加える。

別表第一(A)第九〇・二四・一〇号及び第九〇・二四・八〇号を次のように改める。	
九〇・二四・一〇	材料試験機(金属を試験するものに限る。)
九〇・二四・八〇	その他の機器
	無税
	無税

別表第一(A)第九〇・二二・二五項中

九〇・二二・二五	液体封入のもの(直読式のものに限る。)	無税
九〇・二二・二九	その他のもの	無税

め、別表第一(A)第九〇・二六・一〇号を次のように改める。

九〇・二六・一〇	液体の流量又は液位の測定用又は検査用のもの	無税
----------	-----------------------	----

別表第一(A)第九〇・二六・八〇号を次のように改める。

九〇・二六・八〇	その他の機器	無税
----------	--------	----

別表第一(A)第九〇・二七・三〇号を次のように改める。

九〇・二七・三〇	分光計、分光光度計及び分光写真器(紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限り。)	無税
----------	--	----

別表第一(A)第九〇・二七・八〇号及び第九〇・二七・九〇号を次のように改める。

九〇・二七・八〇	その他の機器	無税
九〇・二七・九〇	マイクロトーム並びに部分品及び附属品	無税

別表第一(A)第九〇・二八項を次のように改める。

九〇・二八	気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器	無税
九〇・二八・一〇	ガス用計器	無税
九〇・二八・二〇	液体用計器	無税
九〇・二八・三〇	電気用計器	無税
九〇・二八・九〇	部分品及び附属品	無税

別表第二(A)第九〇二九・一〇号を次のように改める。 九〇二九・一〇 積算回轉計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品 無税	九二一一・八〇 無税 九二一一・九〇 無税 九二一一・一二 無税
別表第一(A)第九〇三〇・三九号を次のように改める。 九〇三〇・三九 その他のもの 無税	九二一二・一〇 無税 九二一二・八〇 無税 九二一二・九〇 無税
別表第一(A)第九〇三一・二〇号の次に次の二号を加える。 九〇三一・三〇 輪郭投影機 九〇三一・四〇 その他の光学式機器 無税	別表第二(A)第九一・一四項を次のように改める。 九一・一四 その他の時計の部分品 九一・一四・一〇 ばね(ひげぜんまいを含む。) 九一・一四・二〇 石 九一・一四・三〇 文字板 九一・一四・四〇 地板及び受け 九一・一四・九〇 その他のもの 無税
別表第一(A)第九一・一〇三項の次に次の一項を加える。 九一・一〇四 計器盤用時計その他これに類する時計(車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限り。) 無税	別表第一(A)第九一・一四項の次に次の九項を加える。 九二・一〇一 ピアノ(自動ピアノを含む。)、ハーブシコードその他鍵盤のある弦楽器 九二・一〇一・一〇 アップライトピアノ 九二・一〇一・二〇 グランドピアノ 九二・一〇一・九〇 その他のもの 九二・一〇二 その他の弦楽器(例えば、ギター、バイオリン及びハーブ) 九二・一〇二・一〇 弓で弾くもの 九二・一〇二・九〇 その他のもの 九二・一〇三 鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器 九二・一〇四 アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ 九二・一〇四・二〇 ハーモニカ 九二・一〇五 その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ) 九二・一〇五・一〇 金管楽器 九二・一〇五・九〇 その他のもの 九二・一〇六 打楽器(例えば、太鼓、木琴、シンバル、カスタネット及びマラカス) 九二・一〇七 電氣的に音を発生し又は増幅する楽器(例えば、オルガン、ギター及びアコーディオン) 無税
別表第二(A)第九一・一〇五項の次に次の二項を加える。 九一・一〇六 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限り。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー) 九一・一〇六・一〇 タイムレジスター及びタイムレコーダー 九一・一〇六・二〇 パーキングメーター 九一・一〇六・九〇 その他のもの 九一・一〇七 タイムスイッチ(時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限り。) 無税	九二・一〇一 無税 九二・一〇一・一〇 無税 九二・一〇一・二〇 無税 九二・一〇一・九〇 無税 九二・一〇二 無税 九二・一〇二・一〇 無税 九二・一〇二・九〇 無税 九二・一〇三 無税 九二・一〇四 無税 九二・一〇四・一〇 無税 九二・一〇四・二〇 無税 九二・一〇五 無税 九二・一〇五・一〇 無税 九二・一〇五・九〇 無税 九二・一〇六 無税 九二・一〇七 無税
別表第二(A)第九一・一〇項中「九一・一〇・一二」未完成のムーブメントで組み立てたもの 「九一・一〇・一一」ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの(ムーブメントセット) 「四・七%」を 九一・一〇・一二 未完成のムーブメントで組み立てたもの 九一・一〇・一九 ラブムーブメント 九一・一〇・九〇 その他のもの 無税	九二・一〇一 無税 九二・一〇一・一〇 無税 九二・一〇一・二〇 無税 九二・一〇一・九〇 無税 九二・一〇二 無税 九二・一〇二・一〇 無税 九二・一〇二・九〇 無税 九二・一〇三 無税 九二・一〇四 無税 九二・一〇四・一〇 無税 九二・一〇四・二〇 無税 九二・一〇五 無税 九二・一〇五・一〇 無税 九二・一〇五・九〇 無税 九二・一〇六 無税 九二・一〇七 無税
め、同項の次に次の二項を加える。 九一・一一 携帯用時計のケース及びその部分品 九一・一一・一〇 ケース(貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限り。) 九一・一一・二〇 ケース(単金属製のものに限り。) 無税	九二・一〇一 無税 九二・一〇一・一〇 無税 九二・一〇一・二〇 無税 九二・一〇一・九〇 無税 九二・一〇二 無税 九二・一〇二・一〇 無税 九二・一〇二・九〇 無税 九二・一〇三 無税 九二・一〇四 無税 九二・一〇四・一〇 無税 九二・一〇四・二〇 無税 九二・一〇五 無税 九二・一〇五・一〇 無税 九二・一〇五・九〇 無税 九二・一〇六 無税 九二・一〇七 無税

九二〇七・一〇	鍵盤楽器(アコーディオンを除く。)	無税
九二〇七・九〇	その他のもの	無税
九二〇八	オルゴール、オルケストリオン、パーバリアオルガン、機械式鳴き鳥、ミュージカルソーその他の楽器(この類の他の項に該当するものを除く。)、おとり笛及びホイッスル、角笛その他の音響信号用笛	無税
九二〇八・一〇	オルゴール	無税
九二〇八・九〇	その他のもの	無税
九二〇九	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構及び付属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛	無税
九二〇九・一〇	メトロノーム、音さ及び調子笛	無税
九二〇九・二〇	オルゴールの機構	無税
九二〇九・三〇	楽器用の弦	無税
九二〇九・九一	その他のもの	無税
九二〇九・九二	ピアノの部分品及び付属品	無税
九二〇九・九三	第九二・〇二項の楽器の部分品及び付属品	無税
九二〇九・九四	第九二・〇三項の楽器の部分品及び付属品	無税
九二〇九・九五	第九二・〇七項の楽器の部分品及び付属品	無税
九二〇九・九六	その他のもの	無税
九四・〇一	別表第一(A)第九四・〇一項を次のように改める。	
九四・〇一	腰掛け(寝台として兼用することができものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。及びその部分品	無税
九四・〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け	無税
九四・〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け	無税
九四・〇一・三〇	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)	無税
九四・〇一・四〇	革張りのもの以外のもの	無税
九四・〇一・五〇	腰掛け(寝台として兼用することができものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。)	無税
九四・〇一・六〇	庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。	無税
九四・〇一・七〇	革張りのもの以外のもの	無税
九四・〇一・八〇	とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	無税
九四・〇一・九〇	その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)	無税
九四・〇二・一〇	アップホルスターのもの	無税
九四・〇二・二〇	その他のもの	無税
九四・〇二・三〇	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	無税
九四・〇二・四〇	アップホルスターのもの	無税
九四・〇二・五〇	革張りのもの以外のもの	無税
九四・〇二・六〇	その他のもの	無税
九四・〇二・七〇	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	無税
九四・〇二・八〇	アップホルスターのもの	無税
九四・〇二・九〇	革張りのもの以外のもの	無税
九四・〇三・一〇	別表第一(A)第九四・〇一項を次のように改める。	
九四・〇三・二〇	その他の家具及びその部分品	無税
九四・〇三・三〇	事務所において使用する種類の金属製家具	無税
九四・〇三・四〇	その他の金属製家具	無税
九四・〇三・五〇	事務所において使用する種類の木製家具	無税
九四・〇三・六〇	その他の木製家具	無税
九四・〇三・七〇	プラスチック製家具	無税
九四・〇三・八〇	その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む)製の家具	無税
九四・〇三・九〇	一 とう製のもの	無税
九四・〇四・一〇	二 その他のもの	無税
九四・〇四・二〇	別表第一(A)第九四・〇五項を次のように改める。	
九四・〇四・三〇	ランプその他の照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	無税
九四・〇四・四〇	並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く。)	無税
九四・〇四・五〇	シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)	無税
九四・〇四・六〇	卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ	無税
九四・〇四・七〇	クリスマスツリーに使用する種類の照明セット	無税

別表第一(B)第二八・〇二項を削る。

別表第一(B)第二八・〇四項中

二八〇四・二二
二八〇四・二九

希ガス
アルゴン
その他のもの
二 その他のもの

三三%
を削る。

三三%
を削る。

別表第一(B)第二八・〇五項中

二八〇五・二二
二八〇五・二二

アルカリ土類金属
カルシウム
ストロンチウム及びバリウム

三三%
を削る。

別表第一(B)第二八〇六・二〇号、第二八一・二三号、第二八二三・一〇号、第二八二四・九〇号、第二八二五・七〇号、第二八三〇・二〇号及び第二八三〇・三〇号を削る。

別表第一(B)第二八三〇・九〇号中

二 その他のもの
(1) 水銀の硫化物
(2) その他のもの

四・六%
を

二 その他のものうち

水銀の硫化物

四・六%
に改める。

別表第一(B)第二九・〇五項中

二九〇五・一一

メタノール(メチルアルコール)

三・九%
を削る。

別表第一(B)第二九〇六・一三号及び第二九二五・二〇号を削る。

別表第一(B)第二九・四一項を削る。

別表第一(B)第三〇〇二・一〇号中

四 その他のもの

三%
を

四 その他のものうち

免疫血清から得たもの
(ペーサーグロブリン又は
ガンマーグロブリンを含む
するものに限る。)以外のもの

三%

に改める。

別表第一(B)第三〇〇三・一〇号を削る。

別表第二(B)第三〇〇三項中

三〇〇三・二〇
その他の抗生物質を含むするもの

四・二%
を削る。

別表第一(B)第三〇〇四・一〇号を削る。

別表第一(B)第三〇〇四項中

三〇〇四・二〇
その他の抗生物質を含むするもの

四・二%
を削る。

別表第一(B)第三〇〇五項、第三〇〇六項、第三三・〇六項及び第三七・〇一項を削る。

三七〇二・二〇

インスタントプリントフィルムのうち
感光性のシートが紙製、板紙製又は
その他のフィルム(スプロケットホー
で、幅が一〇五ミリメートルを超える
幅が一〇五ミリメートルを超え、長
トールを超えるもの(カラー写真用
フィルムに限る。))
その他のフィルム(カラー写真用のも
ムに限る。))
幅が一六ミリメートル以下で、長さ
を超えるもの

別表第一(B)第三七・〇二項中

三七〇二・四一

三七〇二・五二

紡織用繊維製の

三・九%

ルのないもの
ものに限る。))

さが二〇〇メー
のもの(ポリク
の(ポリクロー
が一四メートル

三・七%

を削る。

別表第一(B)第三七・〇四項から第三七・〇六項まで、第四〇・一一項から第四〇・一三項ま
で、第四〇・一五項、第四〇・一七項、第四八・〇一四項、第四八・〇一八項から第
四九・一〇項まで、第六七・〇三項、第六七・〇四項、第六八・〇六項、第六八・〇八項から第
六八・一〇項まで、第六八・一五項、第六九・〇一四項、第六九・〇一八項、第六九・〇六項、第六九・
〇九項、第六九・一〇項、第六九・一四項、第七〇・〇一四項、第七〇・〇一八項、第七〇・〇三項及び第七〇・〇四項
を削る。

三・七%

別表第一(B)第七〇〇七・一一号中

車両用、航空機用、宇宙飛行体用
又は船舶用に適する寸法及び形状
のもの

五・三%
を

車両用、航空機用、宇宙飛行体用
又は船舶用に適する寸法及び形状
のもの

に改める。

五・三%

自動車用、航空機用又は宇宙飛
行体用に適する寸法及び形状の
ものの以外のも

別表第一(B)第七〇・〇九項から第七〇・一二項まで、第七〇・一四項及び第七〇・一五項を削る。
 別表第二(B)第七〇・一六・一〇号を削る。
 別表第二(B)第七〇・一七項から第七〇・一九項まで、第七一・〇六項、第七一・〇七項、第七一・〇九項から第七一・一一項まで、第七一・一五項及び第七二・〇一七項を削る。
 別表第二(B)第七二・〇二項中「七二・〇二・二二」 けい素の含有量が全重量の五五%を超えもの
 「三%」を削る。

別表第二(B)第七二・〇三項及び第七二・〇五項を削る。
 別表第二(B)第七二・〇六項及び第七二・〇七項を次のように改める。

七二・〇六	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの (第七二・〇三項の鉄を除く。)	四・六%
七二・〇六・一〇	インゴットのうち 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの	四・六%
七二・〇六・九〇	その他のもののうち 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの	四・六%
七二・〇七	鉄又は非合金鋼の半製品 炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のもののうち 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの	四・六%

別表第一(B)第七三・〇七項、第七三・〇八項、第七三・一五項、第七三・一九項、第七三・二一
 項から第七三・二六項まで、第七四・一二項及び第七四・一四項から第七四・一九項までを削る。
 別表第二(B)第七六・一〇・一〇号を削る。
 別表第二(B)第七六・一五項、第八一・〇一七項、第八一・〇二項、第八一・〇五項及び第八一・
 〇九項を削る。

別表第二(B)第八二・一二・三〇号を削る。
 別表第二(B)第八二・〇一七項から第八二・〇六項まで、第八二・〇九項、第八二・一〇項及び第
 八二・一二項を削る。

別表第二(B)第八三・〇一・二〇号を削る。

別表第二(B)第八三・〇三項及び第八三・〇五項を削る。

別表第二(B)第八三・〇六項中「八三・〇六・一〇」 ベル、ゴングその他これらに類する物

品
 「三・八%」を削る。

別表第二(B)第八三・〇七項を削る。

別表第二(B)第八三・〇八・一〇号及び第八三・〇八・二〇号を削る。

別表第一(B)第八三・一〇項、第八四・〇一七項、第八四・〇三項、第八四・〇五項、第八四・〇
 七項から第八四・〇九項まで、第八四・一一項、第八四・一二項、第八四・一四項から第八四・四
 八項まで、第八四・五〇項から第八四・五六項まで、第八四・六四項、第八四・六五項、第八四・七
 六項、第八四・六八項、第八四・七〇項、第八四・七二項から第八四・七五項まで、第八四・七
 七項から第八四・八〇項まで、第八四・八二項から第八四・八五項まで、第八五・〇五項から第八
 五・〇七項まで、第八五・一〇項、第八五・一三項、第八五・一五項、第八五・二二項、第八五・
 二六項、第八五・三〇項、第八五・三六項及び第八五・三九項から第八五・四三項までを削る。
 別表第一(B)第八五・四四・七〇号を削る。

別表第一(B)第八五・四六項から第八五・四八項まで、第八六・〇一七項から第八六・〇九項ま
 で、第八七・〇一七項、第八七・〇六項、第八七・〇九項、第八七・一二項から第八七・一六項ま
 で、第八八・〇一七項から第八八・〇五項まで、第八八・〇三項、第八八・〇六項、第八八・〇七
 項、第八九・〇一七項、第八九・〇五項から第八九・一二項まで、第八九・一四項から第八九・三
 一
 項まで、第九一・〇四項、第九一・〇六項、第九一・〇七項、第九一・一〇項から第九一・一二項
 まで、第九一・一四項及び第九二・〇一七項から第九二・〇九項までを削る。

別表第二(B)第九四・〇一七項を次のように改める。

九四・〇一	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるか ないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除 く。及びその部分品 回転腰掛け(高さを調節することができるものに限 る。)	四・三%
九四・〇一・三〇	革張りのもの	三・八%
九四・〇一・四〇	腰掛け(寝台として兼用することができるものに限る ものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)	三・八%
九四・〇一・七二	その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)	三・八%
九四・〇一・七九	アップホルスターのもの	三・八%
九四・〇一・八〇	革張りのもの	三・八%
九四・〇一・八〇	その他の腰掛けのうち 大理石製のものの以外のもものうち 革張りのもの	三・八%
九四・〇一・九〇	部分品のうち 革製のもの	三・八%

別表第二(B)第九四・〇二項及び第九四・〇三項を削る。

別表第二(B)第九四・〇五項を次のように改める。

九四・〇五

九四〇五・六〇

ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他のこれらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）
イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品のうち
ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターズスキン製、ぼうこう製又は腸製のものを除くもの

五・八%

別表第一（B）第五・〇六項を次のように改める。
九五・〇六

体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品（この類の他の項に該当するものを除く。）及び水泳用又は水遊び用のプール
ボール（ゴルフ用又は卓球用のボールを除く。）

九五〇六・六一

テニスボール

三・八%

九五〇六・六二

空気入れ式のもの

三・八%

九五〇六・六九

その他のもの

三・八%

別表第一（B）第五・〇八項を削る。

別表第一（B）第九六・〇八項中「九五〇八・九二」

ペン先及びニブポイント

「三・四%」を削る。

別表第一（B）第九六・〇九項から第九六・一二項まで及び第九六・一八項を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法（以下この条において「旧暫定法」という。）第七条第一項又は第七条の二第一項の規定により関税の還付を受けることができることとなった場合における関税の還付については、なお従前の例による。
2 この法律の施行前に旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた次に掲げる物品については、なお従前の例による。

一 旧暫定法別表第一（A）第二七・〇〇号の（一）の（C）の（b）の（i）に掲げる揮発油のうちアンモニアの製造に使用するもの

二 旧暫定法別表第一（A）第六九〇九・一一号の（i）及び第六九〇九・一九号の（i）に掲げる物品

三 旧暫定法別表第一（A）第八四一四・四〇号の（i）並びに第八四一四・八〇号の（i）及び（ii）に掲げる物品

四 旧暫定法別表第一（A）第八四一五・八二号の（i）に掲げる物品並びに第八四一五・九〇号に掲げる部分品のうち主として税関空港において航空機内の空気温度及び湿度の調整に使用する機器のもの

平成二年三月二十八日 衆議院会議録第九号（二） 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五 旧暫定法別表第一（A）第八四二五・一一号、第八四二五・一九号、第八四二五・三十一号、第八四二五・三十九号、第八四二五・四二号及び第八四二五・四九号に掲げる物品

六 旧暫定法別表第一（A）第八四二六・一二号、第八四二六・四一号、第八四二六・四九号、第八四二六・九一号及び第八四二六・九九号に掲げる物品

七 旧暫定法別表第一（A）第八四二七・九〇号に掲げる物品

八 旧暫定法別表第一（A）第八四二八・二〇号、第八四二八・三二号の（i）、第八四二八・三三三三、第八四二八・三九九号及び第八四二八・九〇号の（i）に掲げる物品

九 旧暫定法別表第一（A）第八四三一・一〇号、第八四三一・二〇号、第八四三一・三九九号及び第八四三一・四九九号の（i）に掲げる物品

十 旧暫定法別表第一（A）第八四〇九・〇〇号に掲げる物品

十一 旧暫定法別表第一（A）第八七〇一・二〇号及び第八七〇一・九〇号の（i）に掲げる物品

十二 旧暫定法別表第一（A）第八七〇九・一一号、第八七〇九・一九号及び第八七〇九・九〇号に掲げる物品

十三 旧暫定法別表第一（A）第八七一六・三十一号、第八七一六・三九九号、第八七一六・四〇〇号及び第八七一六・九〇〇号に掲げる物品

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる関税の還付又は物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付）

第十六条の三 内国消費税を納付して政令で定めるところにより輸入された課税物品で、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年（一年を超え、かつ、政令で定めるところにより認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え、税関長が指定する期間）以内に輸出されるもの（たばこ税法第十五条第一項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2 前項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金の規定は、適用しない。）

第十七条第一項中「輸入のとき」を「輸入の時に改め、」入れられたもの」の下に「（たばこ税法第十五条第一項（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付）の規定の適用を受けるものを除く。）を加え、同条第二項中「廃棄したとき」の下に「（たばこ税法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）を加える。」

第二十條及び第二十三條第一項中「第十六條第四項」の下に「第十六條の三第一項」を加える。

平成二年三月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、機械類を中心とする工業製品の関税率の撤廃又は引下げを行い、牛肉缶詰等農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずるとともに、輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度を新設するほか、平成二年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免戻付制度及び暫定関税率の適用期限を延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、次のとおり、関税率、戻税制度、減免戻付制度等について所要の改正を行おうとするものである。

1 機械類を中心とする工業製品の関税率の撤廃(千四品目)又は引下げ(四品目)を行うとともに、牛肉缶詰等農産物の輸入自由化に関連した関税上の措置を講ずる等所要の改正を行う。

2 輸入時と同一状態で再輸出される貨物に係る戻税制度を新設するとともに、平成二年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免戻付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行う。

3 平成二年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を延長する。

4 その他所要の規定の整備を図る。

5 この法律は、平成二年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 山村振興法の一部を改正する法律案及び同報告書 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

から、機械類を中心とする工業製品の関税率の撤廃又は引下げ、再輸出貨物に係る戻税制度の新設等を行うとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成二年度の関税収入減収額は、約四百三十億円と見込まれている。

右報告する。

平成二年三月二十八日

大蔵委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(別紙)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 世界経済における我が国の立場を踏まえ、調和ある対外経済関係の形成に努め、ガット・ウルグアイ・ラウンド等を通じ、国際的協調に積極的に関与するとともに、自由貿易体制の維持・強化、世界経済の安定的成長に引き続き貢献し得るよう努めること。

一 関税率の改正に当たっては、農産物輸入自由化、製品輸入の拡大等貿易をめぐる諸情勢に対応するとともに、国民経済的観点に立って、国内産業特に農林水産業及び中小企業への影響を十分考慮しつつ、国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 輸出入貿易量及び出入国者数の伸長等に伴う税関業務量の増大に加え、麻薬、覚せい剤、銃砲、不正商品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの一層の強化が社会的要請になっていることにかんがみ、業務処理体制等の一層の見直しを行うことにより税関業務の効率的、重点的運用に努めるとともに、今後とも税関職

員の特殊な職務を考慮して処遇改善はもとより、中長期的展望に基づく定員の確保等に格段の努力を行うこと。

山村振興法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二年三月二十三日

提出者

安倍晋太郎	丹羽 兵助
鹿野 道彦	谷 洋一
柳沢 伯夫	大原 一三
石破 茂	中川 昭一
穂積 良行	田中 恒利
日野 市朗	石橋 大吉
西中 清	藤田 スミ
神田 厚	
賛成者	
阿部 文男外四十一名	

山村振興法の一部を改正する法律
山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「又は漁業を営む者」を「若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人」に改め、「その者」の下に「又はその法人」を加え、「農林漁業経営改善計画」を「農林漁業の経営改善又は振興のための計画」に改める。

附則第二項中「昭和七十年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。
2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。
第十八条第一項第一号の三から第一号の五までの規定中「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改める。
別表第二の第六号を削り、同表の第七号中「過疎地域活性化特別措置法」を「山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十三条又は過疎地

域活性化特別措置法」に改め、同号を同表の第六号とする。

理由

最近における振興山村をめぐる状況にかんがみ、山村振興対策の一層の充実を図るため、農林漁業金融公庫が行う振興山村における農林漁業の振興を促進するために必要な資金の貸付けについて貸付対象範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

山村振興法の一部を改正する法律案(安倍晋太郎君外十四名提出 衆法第一号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、山村をめぐる厳しい状況にかんがみ、山村振興法に基づき農林漁業金融公庫資金の貸付要件を改善し、山村振興対策の一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 貸付けの対象者の範囲として、農林漁業を営む者の組織する法人を加えるものとする。

(二) 貸付けの対象事業として、共同利用施設の造成等を加えるものとする。

二 議案の可決理由

山村振興対策の充実を図ろうとする本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二年三月二十八日

農林水産委員長 亀井 静香

衆議院議長 櫻内 義雄殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成2年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会（以下「協会」という。）の平成2年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含まない受信の契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の離脱地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払をいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通帳郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を多数契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員が衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、団体として一括して2か月毎

に口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各期間において、相互に流用することができ。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間資金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができ。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見したい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を増額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

附 則

第2条の規定にかかわらず、前年度中に支払済の6か月前払額、12か月前払額については、次の表に掲げるとおりとする。

契 約 種 別	支 払 区 分	6 か 月 前 払 額	12 か 月 前 払 額
	訪 問 集 金		
カ ラ ー 契 約	口 座 振 込	6,100円	11,880円
	訪 問 集 金	5,810円	11,310円
普 通 契 約	口 座 振 込	3,990円	7,770円
	訪 問 集 金	3,700円	7,200円
衛 星 カ ラ ー 契 約	口 座 振 込	11,440円	22,290円
	訪 問 集 金	11,150円	21,720円
衛 星 普 通 契 約	口 座 振 込	9,380円	18,170円
	訪 問 集 金	9,040円	17,600円
特 別 契 約	口 座 振 込	5,920円	11,540円
	訪 問 集 金	5,630円	10,970円

(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分	6 か 月 前 払 額	12 か 月 前 払 額
	訪 問 集 金		
カ ラ ー 契 約	口 座 振 込	5,280円	10,280円
	訪 問 集 金	4,980円	9,710円
普 通 契 約	口 座 振 込	3,170円	6,170円
	訪 問 集 金	2,870円	5,600円
衛 星 カ ラ ー 契 約	口 座 振 込	10,630円	20,630円
	訪 問 集 金	10,330円	20,120円

別表第1

平成2年度収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

衛 星 普 通 契 約	訪 問 集 金	口 座 振 込	8,510円	16,570円
			8,210円	16,000円

事 業 収 入	項 目	金 額
事 業 収 入	受 交 副 信 料	484,595,070
	付 次 務 信 入	469,900,370
	収 収 入	1,513,606
	収 収 入	5,787,500
	収 収 入	6,560,594
事 業 支 出	特 収 入	328,000
	収 収 入	505,000
	収 収 入	448,041,931
	収 収 入	155,289,890
	収 収 入	8,420,743
事 業 支 出	内 際 約 信 放 送 納 策 費	43,601,371
	査 手 般 研 究 費	1,417,167
	職 手 般 研 究 費	2,164,918
	退 一 減 財 特 予 備 支 出 費	5,527,529
	退 一 減 財 特 予 備 支 出 費	127,892,910
事 業 収 支 差 金	当 管 理 却 支 出 費	42,597,673
	当 管 理 却 支 出 費	10,650,206
	当 管 理 却 支 出 費	36,638,000
	当 管 理 却 支 出 費	14,977,084
	当 管 理 却 支 出 費	1,074,000
事業収支差金の内訳	当 管 理 却 支 出 費	3,000,000
	当 管 理 却 支 出 費	36,553,189
	当 管 理 却 支 出 費	
	当 管 理 却 支 出 費	
	当 管 理 却 支 出 費	
資本 本 支 出 充 当 金	翌年度以降の財政安定のための繰越金	15,087,000
		21,466,139

(単位 千円)

[illegible]

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、4,840 億 9,007 万円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、4,409 億 6,758 万 1 千円であり、経常収支差金は、371 億 2,213 万 9 千円である。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業收入		523,000
	受託業務等收入	523,000
事業支出		438,000
	受託業務等費	427,000
	受託業務等費	11,000
事業收支差金		85,000

事業収支差金 8,500 万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 受信料額

契約種別	支払区分	月額	6ヵ月前払額	12ヵ月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 間 集 金	1,370円	7,800円	15,200円
	日 継 座 観 振 替 込	1,320円	7,510円	14,630円
普 通 契 約	訪 間 集 金	890円	5,100円	9,940円
	日 継 座 観 振 替 込	840円	4,810円	9,370円
衛 星 カ ラ ー 契 約	訪 間 集 金	2,300円	13,140円	25,610円
	日 継 座 観 振 替 込	2,250円	12,850円	25,040円
衛 星 普 通 契 約	訪 間 集 金	1,820円	10,440円	20,350円
	日 継 座 観 振 替 込	1,770円	10,150円	19,780円
特 別 契 約	訪 間 集 金	1,040円	5,920円	11,540円
	日 継 座 観 振 替 込	980円	5,630円	10,970円

別表第3 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6ヵ月前払額	12ヵ月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	1,220円	6,980円	13,600円
	口 継 座 統 集 替 込	1,170円	6,690円	12,030円
普 通 契 約	訪 問 集 金	740円	4,280円	8,340円
	口 継 座 統 集 替 込	690円	3,980円	7,770円
衛 屋 カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	2,160円	12,320円	24,010円
	口 継 座 統 集 替 込	2,110円	12,030円	23,440円
衛 屋 普 通 契 約	訪 問 集 金	1,680円	9,620円	18,760円
	口 継 座 統 集 替 込	1,630円	9,330円	18,180円

と社会的連帯感を基調に、番組の充実刷新を行い、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努め

ただし、簡易カラー契約の契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受賃料の額を算定する。

(8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

圖 計劃事業年度 2 年 成平

報 (号 外)

平成2年度事業計画

平成2年度における日本放送協会の事業運営は、こうした社会状況の変化にこたえ、地上放送の充実刷新を図るとともに、衛星放送の普及を一層促進し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。また、業務の推進にあたっては、経営全般にわたり技術的な見直しを行い、一層創造的で能率的な運営を目指すこととする。

このため、今後５か年の経営計画のもとに、平成２２年度において、やむを得ず受信料額の改定を行い、視聴者の要望にこたえ、新しい放送の時代における公共放送としての使命を果たすこととする。

- (3) 国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。
 - (4) 受信料負担の公平を期するため、新受信料額の定着と受信者の把握に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。
 - (5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を効果的に推進する。
 - (6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。
 - (7) 経営管理については、経営全般にわたる業務の見直しを一層積極的に推進して、企業効率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
 - (8) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。
 - (9) 放送法第8条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。
- ## 2 建設計画
- 建設計画については、衛星放送設備の整備に86億700万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に86億1,200万円、演奏所の整備に80億8,200万円、放送番組設備の整備に284億600万円、研究設備の整備等に108億8,400万円、総額698億円をもって施行する。
- (1) 新放送施設整備計画
衛星放送設備の整備を進める。
これに要する経費は、86億700万円である。
 - (2) テレビジョン放送網整備計画
外国電波送信等による難視聴地域に対し、補完的に、1地区にテレビジョン局を建設する。
また、異域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。
これらに要する経費は、62億8,700万円である。
 - (3) ラジオ放送網整備計画
中波放送局及びFM放送局については、各1局を建設する。
また、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。
これらに要する経費は、30億7,500万円である。
 - (4) 演奏所整備計画
放送会館の整備については、名古屋放送会館の建設を継続するとともに、福岡放送会館の建設に着工し、大阪放送会館の整備を進める。
これらに要する経費は、60億8,200万円である。

(5) 放送番組設備整備計画 非常災害時における報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の送出設備の機能改善整備を行うとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作・送出用機器の更新整備等を行う。 これらに要する経費は、284億500万円である。 (6) 研究設備、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舍の整備等を行う。これらに要する経費は、78億400万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、25億8,000万円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、情報化、国際化などの社会状況に対応するため、1日18時間を基本とした弾力的な放送時間とし、広く一般を対象とした総合的な放送として、国民生活に必要な情報や創造的文化的な番組の提供など、多様な分野の番組を編成するとともに、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施する。また、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送については、番組内容の充実を行う。 教育放送は、1日18時間放送し、学校放送をはじめ幅広い文化・教育番組や障害者向け番組などの放送として、全面的な番組編成の刷新を行う。また、平成2年10月から、音声多重放送を開始する。 衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報を中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に日本とアジアの情報及び経済情報を充実する。第2テレビジョンは、総合テレビジョンと教育テレビジョンの主な番組及び衛星独自番組により編成し、1日22時間20分（週間平均）放送するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。 ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活情報が多様化に対応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習に資する番組の充実を行う。また、FM放送は、1日19時間放送し、商品質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。 地域放送については、地域社会の多面的発展に貢献するため、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送は1日2時間、第1放送は1日2時間30分、FM放送は1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により地域情報番組を提供する。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用の促進を図る。 また、諸外国の日本に対する正しい理解を促進するため、海外へ映像情報を提供する。これらに要する経費は、番組制作に1,102億1,328万4千円、番組の編成企画その他に88億4,406万7千円で、総額1,190億5,735万1千円である。	
イ 放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。これに要する経費は、362億3,252万9千円である。 以上により、国内放送費総額は、前年度1,265億1,106万6千円に対し、287億7,881万4千円の増額となり、総額1,552億8,988万円である。 (2) 国際放送 国際放送については、放送時間を拡充して、平成2年4月から1日44時間30分、平成3年1月から1日47時間とし、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特長性に即した番組を編成して、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。また、海外中継を拡充して、受信の改善に努める。 このため、前年度31億8,184万6千円に対し、2億3,889万7千円の増額となり、総額34億2,074万3千円である。 (3) 契約収納 受信料負担の公平を期するため、新受信料額の早期定着と受信者の把握に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化をさらに推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。 このため、前年度418億8,728万円に対し、17億1,461万1千円の増額となり、総額436億187万1千円である。 (4) 受信対策 受信者の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。 このため、前年度13億8,061万1千円に対し、8,655万6千円の増額となり、総額14億1,716万7千円である。 (5) 広報 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にし、公共放送を支える受信料制度について視聴者の理解を得るため、積極的な広報活動を行うとともに、衛星放送、ハイビジョンなどニューメディアについての広報を一層推進する。 このため、前年度18億5,868万8千円に対し、2億3,623万円の増額となり、総額21億5,491万8千円である。 (6) 調査研究 調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、世論調査の新しい手法を開発するほか、国民生活時間調査、番組視聴状況調査及び意向調査等を行う。技術面においては、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。 このため、前年度47億5,643万1千円に対し、7億7,109万8千円の増額となり、総額55億2,752万9千円である。 (7) 給与 給与については、適正な水準の維持を図る。これに要する経費は、総額1,276億9,291万円である。	

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険費の増加等により、前年度395億8,842万5千円に対し、30億924万8千円の増額となり、総額425億9,767万3千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システムの開発等により、前年度102億1,907万円に対し、4億3,113万6千円の増額となり、総額106億5,020万6千円である。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、放送番組の受託制作等を行う。
これらに係る収入は5億2,800万円、支出は4億3,800万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数	数	29,680,000	30,600,000	△	920,000
年度内新規契約件数	数	1,880,000	1,940,000	△	60,000
年度内解約件数	数	2,370,000	2,860,000	△	490,000
年度内増加契約件数	数	△	490,000	△	490,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭免除件数	数	686,000	689,000	△	3,000
年度内新規免除件数	数	88,000	32,000	△	6,000
年度内解約件数	数	38,000	35,000	△	3,000
年度内増加免除件数	数	0	3,000	△	3,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数	数	1,248,000	1,358,000	△	110,000
年度内新規契約件数	数	220,000	230,000	△	10,000
年度内解約件数	数	330,000	340,000	△	10,000
年度内増加契約件数	数	△	110,000	△	0

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭免除件数	数	185,000	192,000	△	7,000
年度内新規免除件数	数	5,000	5,000	△	0
年度内解約件数	数	15,000	12,000	△	3,000
年度内増加免除件数	数	△	7,000	△	3,000

(3) 衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数	数	1,367,000	0	△	1,367,000
年度内新規契約件数	数	989,000	1,367,000	△	428,000
年度内解約件数	数	20,000	0	△	20,000
年度内増加契約件数	数	919,000	1,367,000	△	448,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭免除件数	数	5,000	0	△	5,000
年度内新規免除件数	数	4,000	5,000	△	1,000
年度内解約件数	数	0	0	△	0
年度内増加免除件数	数	4,000	5,000	△	1,000

(4) 衛星普通契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成2年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数	数	10,000	0	△	10,000
年度内新規契約件数	数	10,000	10,000	△	0
年度内解約件数	数	0	0	△	0
年度内増加契約件数	数	10,000	10,000	△	0

(5) 特別契約
有料契約見込件数

区	分	平成 2 年度	平成元年度	増	減
年度初頭契約件数		3,000	0	3,000	
年度内新規契約件数		1,000	3,000	△	2,000
年度内解除契約件数		0	0	0	0
年度内増加契約件数		1,000	3,000	△	2,000

(参考 1)

有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数		29,680,000	1,248,000	1,367,000	10,000	3,000	32,306,000
年度内増加契約件数		△ 490,000	△ 110,000	919,000	10,000	1,000	880,000
年度末契約件数		29,190,000	1,138,000	2,286,000	20,000	4,000	32,688,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	合 計
年度初頭契約件数		230,000	14,000	10,000	254,000
年度内増加契約件数		△ 5,000	△ 1,000	10,000	4,000
年度末契約件数		225,000	13,000	20,000	258,000

(参考 2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		6,813,000	22,743,000	124,000	29,680,000
年度内増加契約件数		△ 726,000	0	236,000	△ 490,000
年度末契約件数		6,087,000	22,743,000	360,000	29,190,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		170,000	59,000	1,000	230,000
年度内増加契約件数		△ 13,000	6,000	2,000	△ 5,000
年度末契約件数		157,000	65,000	3,000	225,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		575,000	667,000	6,000	1,248,000
年度内増加契約件数		△ 34,000	△ 80,000	4,000	△ 110,000
年度末契約件数		541,000	587,000	10,000	1,138,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数		13,000	1,000	14,000
年度内増加契約件数		△ 1,000	0	△ 1,000
年度末契約件数		12,000	1,000	13,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		246,000	1,091,000	30,000	1,367,000
年度内増加契約件数		△ 61,000	970,000	10,000	919,000
年度末契約件数		185,000	2,061,000	40,000	2,286,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数		2,000	8,000	10,000
年度内増加契約件数		1,000	9,000	10,000
年度末契約件数		3,000	17,000	20,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数		2,000	8,000	10,000
年度内増加契約件数		0	10,000	10,000
年度末契約件数		2,000	18,000	20,000

(5) 特別契約

区	分	訪問集金	口座振替	合	計
年度初頭契約件数		2,000	1,000		3,000
年度内増加契約件数		1,000	0		1,000
年度末契約件数		3,000	1,000		4,000

5 要員計画

区	分	要員	数
事業運営関係係			14,406人
建設			248
合	計		14,654

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内280人の減額を見込んだものである。

平成2年度資金計画

1 資金計画の概要

平成2年度収支予算及び事業計画に基づき本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額5,649億1,625万2千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額5,549億6,945万6千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算4,689億877万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額4,686億5,888万2千円を予定する。

放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、194億8,000万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億5,300万円、放送債券償還積立資産の戻入れ78億4,000万円、国際放送関係等交付金収入15億1,360万6千円、有価証券の売却221億8,200万円、受取利息その他の入金307億1,176万4千円を見込む。

以上により入金額は、総額5,549億1,625万2千円である。

3 出金の部

事業経費3,989億5,616万3千円、建設経費628億円、放送債券の償還78億4,000万円、長期借入金の返還99億7,900万円、出資4億4,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ51億800万円、有価証券の購入554億2,200万円、支払利息その他の出金194億2,429万3千円を合わせ出金額は、総額5,549億6,945万6千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高		16,843,000	25,862,138	25,691,312	25,446,086	16,843,000
2 入		144,711,285	109,580,089	160,537,439	140,137,479	554,916,252
受 信 料		139,997,964	91,465,336	150,264,482	84,962,100	466,659,882
放 送 債 券		0	0	0	5,976,000	5,976,000
長 期 借 入 金		0	0	0	19,480,000	19,480,000
固定資産売却収入		27,800	338,500	103,780	82,920	553,000
放送債券償還積立		0	0	0	7,840,000	7,840,000
資産戻入れ		0	0	0	381,601	1,513,606
交付金収入		377,335	377,335	377,335	8,652,000	22,182,000
有価証券売却		100,000	13,380,000	100,000	12,792,855	30,711,764
受取利息その他の入金		4,208,196	4,018,868	9,691,842	143,793,769	554,989,456
3 出		135,692,157	109,700,865	160,782,665	108,428,179	393,966,163
事業経費		90,139,608	90,079,519	110,283,357	17,422,935	62,800,000
建設経費		14,808,687	15,351,476	15,210,902	7,840,000	7,840,000
放送債券償還		0	0	0	9,979,000	9,979,000
長期借入金返還		0	0	0	110,000	440,000
出		110,000	110,000	110,000	5,108,000	5,108,000
放送債券償還積立		0	0	0	521,000	55,422,000
資産繰入れ		24,540,000	100,000	30,261,000	4,368,655	19,424,288
有価証券購入		6,093,862	4,059,870	4,901,906	16,789,796	16,789,796
支払利息その他の出金		25,862,138	25,691,312	25,446,086	16,789,796	16,789,796
4 期末資金有高		25,862,138	25,691,312	25,446,086	16,789,796	16,789,796

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する野政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第87条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成2年3月

郵 政 大 臣

日本放送協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当なものと認める。

なお、受信料額の改定については、協会の財政基盤の安定を図り、公共放送として求められる社会的使命を果たすためには、この際、やむを得ないものと考ええる。

協会は、受信者に負担の増加を求めざるを得ない現下の厳しい状況を踏まえ、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

- 1 協会は、その財政が受信者が負担する受信料を基礎として行っていることを改めて深く認識し、事業運営の刷新、効率化を徹底するとともに、極力経費の節減に努めること。
- 2 協会は、効率的な営業活動により、受信料の確実な収納に努めること。特に、衛星料金を含む受信料については、契約締結及び収納の促進を図ること。
- 3 協会は、衛星放送の効率的、安定的実施に配慮するとともに、受信者の要望を踏まえ、その充実、普及に資するよう努めること。
- 4 なお、衛星第2テレビジョンにおいては、難視聴解消のために必要な放送を確保すること。
- 5 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、引き続きその充実、強化に努めること。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなっているからである。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的

本件は、日本放送協会の平成2年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の要旨
収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の準則を示す予算総則並びに収支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているものであって、その要点は次のとおりである。

1 収支予算

(一) 受信料の額を次の表のとおり改定する。

契約種別	改		定		現		行	
	支払区分	月 額	前払額	前払額	支払区分	月 額	前払額	前払額
契約種別	訪問集金	一、七〇〇円	六か月	一、一〇〇円	訪問集金	一、四〇〇円	六か月	一、一〇〇円
	口座振替	一、三〇〇円	七、五〇〇円	一、四〇〇円	口座振替	一、〇〇〇円	五、八〇〇円	一、二〇〇円

普通契約	訪問集金	月 額	前払額	前払額	訪問集金	月 額	前払額	前払額
普通契約	訪問集金	一、七〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円	訪問集金	一、四〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円
	口座振替	一、三〇〇円	七、五〇〇円	一、四〇〇円	口座振替	一、〇〇〇円	五、八〇〇円	一、二〇〇円
衛星契約	訪問集金	一、七〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円	訪問集金	一、四〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円
	口座振替	一、三〇〇円	七、五〇〇円	一、四〇〇円	口座振替	一、〇〇〇円	五、八〇〇円	一、二〇〇円
特別契約	訪問集金	一、七〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円	訪問集金	一、四〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円
	口座振替	一、三〇〇円	七、五〇〇円	一、四〇〇円	口座振替	一、〇〇〇円	五、八〇〇円	一、二〇〇円

なお、沖縄県については、特別契約を除き、特例措置により次のとおり改定する。

契約種別	改		定		現		行	
	支払区分	月 額	前払額	前払額	支払区分	月 額	前払額	前払額
契約種別	訪問集金	一、三〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円	訪問集金	一、〇〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円
	口座振替	一、〇〇〇円	七、五〇〇円	一、四〇〇円	口座振替	八、九〇〇円	七、五〇〇円	一、二〇〇円
普通契約	訪問集金	一、三〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円	訪問集金	一、〇〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円
	口座振替	一、〇〇〇円	七、五〇〇円	一、四〇〇円	口座振替	八、九〇〇円	七、五〇〇円	一、二〇〇円
衛星契約	訪問集金	一、三〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円	訪問集金	一、〇〇〇円	六、六〇〇円	一、一〇〇円
	口座振替	一、〇〇〇円	七、五〇〇円	一、四〇〇円	口座振替	八、九〇〇円	七、五〇〇円	一、二〇〇円

(二) 収支予算の見積は次のとおりである。

(一) 一般勘定

(事業収支)

事業収入

四、八四五億九、五〇七万円

事業支出

事業収支差金

(資本収支)

資本収入

資本支出

資本収支差金

なお、事業収支差金三六五億五、三三三万九千円については、一五〇億八、七〇〇万円を資本支出に充当し、残り二一四億六、六三三万九千円は、翌年度以降の財政安定のための財源としてその使用を繰り延べる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

事業収支差金

なお、事業収支差金八、五〇〇万円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

2 事業計画

(一) 建設計画

衛星放送設備の整備、外国電波混信等による難視聴地域に対し、テレビジョン放送局の補完的な措置を行うほか、地方放送会館の整備、老朽の著しい放送機器の更新整備等を行う。

(二) 事業運営計画

(1) 国内放送については、国民生活に必要な不可欠な情報や創造的文化的な番組の提供など、多様な分野の番組を編成するとともに、特別番組を随時、機動的かつ集中的に実施する等、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

また、衛星放送については、国際情報を中心に魅力ある番組を編成する等、その普及促進に努めるほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

国際放送については、放送時間を拡充して、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外中継を拡充し受信の改善に努める。

四、四八〇億四、一九三万一千円

三六五億五、三三三万九千円

八六一億六、七〇〇万円

八六一億六、七〇〇万円

〇円

五億二、三〇〇万円

四億三、八〇〇万円

八、五〇〇万円

(2) 受信料負担の公平を期するため、新受信料額の早期定着と受信者の把握に努めるとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。また、効率的な業務運営を一層徹底して経費の節減を図る。

また、受託業務等については、会館施設等の一般供用、放送番組の受託制作等を行う。

(三) 有料契約件数

年度初頭契約件数を三、二三〇万八千件、年度内増加契約件数を三三万三、二六三万八千件と見込んでいる。

(四) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進して、年度内に二八〇人の削減を行い、要員を一四、六五四人とする。

3 資金計画

平成二年度の資金計画は、受信料、放送債、長期借入金等による入金総額五、五四九億一、六二五万二千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等に

よる出金総額五、五四九億六、九四五万六千円をもって施行する。

三 本件の議決理由

日本放送協会の平成二年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年三月二十八日

通信委員長 上草 義輝

衆議院議長 櫻内 義雄殿

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の不偏不党と表現の自由を確保すること。

一 協会は、視聴者の意向を十分に受けとめ、公共放送の使命に徹し、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努めることにより積極的に社会的責任を果たすこと。

一 協会の運営は、視聴者が負担した受信料によるものであることをさらに自覚し、経営計画の推進にあたっては、業務全般にわたる抜本的な見直しと一層創造的で効率的な運営を目指すとともに、職員の処遇についても配慮すること。

一 協会は、経営の方針及び内容を国民に積極的に明示し、理解と協力を得るよう努めること。

また、衛星料金を含む新受信料額の定着と受信者の把握に努め、受信料の確実な収納を図ることにより、負担の公平を期し、受信料制度への理解を促進すること。

一 衛星放送については、その特質及び難視聴解消の目的を十分踏まえ、安定的、効率的実施に万全を期し、迅速な報道番組を提供するなどそ

の充実、普及に努めるとともに、ハイビジョンの普及促進を図ること。

一 放送を通じて、国際間の理解と親善に寄与するため、国際放送については、交付金の増額に努めるとともに、番組の充実、海外中継の拡充による受信改善を促進し、また、海外への映像情報の提供を図ること。

一 協会は、地域社会の発展に貢献する情報番組を提供する等、地域放送の一層の充実、強化に努めること。